

平成26年 第3回

宿毛市議会定例会会議録

平成26年9月2日開会

平成26年9月18日閉会

宿毛市議会事務局

平成26年第3回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日（平成26年9月2日 火曜日）	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	3
出席要求による出席者	3
開 会（午前10時00分）	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
（諸般の報告）	
○日程第3 議案第1号から議案第29号まで	5
（提案理由の説明）	
市 長	5
散 会（午前10時17分）	
陳情文書表	8
----- . . . -----	
第 2 日（平成26年9月3日 水曜日）	休会
----- . . . -----	
第 3 日（平成26年9月4日 木曜日）	休会
----- . . . -----	
第 4 日（平成26年9月5日 金曜日）	休会
----- . . . -----	
第 5 日（平成26年9月6日 土曜日）	休会
----- . . . -----	
第 6 日（平成26年9月7日 日曜日）	休会
----- . . . -----	
第 7 日（平成26年9月8日 月曜日）	
議事日程	9
本日の会議に付した事件	9
出席議員	9
欠席議員	9
事務局職員出席者	9

出席要求による出席者	9
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 一般質問	11
1 高倉真弓議員	11
市 長	11
高倉真弓議員	12
市 長	12
高倉真弓議員	12
市 長	13
高倉真弓議員	13
市 長	13
高倉真弓議員	13
市 長	13
高倉真弓議員	14
市 長	14
高倉真弓議員	14
市 長	15
高倉真弓議員	15
市 長	15
高倉真弓議員	15
市 長	16
高倉真弓議員	16
市 長	16
高倉真弓議員	16
市 長	17
高倉真弓議員	17
市 長	18
高倉真弓議員	18
2 宮本有二議員	18
市 長	19
宮本有二議員	19
市 長	19
宮本有二議員	19
市 長	19
宮本有二議員	20
市 長	20
宮本有二議員	20

市 長	2 0
宮本有二議員	2 0
市 長	2 0
宮本有二議員	2 0
市 長	2 1
宮本有二議員	2 1
市 長	2 1
宮本有二議員	2 1
市 長	2 2
宮本有二議員	2 2
市 長	2 3
宮本有二議員	2 3
市 長	2 3
宮本有二議員	2 4
市 長	2 4
宮本有二議員	2 4
市 長	2 5
宮本有二議員	2 5
市 長	2 5
宮本有二議員	2 5
市 長	2 6
宮本有二議員	2 7
教 育 長	2 7
宮本有二議員	2 7
教 育 長	2 8
宮本有二議員	2 8
教 育 長	2 8
宮本有二議員	2 8
教 育 長	3 0
宮本有二議員	3 0
教 育 長	3 0
宮本有二議員	3 0
教 育 長	3 1
宮本有二議員	3 2
教 育 長	3 3
宮本有二議員	3 3
教 育 長	3 4

	宮本有二議員	3 4
	市 長	3 4
	宮本有二議員	3 4
3	岡崎利久議員	3 4
	市 長	3 5
	岡崎利久議員	3 5
	市 長	3 5
	岡崎利久議員	3 5
	市 長	3 6
	岡崎利久議員	3 6
	市 長	3 6
	岡崎利久議員	3 6
	市 長	3 6
	岡崎利久議員	3 6
	市 長	3 6
	岡崎利久議員	3 7
	市 長	3 7
	岡崎利久議員	3 8
	市 長	3 8
	岡崎利久議員	3 8
	市 長	3 8
	岡崎利久議員	3 8
	市 長	3 8
	岡崎利久議員	3 8
	市 長	3 9
	岡崎利久議員	3 9
	市 長	3 9
	岡崎利久議員	3 9
	市 長	3 9
	岡崎利久議員	3 9
	市 長	3 9
	岡崎利久議員	4 0
4	山上庄一議員	4 0
	市 長	4 0
	山上庄一議員	4 1

市 長	4 1
山上庄一議員	4 1
市 長	4 1
山上庄一議員	4 1
市 長	4 2
山上庄一議員	4 2
市 長	4 2
山上庄一議員	4 2
市 長	4 3
山上庄一議員	4 4
市 長	4 4
山上庄一議員	4 4
市 長	4 5
山上庄一議員	4 5
市 長	4 6
山上庄一議員	4 7
市 長	4 7
山上庄一議員	4 8
市 長	4 8
山上庄一議員	4 9
市 長	5 0
副 市 長	5 0
山上庄一議員	5 0
副 市 長	5 0
山上庄一議員	5 1
副 市 長	5 1
山上庄一議員	5 2
延 会 (午後 2 時 5 4 分)	

----- . . ----- . . -----

第 8 日 (平成 2 6 年 9 月 9 日 火曜日)

議事日程	5 3
本日の会議に付した事件	5 3
出席議員	5 3
欠席議員	5 3
事務局職員出席者	5 3
出席要求による出席者	5 3
開 議 (午前 1 0 時 0 0 分)	

○日程第1 一般質問	5 5
1 浦尻和伸議員	5 5
市長	5 5
浦尻和伸議員	5 6
市長	5 6
浦尻和伸議員	5 6
市長	5 7
浦尻和伸議員	5 7
市長	5 7
浦尻和伸議員	5 8
市長	5 8
浦尻和伸議員	5 8
市長	5 9
浦尻和伸議員	5 9
市長	6 0
浦尻和伸議員	6 0
市長	6 0
浦尻和伸議員	6 1
市長	6 1
浦尻和伸議員	6 1
2 濱田陸紀議員	6 2
教育長	6 2
濱田陸紀議員	6 3
教育長	6 3
濱田陸紀議員	6 3
教育長	6 3
濱田陸紀議員	6 3
市長	6 4
濱田陸紀議員	6 4
市長	6 4
濱田陸紀議員	6 5
市長	6 5
濱田陸紀議員	6 5
市長	6 6
濱田陸紀議員	6 6
市長	6 6
濱田陸紀議員	6 6

	市 長	6 6
	濱田陸紀議員	6 7
3	寺田公一議員	6 7
	市 長	6 7
	寺田公一議員	6 8
	市 長	6 8
	寺田公一議員	6 8
	市 長	6 8
	寺田公一議員	6 9
	市 長	6 9
	寺田公一議員	6 9
	市 長	6 9
	寺田公一議員	6 9
	市 長	6 9
	寺田公一議員	7 0
	市 長	7 0
	寺田公一議員	7 0
	市 長	7 0
	産業振興課長	7 1
	寺田公一議員	7 1
	市 長	7 1
	産業振興課長	7 1
	寺田公一議員	7 1
	市 長	7 2
	寺田公一議員	7 2
	市 長	7 3
	寺田公一議員	7 3
	市 長	7 3
	寺田公一議員	7 4
	市 長	7 4
	寺田公一議員	7 4
	市 長	7 4
	寺田公一議員	7 4
	市 長	7 5
	寺田公一議員	7 5
	市 長	7 5
	寺田公一議員	7 5

	教育長	7 6
	寺田公一議員	7 6
	教育長	7 6
	寺田公一議員	7 7
	教育長	7 7
	寺田公一議員	7 7
	教育長	7 7
	寺田公一議員	7 7
	教育長	7 8
	寺田公一議員	7 8
	市長	7 8
	寺田公一議員	7 8
	市長	7 8
	寺田公一議員	7 9
	市長	7 9
	寺田公一議員	8 0
4	浅木 敏議員	8 0
	市長	8 1
	浅木 敏議員	8 1
	市長	8 1
	浅木 敏議員	8 1
	市長	8 2
	浅木 敏議員	8 2
	市長	8 2
	浅木 敏議員	8 2
	市長	8 3
	浅木 敏議員	8 3
	市長	8 3
	浅木 敏議員	8 4
	市長	8 4
	福祉事務所長	8 4
	浅木 敏議員	8 4
	市長	8 4
	浅木 敏議員	8 5
	市長	8 5
	浅木 敏議員	8 5
	市長	8 5

浅木 敏議員	8 5
市 長	8 5
福祉事務所長	8 5
浅木 敏議員	8 6
市 長	8 6
浅木 敏議員	8 6
市 長	8 7
浅木 敏議員	8 7
市 長	8 7
浅木 敏議員	8 8
市 長	8 8
浅木 敏議員	8 8
市 長	8 9
浅木 敏議員	8 9
教 育 長	9 0
浅木 敏議員	9 0
教 育 長	9 0
浅木 敏議員	9 0
教 育 長	9 0
浅木 敏議員	9 0
教 育 長	9 1
浅木 敏議員	9 1
教 育 長	9 1
浅木 敏議員	9 1
教 育 長	9 1
浅木 敏議員	9 1
教 育 長	9 2
浅木 敏議員	9 2
教 育 長	9 2
浅木 敏議員	9 2
教 育 長	9 2
浅木 敏議員	9 2
教 育 長	9 3
浅木 敏議員	9 3
教 育 長	9 3
浅木 敏議員	9 4
教 育 長	9 4

浅木 敏議員	9 5
教育長	9 5
浅木 敏議員	9 5
教育長	9 6
浅木 敏議員	9 6
散 会 (午後 3 時 3 5 分)	

----- . . ----- . . -----

第 9 日 (平成 2 6 年 9 月 1 0 日 水曜日)

議事日程	9 9
本日の会議に付した事件	9 9
出席議員	9 9
欠席議員	9 9
事務局職員出席者	9 9
出席要求による出席者	9 9
開 議 (午前 1 0 時 0 0 分)	
○日程第 1 議案第 1 号から議案第 2 9 号まで	1 0 1
質疑	1 0 1
1 野々下昌文議員	1 0 1
企画課長	1 0 1
福祉事務所長	1 0 2
土木課長	1 0 2
商工観光課長	1 0 3
都市建設課長	1 0 4
野々下昌文議員	1 0 5
商工観光課長	1 0 5
土木課長	1 0 5
野々下昌文議員	1 0 6
2 松浦英夫議員	1 0 6
産業振興課長	1 0 7
土木課長	1 0 8
千寿園長	1 0 9
松浦英夫議員	1 0 9
千寿園長	1 0 9
松浦英夫議員	1 0 9
委員会付託 (議案第 1 号から議案第 2 9 号まで)	1 1 0
散 会 (午前 1 0 時 5 6 分)	
請願文書表	1 1 1

議案付託表	112

第10日(平成26年9月11日 木曜日) 休会	

第11日(平成26年9月12日 金曜日) 休会	

第12日(平成26年9月13日 土曜日) 休会	

第13日(平成26年9月14日 日曜日) 休会	

第14日(平成26年9月15日 月曜日) 休会	

第15日(平成26年9月16日 火曜日) 休会	

第16日(平成26年9月17日 水曜日)	

第17日(平成26年9月18日 木曜日)	
議事日程	115
本日の会議に付した事件	115
出席議員	115
欠席議員	116
事務局職員出席者	116
出席要求による出席者	116
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 議案第1号から議案第29号まで	118
(議案第14号から議案第29号まで)	
委員長報告	
予算決算常任委員長	118
総務文教常任委員長	119
産業厚生常任委員長	120
質疑	120
(議案第14号から議案第21号まで及び議案第25号から議案第29号まで)	
討論・表決	121
(議案第22号から議案第24号まで)	
討論・表決	121
(議案第1号から議案第13号まで)	
継続審査	121

○日程第2 請願第5号及び陳情第22号	121
(陳情第22号)	
委員長報告	
産業厚生常任委員長	121
質疑・討論・表決	121
(請願第5号)	
継続審査	122
○日程第3 委員会調査について	122
継続調査	122
○日程第4 意見書案第1号から意見書案第4号まで	122
(意見書案第1号)	
提案理由の説明	
岡崎利久議員	122
質疑	123
委員会付託省略	123
討論・表決	123
(意見書案第2号)	
提案理由の説明	
浅木 敏議員	123
質疑	124
委員会付託省略	124
討論・表決	124
(意見書案第3号)	
提案理由の説明	
松浦英夫議員	124
質疑	125
委員会付託省略	125
討論	
浅木 敏議員(賛成)	125
表決	126
(意見書案第4号)	
提案理由の説明	
浅木 敏議員	126
質疑	128
委員会付託省略	129
討論	
松浦英夫議員(賛成)	129

表決	1 3 0
○日程追加 今城誠司議員辞職の件	1 3 0
○日程追加 議長の選挙	1 3 0
○日程追加 会議録署名議員の追加指名	1 3 2
(閉会あいさつ)	
市 長	1 3 2
閉 会 (午前 1 1 時 4 4 分)	
委員会審査報告書	1 3 4
陳情審査報告書	1 3 7
閉会中の継続審査申出書	1 3 8
閉会中の継続調査申出書	1 4 0
意見書案第 1 号	1 4 3
意見書案第 2 号	1 4 5

----- . . ----- . . -----

付 録

一般質問通告表	付- 1
議決結果一覧表	付- 3
議 案	付- 3
請 願	付- 5
陳 情	付- 5

平成26年
第3回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成26年9月2日 火曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

- 諸般の報告
- 行政方針の表明

第3 議案第1号から議案第29号まで

議案第 1号 平成25年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第 2号 平成25年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
について

議案第 3号 平成25年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

議案第 4号 平成25年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

議案第 5号 平成25年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認
定について

議案第 6号 平成25年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

議案第 7号 平成25年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

議案第 8号 平成25年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定
について

議案第 9号 平成25年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定
について

議案第10号 平成25年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

議案第11号 平成25年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定
について

議案第12号 平成25年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

議案第13号 平成25年度宿毛市水道事業会計決算認定について

議案第14号 平成26年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第15号 平成26年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

- 議案第16号 平成26年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について
議案第17号 平成26年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について
議案第18号 平成26年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第19号 平成26年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について
議案第20号 平成26年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について
議案第21号 平成26年度宿毛市水道事業会計補正予算について
議案第22号 宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第23号 宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第24号 宿毛市立特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の制定について
議案第25号 財産の処分について
議案第26号 宿毛市土地開発公社の解散について
議案第27号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
議案第28号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
議案第29号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号から議案第29号まで

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 高倉真弓君 | 2番 山上庄一君 |
| 3番 山戸寛君 | 4番 今城誠司君 |
| 5番 岡崎利久君 | 6番 野々下昌文君 |
| 7番 松浦英夫君 | 8番 浅木敏君 |
| 9番 中平富宏君 | 10番 浦尻和伸君 |
| 11番 寺田公一君 | 12番 宮本有二君 |
| 13番 濱田陸紀君 | 14番 西郷典生君 |

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長兼調査係長	松 本 政 代 君
議事係長	柏 木 景 太 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	沖 本 年 男 君
副 市 長	安 澤 伸 一 君
企 画 課 長	出 口 君 男 君
総 務 課 長	山 下 哲 郎 君
危機管理課長	楠 目 健 一 君
市 民 課 長	立 田 ゆ か 君
税 務 課 長	岩 本 昌 彦 君
会計管理者兼 会 計 課 長	滝 本 節 君
保健介護課長	児 島 厚 臣 君
環 境 課 長	佐 藤 恵 介 君
人権推進課長	杉 本 裕 二 郎 君
産業振興課長	黒 田 厚 君
商工観光課長	山 戸 達 朗 君
土 木 課 長	岡 崎 匡 介 君
都市建設課長	川 島 義 之 君
福祉事務所長	河 原 敏 郎 君
水 道 課 長	金 増 信 幸 君
教 育 長	立 田 壽 行 君
教育委員会 委 員 長	増 田 全 英 君
教育次長兼 学 校 教 育 課 長	沢 田 清 隆 君
生涯学習課長 兼 宿 毛 文 教 セ ン タ ー 所 長	桑 原 一 君
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	山 崎 善 文 君
千 寿 園 長	山 岡 敏 樹 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	岩 田 明 仁 君
選挙管理委員 会 事 務 局 長	河 原 志 加 子 君

----- . . . -----

午前10時00分 開会

○議長（今城誠司君） これより平成26年第3回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において浦尻和伸君及び寺田公一君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（中平富宏君） ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る8月29日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案の上、慎重に審査した結果、本日から9月18日までの17日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（今城誠司君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から9月18日までの17日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月18日までの17日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

本日まで、陳情1件を受理いたしました。

よって、お手元に配付してあります陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告期限を本日午後5時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してく

ださい。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

市長から報告事項がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（沖本年男君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成26年第3回宿毛市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、大変御多忙のところ御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、報告事項の説明をいたします。

報告第1号及び報告第2号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法ですが、これに基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての報告でございます。

この報告は、財政健全化法第3条第1項及び同法第22条第1項により、財政の悪化状況を見きわめる四つの健全化判断比率、及び公営企業の資金不足比率を明らかにし、監査委員の意見を添えて、議会に報告することが義務づけられているものです。

お手元の報告書にありますように、健全化判断比率のうち、例年どおり実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字になっていませんので、数値は出ていません。

また、実質公債費比率は、昨年度17.9%より0.7%減少し、17.2%で、早期健全化基準の25%を下回っています。

さらに、将来負担比率についても、昨年度112.6%より3.4%減少し、109.2%で、早期健全化基準の350%を下回っています。

次に、公営企業の資金不足比率については、

水道事業会計、定期船事業特別会計、下水道事業特別会計、国民宿舎運営事業特別会計、土地区画整理事業特別会計の5会計とも資金不足はありませんので、数値は出ていません。

このように、おおむね堅調な状況ではありますが、当市は南海地震対策に関連し、大規模な事業が控えていますので、健全化判断比率等に留意しつつ、事業の優先順位等を考慮しながら、引き続き、効率的で効果的な行財政運営を推進していく所存であります。

議員の皆様方には、今後ともより一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。報告事項の説明といたします。

○議長（今城誠司君） 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3「議案第1号から議案第29号まで」の29議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（沖本年男君） 御提案申しあげました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号から議案第13号までの13議案は、平成25年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算認定をお願いするものです。

各会計の決算書とともに、監査委員の審査意見書を添えて提出していますので、説明は省略させていただきます。

議案第14号は、平成26年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

総額で3億3,011万3,000円を増額しようとするものです。

歳入で増額する主なものは、地方交付税8,791万7,000円、国庫支出金8,141万8,000円、県支出金2,413万2,000円、繰入金1億152万5,000円、繰

越金5,762万4,000円となっており、また、減額する主なものは、市債2,742万4,000円となっております。

続きまして、歳出の補正の主な理由は、人事異動等による人件費の変更のほか、増額する主なものは、総務費では、社会保障・税番号制度システム整備委託料2,710万5,000円、津波避難対策として、JA高知はた宿毛支所へ避難階段等を整備するための、津波避難ビル屋外階段設置工事費5,326万6,000円。

民生費では、障害者福祉費の国や県への返還金1,002万9,000円。

衛生費では、水痘ワクチン等の予防接種委託料991万7,000円。

労働費では、緊急雇用創出臨時特例基金事業委託料673万7,000円、農林水産業費では、農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業463万8,000円、治山流末水路取り付け工事費1,003万8,000円。

商工費では、真丁商店街アーケード撤去等事業費補助金361万1,000円。

土木費では、宿毛市総合運動公園の公園施設整備工事費3,001万円、がけ崩れ住家防災対策工事費600万円。

消防費では、消防団施設の修繕費294万2,000円。

教育費では、小学校の防水改修工事費421万円。

災害復旧費では、農業施設災害工事費1,785万円。

土木施設災害工事費7,300万1,000円などを計上しています。

議案第15号から議案第21号までは、平成26年度各特別会計補正予算及び水道事業会計補正予算でございます。

主な理由は、人事異動等による人件費の変更となっておりますが、その他の主要なものを申

申し上げますと、議案第15号の平成26年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算では、昨年度受け入れをしておりました療養給付費等負担金の返還金として、7,521万円を計上しております。

議案第22号「宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」、議案第23号「宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の制定について」の2議案は、平成24年8月に成立した子ども子育て支援法等に基づき、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が本格施行するに当たって、保育や教育に関する施設の運営基準や認可基準について、国の基準を踏まえ、実施主体となっている市町村が条例で定めることとなっているため、新たに関係条例を制定しようとするものです。

議案第24号は、「宿毛市立特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の制定について」でございます。

内容につきましては、特別養護老人ホーム千寿園について、今後、指定管理者が運営できるように、条例を全部改正しようとするものです。

議案第25号は、「財産の処分について」でございます。

内容につきましては、ポツダム宣言の受託に伴い発する命令に関する件に基づく町内会部落会又はその連合会等に関する解散、就職その他の行為の制限に関する政令により、本市に帰属した財産のうち、当該政令施行前から引き続き自治会等が管理している、宿毛市小筑紫町湊字池ノ丸170番ほか7筆を、湊地区に無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めものです。

議案第26号は、「宿毛市土地開発公社の解散について」でございます。

内容につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された宿毛市土地開発公社の懸案事項となっていました長期保有土地の引き取りが、本年度完了いたします。

土地開発公社の役目も終了したと判断し、去る7月28日に宿毛市土地開発公社理事会において解散する旨の決定となりましたので、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第27号から議案第29号の3議案は、「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」でございます。

内容につきましては、沖の島辺地の診療施設、山北辺地の道路、栄喜辺地の簡易水道施設の整備を実施するに当たり、辺地対策事業債の申請を行うため、本計画を策定する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上が、御提案申し上げました議案の内容です。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（今城誠司君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、9月3日から9月5日まで休会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、9月3日から9月5日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

9月3日から9月7日までの5日間休会し、9月8日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時17分 散会

陳 情 文 書 表

平成26年第3回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第22号	平成 26. 8. 29	地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充及び「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書の提出について	全国林野関連労働組合四国地方本部四万十分会 執行委員長 矢間 重清	産業厚生

上記のとおり付託いたします。

平成26年9月2日

宿毛市議会議長 今 城 誠 司

平成26年
第3回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第7日（平成26年9月8日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 高倉真弓君	2番 山上庄一君
3番 山戸寛君	4番 今城誠司君
5番 岡崎利久君	6番 野々下昌文君
7番 松浦英夫君	8番 浅木敏君
9番 中平富宏君	10番 浦尻和伸君
11番 寺田公一君	12番 宮本有二君
13番 濱田陸紀君	14番 西郷典生君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 朝比奈淳司君
次長兼庶務係長兼調査係長 松本政代君
議事係長 柏木景太君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 沖本年男君
副市長 安澤伸一君
企画課長 出口君男君
総務課長 山下哲郎君
危機管理課長 楠目健一君
市民課長 立田ゆか君
税務課長 岩本昌彦君

会計管理者兼 会計課長	滝本節君
保健介護課長	児島厚臣君
環境課長	佐藤恵介君
人権推進課長	杉本裕二郎君
産業振興課長	黒田厚君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	岡崎匡介君
都市建設課長	川島義之君
福祉事務所長	河原敏郎君
水道課長	金増信幸君
教育長	立田壽行君
教育委員会 委員長	増田全英君
教育次長兼 学校教育課長	沢田清隆君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	桑原一君
千寿園長	山岡敏樹君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員 会事務局長	河原志加子君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（今城誠司君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） おはようございます。

1番、高倉真弓です。

まず、最初に平成26年8月豪雨の関連で、多くの皆様方が災害に遭われましたこと、心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。どうぞ、一日も早い復興を願っております。

通告によりまず一般質問をいたします。

今回、3項目についてお伺いをいたします。

まず、大きく1項目め、平成26年第11号台風の検証についてであります。

今回、幸いにも他県のような大災害は免れましたが、無傷ではございませんでした。今回の件を教訓に、市や市民のとする行動を探るためにも、まず1番目に、災害対策本部についてお伺いをいたします。

災害対策本部の立ち上げや活動内容、また被災状況などをお教え願います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） おはようございます。

1番、高倉議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、災害対策本部については、情報収集等をする中で、状況を勘案をして、即時に設置ができる体制となっております。

次に、災害対策時の配備対策については、準備配備、第一配備、第二配備、第三配備の四つの区分の職員参集体制を定めており、準備配備は、危機管理課と土木課や水道課などの関係課などが参集し、情報収集体制をとります。

次に、第一配備は、全ての管理職が参集し、

注意体制をとります。第二配備になりますと、警戒体制として、係長以上の参集となり、非常体制の、第三配備は全職員が参集いたします。

さて、今回の台風11号に係る配備体制状況につきましては、8月9日土曜日の午前0時37分、大雨洪水警報が発表された時点で、準備配備体制をとり、同日午前10時50分に土砂災害警戒情報が発表された時点で、災害対策本部を市役所本庁舎に設置し、第一配備をとりました。

その後、同日午後1時15分には、地域ごとに避難所の開設が必要と判断し、第二配備としました。

災害対策本部組織の活動としては、各参集職員を役割分担し、今後の気象状況や、災害情報の収集、災害危険箇所等のパトロール、避難所の開設、土砂崩れや冠水などによる道路交通規制や土のうの配布、避難所へのロールマットや毛布、食糧の配布などの災害対策業務に従事いたしました。

翌8月10日、日曜日の午前6時30分には、台風の影響による危険がないと判断し、全ての避難指示、避難勧告を解除いたしました。そして、同日、午前7時30分には、避難所の閉鎖に伴い、第二配備を解除して、第一配備としまして、午前8時には第一配備を解除し、準備配備としました。

最終的に、同日午後2時17分の気象警報の解除に伴い、準備配備を解除いたしました。

次に、被害状況についてですが、各地域で土砂崩れや倒木、冠水などによる幹線道路の寸断や、停電等がございまして、浸水被害につきましても、住家2軒が床下浸水いたしました。幸いにも人的被害はありませんでした。

また、現在、把握しております農水産業の被害額につきましては、オクラ、ブント、水稲等の農作物が1,499万7,000円、園芸

ハウスのビニール棟の破損が206万4,000円、養殖のカンパチ、マダイ等の水産業関係が1,079万8,000円となっております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） 御丁寧に御答弁ありがとうございます。本当に詳しくありがとうございます。

本来なら、日常の疲れをとりたい土曜日の午前0時37分の大雨洪水警報が出されました時点からの準備体制から、翌10日の午後2時17分の解除まで、待機を含め、昼夜を通した長い時間を、市民の安心安全のために活動していただきましたことは、市民の一人として、心から感謝申し上げます。

本当にお疲れだったと思います。市民の皆様にも、御自分の時間と災害対策本部との状況を照らし合わせて、今後の行動の見直しなどに生かしていただけるものと存じます。

また、被害状況も人的被害、家屋倒壊という状態でなかったことが、何よりであったと存じます。

とは申しましても、一次産業に及ぼした影響は大きく、オクラをかごに何杯も廃棄処分にした、稲が水没した、などと目撃いたしております。

56号線から四万十市方面、高規格道路に至ります左側、中筋川右岸までは、圃場整備をされておりまして、水稻栽培がなされております。毎年、冠水被害が出ており、今回も1日から3日間、水没いたしておりました。

これは、時間的差はありましても、山田川、芳奈川においても同様であり、当然、市内には同じ状態のところがあると考えられます。

そこで再質問いたします。

治水管理から河床整備、掘削等、市はもとより、県、国に働きかけ、流水の正常な機能を確

保、減災に努めるべきでないかと思いますが、お伺いをいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

御質問の地域は、東平から中筋川を挟んだ対岸に位置する農地で、排水路はミサイヂ川を経由して中筋川に流入する区域となっております。

この区域は、議員の御指摘のとおり、先日の台風11号襲来時には、冠水をいたしました。現在、中筋川を含む渡川水系の河川整備計画を、国土交通省と高知県が連携する中で、作成作業を進めているところでありまして、本計画の中には、農地などの位置する内水対策についての項目も網羅される予定となっております。

先日の新聞の折り込みにも、案内のチラシも入っておりますので、議員も御存じだと思いますが、8月23日には、東中学校において、整備計画の概要説明が開催され、8月27日には、四万十市において、市町村長の意見を聞く会があり、9月7日には、四万十市において住民の意見を聞く会が開催されております。

今後におきましても、あらゆる機会をとらえ、行政はもとより、住民の声を整備計画に反映させてまいりたい、このように考えておりますので、どうか御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（今城誠司君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） ありがとうございます。

冠水後に芳奈川にまいりました。そうしましたら、遡上してきましたコイが、田んぼにすぐたくさん、それもなかなか大きいコイでございましたが、泳いでおりました。田んぼの中をコイがですよ。それも1匹や2匹でなかったもので、地元の方が網ですくおうとなさっておいでました。

それも一つの風景ではありますが、長い水没は困ります。何分にも、早い対策をとっていただくように期待をいたします。

続きまして、2番目といたしまして、避難指示、勧告についてお伺いをいたします。

災害本部の状況は理解できました。指示や勧告を発令し、避難所が開設されておりますが、避難された方の人数をお教え願います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

まず、避難勧告等の発令の状況についてですけれども、8月9日午後2時10分に、大雨による土砂災害の危険度が高まったため、山奈町全域及び平田町全域に対して、避難勧告を発令するとともに、市内12カ所に避難所を開設いたしました。

続いて、同日午後3時に、街区から西地区までの地域に避難準備情報を発令し、同日午後5時20分には、高潮警報が発表されたことに伴いまして、沿岸部全域に対して、避難準備情報を発令いたしました。

そして、同日、午後10時50分には、山田川決壊の恐れがあったため、山奈町山田の地域に対して、自宅の2階に避難するなど、屋内での安全確保を図れるよう、避難指示を発令しました。

なお、各避難所に避難された方は、合計で79名でございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） 再質問いたします。

市内の広い範囲で、勧告や指示を出した割には、避難者の数は79名、少ないように思いますが、津波とは違うので逃げなかったのでしょうか。それとも、ほかに何か理由や問題点があったのか、お伺いいたします。

避難者の数が少ないのは、台風だからということであって、津波が起こってなかったから逃げなかったのか、その辺の違い、その辺のところをお教え願います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

避難者数につきましては、避難所に避難した方しか把握していないために、知人や親類宅などに避難した方などもいらっしゃると思いますので、先ほどの人数しか避難していないわけではないと思います。

また、今回の避難指示等の発令につきましては、暴風雨の中で避難所へ避難させることは、かえって危険があると判断をし、自宅の2階へ避難するなど、屋内での安全確保を指示したことも、要因としてあろうかと思えます。

なお、中央防災会議の分析によりますと、豪雨災害では、避難勧告等の情報を入手したにもかかわらず、自分が被害を受けるとは思わなかったとの理由や、土砂災害の経験がないため、避難行動を行わず、被災する人が多いという結果が示されております。こうしたことを踏まえて、今後も適切な安全確保行動につながるような情報発信をしていく必要があると思っております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） ありがとうございます。

津波なら、どんなことがあっても、とにかく逃げなきゃと思いますが、今回のことは、台風ということがあって、事故がなくて幸いでした。

台風は、市民の皆様も経験があつて、こういう判断であつたらうかと思えます。その情報発信ですが、御年配の方々など、情報入手困難な方に対するの伝達手段はどうなっているのかを、お伺いいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

避難勧告などの情報伝達手段につきましては、防災行政無線放送、そして広報車、緊急速報メール、ホームページへの掲載等、さまざまな伝

達手段により、周知を図っているところですが、今回の台風のような暴風雨で、雨戸も閉めている状況では、防災行政無線や、広報車による屋外放送は、余り効果を発揮できず、十分とは言えません。

こうした場合、現段階では、やはり携帯電話への緊急速報メールが、最も有効な伝達手段と考えております。

それに加えて、今後、隣近所の声かけなど、地域と連携した周知方法なども、あわせて検討してまいりたいと考えております。

また、本年4月から運用が開始されております高知県総合防災情報システムと、公共情報コモンズの連携により、市の被災情報等が随時、県やマスコミにも情報発信されておりますので、市民の方々におかれましては、気象警報等が発表されている際には、テレビやラジオ等のメディアからの情報にも十分注意していただきたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） ありがとうございます。

今回、いろんな方に聞き取り、お伺いした中で、やはり防災無線は最初と最後はわかったが、聞こえなかったとのお答えが多くありました。

あの風雨では、御答弁のとおりであったろうと存じます。

エリアメールも随分入りました。宿毛市が4件でしたね。四万十市のほうからは、13件入っております。

健常者には、よくわかるこのメールの音も、聴覚障害をお持ちの方には伝わらず、常時、気にかけていたということをお伺いしておりました。

先週の木曜日、4日ほど前ですが、四万十市メール119番通報システム事業という資料を

いただきました。これは、聴覚障害者または音声機能、言語機能の障害を有する方に、消防活動を迅速に行い、もって聴覚障害者等の外出時の不安の解消及び生活の安全を図ることを目的とするとあり、火災等の災害、または急病、事故等の発生時には携帯電話メールの電子メール送信による緊急通報を可能に、以下省略はいたしますが、多分、御関係される皆様方には、既に御存じのこととは存じます。

ただ、現在、宿毛市では、このような形では実施されていないようでございます。

このような情報伝達方法に、災害情報を加えていただき、周知できる方法も、今後、御検討をいただきたいですし、また、エリアメールの情報に道路情報を出す場合、簡単に丸々付近というふうになれば、なおわかりやすいのではないかと思いますので、この件は、もし御答弁いただけるようでしたら、お願いいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

障害者の皆さんへの緊急時の対応については、他市町村の、そのような実施されている内容を検討いたしまして、ぜひとも、我々も今後、まさに検討していかなきゃいかんというふうに思っております。

それから、エリアメールについての情報等ですが、その辺についても、もう少し詳細に検討する中で、可能なかどうなのかとかいうことを含めて、検討してみたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（今城誠司君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） ぜひよろしく申し上げます。

メールも長くなったら、長いから見づらいという点もありますが、ただ、そういう情報にしか頼れない方もいるということで、簡単に、ど

こどこ付近冠水注意とかいうふうな感じがあれば、なおわかりやすいかと思しますので、よろしくお伺いいたします。

3番目に、避難所等の設備や対応について、お伺いいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

避難所の設備や対応についての質問でございますが、避難所は、主に文教センターや福祉センター、学校の体育館などの公共施設となっており、施設によっては、畳の部屋があったり、テレビがあるところもございますけれども、学校の体育館などは、床板でテレビなどがございません。

このように、施設によって設備はさまざまでございますけれども、今回、災害時に備蓄しているロールマットや毛布、ラジオなどを、各避難所に用意をいたしました。

また、各避難所には、基本的に2名以上の職員が常駐をし、食料につきましても、食料や飲料水等の提供に関する災害協定を締結しております市内11業者のうち、3カ所のスーパーに御協力をいただき、配布をいたしました。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） ありがとうございます。

ぜひ、11業者ありますので、今、3カ所というお返事がありました。が、できるだけ多くの業者さんに御相談できる体制がとれたらなと思えます。

そのことをお伺いしたのは、あのような状態で、買い出しにいくのも、また反対に配達していくのも、どちらでも大変だったであろうと考えるからです。

今回の台風経験から見えてくる問題点や、市民の心構えについて、どのようにお考えしているかお伺いをいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

今回の台風11号につきましては、幡多地域付近を通る進路だったこともありまして、風雨ともに強く、各地域に避難勧告や避難指示等の発令を、合計4回出したり、12カ所に避難所を開設するなど、近年にないさまざまな対応をいたしました。

今回の経験により、災害対策本部の運営方法など、幾つかの課題も見えてきましたので、これらの課題について、速やかな対策を講じてまいりたいと考えております。

また、市民の皆様におかれましても、気象警報が発表されたときなどは、災害が発生する可能性があることを意識していただくとともに、市や、テレビ、ラジオなどからの情報にも十分注意していただき、場合によっては、みずからの判断で、早目の避難行動をとるなど、身の安全の確保を図っていただきたい、このようにも考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） 御答弁のとおりと存じます。きのうの高新の一面にも、災害現場の切迫した状態が記載されており、宿毛市の取り組みも載っておりました。

災害対策本部は、空振りを恐れず、また空振りがあるということも含めて、市民に告知し、二次災害を防ぐためにも、活動停止も視野に、なお一層の、早い段階の対策がとれるように、お願いを申し上げます。

2項目めの質問に入ります。

指定管理者制度は、御承知のとおり、地方自治体が所管する公の施設について、管理運営を、民間事業者を含む法人やその他の団体に委託できる制度で、公の施設の管理、運営に、民間のノウハウを導入することで、効率化を目指す

とあります。

今定例会議案第24号にもありますように、今後、新たに指定管理の方向も模索されておりますので、1番目に、既に指定管理を導入している国民宿舎「椰子」、蛍湖ゴルフパーク、宿毛市観光センターの指定管理における現状をお伺いいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

御質問のありました指定管理における現状について、お答えをいたします。

指定管理者の指定につきましては、宿毛市の公の施設の指定管理者制度に関する運用指針に基づいて、指定をしています。

まず、国民宿舎「椰子」、及び蛍湖ゴルフパークにつきましては、それぞれ指定管理者を公募いたしまして、審査委員会による書類審査、ヒアリング、プレゼンテーション等の審査を行い、議会で指定管理者の指定についての議決を経て、国民宿舎「椰子」については、株式会社くりはら、蛍湖ゴルフパークについては、株式会社宿毛グリーン企画を、指定管理者として決定しています。

次に、宿毛サニーサイドパーク及び宿毛市観光センターにつきましては、市の強い関与を必要とするなど、特定の団体に管理運営を行わせることが適当であると判断をし、公募によることなく、指定管理者を指定することとし、現在、一般社団法人宿毛市観光協会にお願いをいたしております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） 指定管理者によります、御利用いただく方への利便性、施設を所有する公共団体の負担軽減は、お伺いする範囲においては、十分、効果が見られると拝見いたしました。

問題点として、制度の真の狙いが運営費用と職員数の削減にあったことから、行政改革の面だけが過剰に着目されております。今後見られるでありましょう管理者サービスの向上、施設の改善、情報収集には、また指定管理した市民の財産である施設を、よりよいものにするために、市と指定管理者の情報共有はどうなっているのか、今後の課題、問題点としてお伺いをいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

今後の課題として、よりよい施設運営を行うためには、市と指定管理者の情報共有が必要であり、現状はどうなっているかとの質問でございますが、指定管理を行っている各施設の代表者や担当者とは、施設の管理運営状況については、常日ごろから情報共有しており、突発的なことや、予期せぬことが発生した際には、速やかに対応するなどの連携を図っております。

今後におきましても、高倉議員が言われるように、市の大切な財産であるこの施設を、指定管理者との信頼関係を保つ中で、適正な管理、運営が行われるよう、連携強化するとともに、指導等を徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） お答えに安心しました。私が心配いたしました一つの例として、長く宿毛球場にキャンプをしていただきました社会人野球の撤退は、ある意味、予想されていたとは申しましても、落胆のきわみであります。

目に見える形の大きな財産でありました。不可抗力ではあったといえ、その損失の大きさにお気づきいただきたいのです。

また、今回の議案にありますことは、人の命とかかわる、より専門的な内容でもあります。情報の共有、対策は、担当の課だけの問題では

なく、宿毛市、宿毛家としての立場から、市をあげて取り組むとともに、地域資源、人的資源、公の施設管理に携わる自治体、及び自治体職員のスキルの向上が不可欠になりましょう。

十分に御検討いただきますようお願いを申し上げます。次回の質問に入ります。

3項目め、産業祭の進捗状況についてをお伺いいたします。

前回、質問させていただきました昨年の12月議会では、終了してすぐということもありましたので、精査などできていないということでした。前回、第1回の産業祭の評価と、反省点について。また、今年度、第2回産業祭の進捗状況についてをお伺いいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 産業祭についての質問にお答えをいたします。

昨年、初めて開催いたしました本市の産業祭につきましては、市内外から多くの方に御来場いただき、盛大に開催することができました。出店者や、御来場いただきました多くの皆様からも、よかったとお声をいただき、1次産業から3次産業まで、宿毛の産業を多くの方に見ていただき、知っていただいたということは、十分に評価できるものと考えております。

しかしながら、会場も広く、また多くの事業者の皆様にご来店いただけたこともあり、事務局が準備しておりました会場案内や、イベントアナウンスが、十分でなかったこと。また、駐輪場出入り口の混乱により、渋滞が発生したことなど、さまざまな反省点が出てきております。

このような反省点も踏まえ、今年度の産業祭につきましては、昨年以上に御来場いただいた方に楽しんで帰っていただける。また、地域の産業振興のきっかけとなるイベントとなるよう、進めてまいります。

今年度の産業祭につきましては、11月16

日に、宿毛市総合運動公園におきまして、「宿毛まるごと産業祭」と名称も新たにして、開催することとしております。

現在、市内出店者の募集を行っているところでございます。また、市外出店者につきましては、幡多の各市町村に御協力をいただき、出店者の募集を行うこととしておりますが、昨年、出店していただきました市内の出店者につきましては、7月上旬に個別に参加案内の文書を送付し、8月に出店の意向確認も行っているところであり、多くの出店者の皆様方に、ことしも参加していただけると聞いております。

また、今年度に新たな出店申し込みをいただいている方もおられますので、現在では、昨年度と同程度の出店者数を予定しております。

当日のイベント内容につきましては、農協、漁協、森林組合などの各種団体と最終調整を行っているところですが、今年度におきましても、B級グルメフェアをあわせて開催することとしております。

現在、市の広報紙、ホームページ、フェイスブックなどで事前告知を行っているところですが、作成中のポスターができ上がり次第、幡多地域や、愛媛県南予地域に掲示を行い、また地域情報紙を初めとする各種メディアを活用して、広報活動も行っていく、先ほど申しあげました、昨年以上に御来場をいただいた方に、楽しんで帰っていただける。

また、地域の産業振興のきっかけとなるイベントとなるよう、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） 本当によかったと思いますね。よかったという評価をいただけたということ自体が、本当にうれしいことですし、申し込みとかをやって、昨年と同程度の申し込み

があったり、新しい出店の申し込みもあるという話を聞きまして、本当に安心いたしました。

期待いたします。

ポスターも、市長、急がせてくださいね。よいことは、まねからでもと申します。大いに宿毛カラーを出していただき、改めて市長の意気込みを伺いますが、市長、再質問ではありませんが、やりますということをお願いいただけますか。市民は、一生懸命、市長のその言葉についていくと思います。よろしくお願いします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

産業祭につきましては、私の公約の大きな事業でもございまして、だんだんに発展できるように、市民の皆さんの参加も、以前よりもっと多く参加していただけるような、そういう内容にしていきたいと思っております。

先ほどの答弁では触れませんでしたけれども、出店者の皆さんは、さらに規模も拡大をして、出店をしたいという方もおられます。ぜひとも、昨年度のそういう教訓を生かしながら、宿毛市の大きな、市民の皆さんが元気になる、そういうイベントとして、積極的に関係者の皆さんと協力をしながら取り組んでいきたいと思っております。

どうか、議員の皆様も、全ての皆様、参加していただけるような、そういう形で御協力もお願いをしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） ありがとうございます。

最後に、すごく明るいお答えをいただいて、本当にうれしいです。

ことしも駐車場が満杯でというふうな、うれしい悲鳴を聞けることを期待いたしまして、質問を終わります。

御丁寧にありがとうございました。

○議長（今城誠司君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時51分 再開

○議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 12番、一般質問を行います。

先立ちまして、共産党の浅木君は、よく国政を論じますが、市長、今回の安倍内閣、非常に女性の閣僚が多いですね。5人ということですから。今回の安倍内閣の課題は、地方の創生ということで、明るく、元気なまちづくり、どこかで聞いたような言葉ですが、高知新聞のきょうの社説では、なかなか難しいことであるような趣旨の内容が出てましたけれども。

この議場を見てましても、女性の方々、2名、席がえして、前に座ったほうがいいんじゃないかと思っております。

そのことはともかくとして、20数名の中に女性が6人ぐらい、前列に並ぶような時代が来るんであろうと。地方再生のかぎは、女性の活躍。大事なところで意思決定ができるところに、女性を置くと。2030年を目指して、パーセントも30%ですので、その時代になると、ここに10数人の女性がおって、沖本市長のかわりには、女性市長ができて、議長席にも女性が座っておる時代がくるんじゃないかと思っておりますが、私は、そこまでは続けることができませんので。

通告に従いまして、一般質問を行います。

「宿毛小学校の萩原地区高台移転計画について」と題しておりますが、まず、この高台への移転の整備について、6月議会で、Aさんが少し反対であるということはお聞きしました。

それから、さきの今議会の冒頭、執行部からの報告を受ける中で、Aさんも含めてでしょうが、地権者の反対があって、なかなか難しくなっていると、こういうことをお聞きしましたが、なお、ここで確認も含めまして、その地権者が反対をする理由をお聞きをいたしたいと思えます。

まず、その理由について、市長からの答弁を求めます。

そしてまた、その反対する地権者が所有する面積、それと全体事業のパーセントの割合についても、同時にお聞かせを願いたいと思えます。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 12番、宮本議員の一般質問にお答えをいたします。

議員の言われましたとおり、当初、地元説明会では、特に目立った反対意見はございませんでしたが、本年6月に行った3回目の説明会において、造成計画と進入路の案を提示した際、道路勾配、雨水排水対策、造成面積等に対する懸念の声があがりました。

この懸念に関する説明を行う際に、一部の地権者から、計画面積が小さい、もっと広く、思い切った計画にすべきではないかとの声がございました。

その面積に関していえば、当然ながら、広ければ、多種多様な用途が考えられますが、補助事業を行う上では、必要性や、その根拠等の裏づけが求められ、特に費用対効果の面からも、非常に困難となってまいります。

その土地を売らない理由は、何なのかという質問につきましては、明確にお答えはできかねますが、現在の造成計画、例えば形状であったり、敷地の面積に関して、反対しているのだけと感じており、さらに、プライバシーに関することで、公にできない重大な問題もございまして、

また、先ほどの一部の地権者が所有する土地

の面積は、境界確定ができておりませんので、概略で申し上げますが、約8,000平米程度にのぼり、買収予定全体面積に占める割合は、25筆で、約16%程度となっております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） ちょっと確認しますと、一部の地権者というのは、市長、これ、複数おるといことですね。この地域は、地権者が相当な数がおるといのは、最初、聞いたんですが、大体、何名ぐらいの地権者がおられますか。お答えできますか。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 地権者の数については、後で、次の質問のときにお答えするときに、あわせてお答えさせていただきます。

○議長（今城誠司君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） わかりました。プライバシーの件で、重大なことがあるということは、なかなかここではお聞きはできんと思えますが、あえて聞けば、所有者の方々に、例えば価格交渉であるとか、あるいは、その所有者が、その土地を何らかの理由で利用するんだというような現状があるとか、そういうことがございまして、

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

高台整備事業については、まだ道路の実施設計もできておりませんし、現在は、所有地に関する境界を確定する作業を行っている段階であり、買収面積は確定しておりませんので、当然ながら、現在までに価格の提示であったり、買収に関する交渉につきましては、行っておりません。

また、先ほど申しました、所有者の方が、今後、具体的な土地利用をお考えになっている、こういうことは伺っておりません。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 所有者の一部の方が、土地の造成の形状であるとか、規模であるとか、そういうようなことでの反対、またプライバシーに関することと言えない問題があるということですが、大きさ、どういう面積、どういう大きさでつくるかというような反対ではなくて、学校そのものに反対ということであれば、もっと反対の意見がはっきりすると思うんですけれども。

そういう状態であるということは、理解をいたしました。

念のためにお聞きをしたいんですが、教育施設ということになると、公益に資する事業でありますから、法的に、土地収用法によって、行政処分も可能であろうかと思うんですが、本件におけるその可否について、現状での、市長はどのようにお考えになっていますか。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

収用法の可否についてでございますけれども、御指摘のとおり、公共の公益事業であり、学校施設については、土地収用法の適用施設に該当いたします。

萩原地区については、先ほども申し上げたとおり、現在は、所有地に関する境界を確定する作業を行っている状況でありますので、土地収用法の適用を検討する段階ではありません。

仮に、収用事業に認定される事業だとしても、本事業においては問題点も多く、現段階では、土地収用ができる保証はない、このように考えております。

○議長（今城誠司君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） わかりました。事業全体が8割、9割いった段階で、例えば100メートルの道路で、あと3メートルの方が動か

ないとかいうような状態であればできますけれども、この時点では、なかなか難しいという判断をなさっておるというのは、わかりました。

確定作業ができないということは、事業は少し中断をしているという状態ですね。

じゃあ、その事業費について、若干、御説明を受けたいんですが、この、今までに事業費、全体の事業費の概算も出ておりましたが、概算と、ここまでに使った事業費は幾らぐらいですか。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

萩原地区の高台に要する事業費は、概算で6億6,000万円となっております。現在までに投入した事業費は、本日、現在までに約3,440万円となっております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 現在まで使った事業費は3,440万、当然、この中には、パーセントの割合で、国庫補助も入っていますが、この高台移転、学校を取り除いて諦めた場合、補助金の返還ということにはなりませんか。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

補助金につきましては、国土交通省所管の交付金事業、都市防災総合推進事業計画の位置づけのもとで、高台の避難広場整備として、事業を進めておりますので、宿毛小学校の移転がなくなったという理由では、補助金返還という事態にはなりません。

ちなみに、国庫補助金は、約770万円でございます。

○議長（今城誠司君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 都市防災の推進事業ということの位置づけでやっておるから、補助金返還にはならんということですが、学校を除

いた後の都市防災推進事業を続けていく上において、当初、2車線の道路。高台まで、真っすぐにつけるというような計画も出ておりましたが、事業全体の規模の縮小、あるいは道路の幅員の縮小なんか必要になるんじゃないかと思いますが、その点について、お聞かせをお願いします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

御指摘のように、仮に宿毛小学校の移転がなくなったとしても、宿毛の市街地には、たくさんの方の市民の皆さんが生活をされており、安心安全な避難場所となる根拠確保、という点から見ても、必要だというふうに考えております。

現段階では、一人当たり8平米の、約2,500人を収容可能な場所として検討しておりますが、買収が困難な状況となり、規模の縮小となれば、進入路の幅員についても、縮小せざるを得ないものと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 事業計画については、大体、理解ができましたが、最初に、市議会に、地図を、その道路等を示されたものを見せられましたときに、私はこれ、大変、萩原地区においては、一石二鳥だなと。

ということは、南北線に2車線の道路が抜ければ、狭隘な道路の幅がない、災害時において、非常に、例えば火災なんか起きた場合にも、非常に危険な地域であるというのは、地域住民の方も認識されておりますので、そういう道路が、まず南北線に1本抜けて、東西線に十文字に抜くことは難しいけれども、やがてそういう道路ができれば、そういうときにも、非常に効果的な道であるというふうに思っておったんですが、幅員が狭くなっても、そういうことも考えながら、今後、進めていってもらいたいと思

います。

それでは、もう一つの高台ですね、西地区の高台。この事業は、スムーズにっておりますかね。その進捗状況についても、あわせてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

西地区の高台の進捗状況につきましては、税務署との協議により、公有地の拡大の推進に関する法律に基づいて、地権者に土地単価について提示をし、同意を得た上で、土地買収希望申出書をいただく作業を行っております。現在までに、9割の方から申出書をいただいております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） こちらのほうは、スムーズにいらっているということですね。

当初、萩原地区の高台も、現在は2万平米、2ヘクタールか、ということですが、当初は4万という案も出ておりましたが、この西地区の高台としての、宿毛市の非常に重要な防災拠点とか、それから学校編成が行われたときの高台移転であるとか、もろもろ含んでおりました。

特に、給食センターなんか、非常に古いわけでございますから、それも移るかもわからないというふうな期待も、我々もしております。

給食センターのことをいえば、非常に古いですから、ドライ方式であるとか、新しい厨房機器からいうと、大変、古いものでやっておりますから、災害時なんかには、当然、各高台に水や乾パンなんか用意してはありますが、そこで温かいご飯が炊ければ、相当いいあれになると思いますから、ぜひ、これは90%ぐらいいらっているとなれば、期待をしておりますので、早く進めていただきたいと思

さて、非常に残念なことなんですが、宿毛小

学校の萩原の高台が、ここで今聞いておると、だめだということになりそうですがね。そうなりますと、市長、しいてあげれば、選択肢としては、この西の広大な高台に、小学校を集積する。まとめて建てるとか、あるいはさきにも議論になりました、宿中を先に移転をして、そちらに宿毛小学校を建てるとか、あるいは、現在の宿毛小学校の場所に改築をするとか、三つ、四つの選択肢が考えられますけれども、この時点での市長の所見はどうですか。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

萩原への移転を断念した際の宿毛小学校の建設場所についての質問でございますが、このことについて、私としては、今まで、重ねて答弁してきたように、津波への対策を考える上で、やはり萩原地区の高台への移転が望ましい、このように考えておりましたけれども、今まで調査を進めてきた中で、早期の整備が困難、こういうふうな状況に直面してしまいましたので、今後、教育委員会と再度協議する中で、議員より提案のあった案を含めて、宿毛小学校の建設予定地について、再度、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 市長、ここが、一番重要なことで、私は今、案を三つ出しましたけれども、私自体の考えでも、西の山のほうに宿小を移すということは、いろんな意味で、これは無理でしょう。宿毛の子供たちの通学の距離からしても、もろもろ、今までの経過を考えても、まず無理だと思うんですね。

西に宿小一つつくって、全部入れるというようなことはね。

それから、中学校移転をして、その後に建てるというのは、前執行部のときから案は出てお

りましたけれども、これも中学校が松田川でいくことで、大反対が起こったぐらいですから、なかなかそれを今やるといっても、まず手間暇かかり過ぎて無理だと思うんですよ。

そうすると、現在までに議論してきたことは、市議会の特別委員会も、あの東北の大きな津波をテレビで見た時点から、マッチ箱のように、ぽこぽこ家が流れた状態を見れば、せめて保育園や子供たちは、低学年ですね、小学校の子供たちは、高台が望ましいんじゃないかと、これを否定する何物もないんじゃないかと。より安全なところへ、まず建てたほうがいいという結論は出しましたけれども、今の現状になって、何が何でも高台で、あと高台を探すなんていっても、3カ所の選択肢の中から残ったのが萩原と西ですから、もうないと思うんですよ。候補地さえも。

そうなりますと、先ほど、私が出した三つの意見も参考に、検討するというのではなしに、もう残ったのは、宿毛小学校、現在地に建てると。これ以外の方法は見当たらないんじゃないかと思うわけです。

市長も、何月議会かに、市議会が附帯決議を出して、宿毛小学校の裏地を用地買収の目的で、調査費を計上することは、附帯決議でとめておりますよね。それは、高台に一本化をして、望ましいというんなら、集中してやりなさいやと。

もう一つの選択肢も残すということは、本気で取りかからんから、本気でやりなさいよということで、附帯決議を出した経過があるでしょう。そうすると、現在、萩原地区の高台が、事業が進まない。収用法にかけることもできない。ただ、このまま手をあぐねていたら、全体計画もだめになりますから、都市防災推進事業としてもですよ。

私は、もうここで思い切って、もう宿毛小学校、今のところに建てますと言い切ってもいい

と思うんですが、お考えどうですか。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

宮本議員の質問としていただきました御指摘、この全てを、我々としてもきちんと検討し、踏まえる中で、今後について、教育委員会との打ち合わせであったり、順を追っての形の中で、検討していかなきゃいかんと。関係者とも、そのような形で報告をしながら、検討の方向をしていかなきゃいかんというふうに思っております。

先ほど、質問がございました萩原の全体の地権者数は、174名でございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） わかりました。市長、ここで答えるといっても、いろいろ、また説明をしなきゃいけない順序もあると思いますから。言わんとすることは、すごろくじゃないから、振り出しに戻って、またやるなんてことじゃなしに、一旦ここまで、8年間ぐらい議論をした中で、市長になってもう3年たって。

市長というのは、4年の任期を負託されているんですから、4年の中で、何か一つやるということが一番いいことでしょうか、間に合わなくなりますから、早急に移転場所を確定して取りかかると。こういうことでお願いをしておきたいと思います。

そこで、宿毛小学校、現在地に建てるという場合には、今、耐震をやってますわね。そういうことから考えると、補助金の活用が同じ場所に建てるとなると、できなくなるんじゃないかという心配もしておるんですが、その点についてはどうですか。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

学校建設における補助金についての質問をい

ただきました。このことでの説明をさせていただきますけれども。

宿毛小学校を、もう現在の敷地に校舎を建設する場合、他校との統合改築、単独での改築にかかわらず、まず現在の校舎を継続使用すべきかどうかを判断する必要があります。

この判断基準については、耐力度調査による点数で判断することとなりますが、昨年度実施した耐震2次診断の委託業務の中では、この耐力度調査についても、あわせて実施しており、その時点では、この数値は基準を下回るものである。改築時における補助金は、活用ができるものであります。

議員より御指摘のあったことについては、現在、耐震工事を実施しておりますが、これにより、耐力度が上がり、補助金が活用できなくなるのではないかという趣旨の説明であると思いますが、現在、宿毛小学校校舎の耐震工事については、I F 値を基準として実施しておりますが、この採用理由は、できるだけ早期に耐震化を終了したい。できるだけ子供たちの学校生活に負担をかけずに、工事をしたいというものでありましたが、I F 値での耐震化を採用した結果として、今回の工事では、外壁のクラック補修等により、一定、点数が上がる要素があるものの、耐震補強自体では、耐力度は上がらず、工事後においても、耐力度は基準点を越えない見込みとの報告を受けております。

もちろん、現地での改築の際には、再度、耐力度調査を実施する必要があり、今の段階で断言することはできませんが、現状では、通常どおり補助金は活用できる見込みとなっております。

なお、改築の際の補助率については、統合時においては2分の1、単独改修時には3分の1となっておりますが、単純に工事費の2分の1や3分の1が補助されるのではなく、必要面積

に、その年の補助単価を乗じた値の2分の1や3分の1が補助額の基本となりますので、その点については、御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 今、長い説明を受けましたが、断定的には言えないが、予想としては、補助金は出るということですね。

わかりました。単価については、我々、市議会でも、県連でも自民党も見直しはしなさいよと、国に対して。現状の単価でかけないと、今のままいったら、2分の1出るといっても、本当はその30%ぐらい切った金額しか来ないから、これじゃあ地方はやっていけないよということも、たびたび申し上げてますから、意見書なんかも出して、これ、全国市長会なんかでも話題になっていると思えますね。

それから、今、大事なことは、市長、耐力度、耐震はできておるけれども、耐力度は上がらないと。これは、耐力度というのは、私の体に例えたら、私、血圧が知らんうちに高くなって、ぼったりいったらいけないから、血圧の薬飲んでるんですよ。これは耐震ですよ。ぐらっと倒れたらいかんから。

だけど、健康診断したら、宮本さん、相当、老朽化してますよという、老朽化の状態を耐力度というんでしょう。そういうふうに、私は判断したんですがね。

そうなる、まず、耐力度というのは、力学上の構造耐力、それから経年による劣化、例えば土地の立地条件、これを総合的に判断して、耐力度を出すんだと。かた苦しいことを書いてますけれども、私の血圧のほうが、わかりが早い。

そうなる、これは喜べないんですよ、手放しでは、耐力度が弱いというのは、地震でどさ

んとかえることがなくなっても、やっぱり長い目で見れば、新しくどどんと作りかえていかないと、宿毛市の財政力では一遍に全部をやるということは、とても不可能ですから。

そこでお伺いしますが、宿毛小学校が1丁目1番地で、統合が頓挫してから、もう全部、小筑紫の小学校以外は、全部、ストップになってますわね。そうすると、やっぱり、市長、在任中にしっかりした統合計画を立てて、それに沿って、今言った宿毛小学校もどうするんだというようなことをしていかなと思えますがね。いかなきゃならんと。その点についてのお考え、どうですか。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

本市の学校再編については、平成19年の再編計画の策定以降、計画どおりに実施されたのは、小筑紫地区における小学校の統合のみであります。

その要因には、計画策定以降に、東日本大震災が発生するなど、さまざまな状況の大きな変化がございました。

今後においては、もちろん社会情勢の変化があれば、計画の見直しは必要であると考えますが、議員の御指摘のように、しっかりとした統合計画を立て、計画に沿った中で、学校再編を実施することは重要であると考えておりますので、この点も踏まえまして、今後は教育委員会と十分協議をしてみたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 力強い答弁をいただきましたので、ぜひ、しっかりとした計画を立てて、沿ってやっていただきたいと思えます。

NHKのテレビで、この間、見たんですが、その気仙沼の高台に、海拔8メートルのところ

に避難場所を設定して、防災訓練をやって、津波が起きたらそこへ逃げようということで、結果的に92名の方がそこへ逃げて、それ以上の、11メートルの津波が来たので、皆さん亡くなったと。

市の課長も涙ぐんで話していましたね。そこで、その高台に、今、記念碑が建っておって、「大地が揺れたらすぐ逃げろ。より遠くへ、より高台へ」ということが刻まれている石が出てましたが、私も、東日本の最大の教訓、そして最大の誤算は、避難場所の設定が甘かった。そして、そこで防災訓練をして、そこにいつも逃げる訓練をしているから、そこに逃げたら安心であろうということから始まって、千葉の先から青森までの400キロに及ぶ海岸線、全部だめになったわけですね。

当然、もっと助かってたと思うんですよ。逃げてたら。でも、想定する避難場所があったために、大変な災害になったということもいわれると思うんです。だから、より高く、より遠くへということになるんですが。

宿毛小学校、現在の古いのでやろうが、新しいのを建てようが、当然、避難場所の確保ということが一番になるわけですが、この避難場所の確保と避難通路ですね、この状態をどのようにしていくかについて、まずお聞かせを願いたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

宿毛小学校における避難場所へのルート確保についての質問でございますが、宿毛小学校近辺で、宿毛市が指定する避難場所の一つとして、忠霊塔があります。

この忠霊塔については、昨年度において、避難道や忠霊塔付近の広場を整備しており、以前に比べれば、不安要素が改善され、万全に近い状態になっていると考えておりますが、今後も

改善できる箇所があれば、さらなる改善を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 万全に近い状態ではだめですから、万全ということでお願いしたいと思います。

6月議会で、文科省の学校整備方針が改正されて、7月には出ると、こういうことであつたんですが、改正内容について、簡単に御説明願えますか。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

学校整備指針の改正についての質問をいただきました。

今回の改正は、東日本大震災によって顕在化した課題や、学校施設における新たな課題に対応するために、有識者会議の審議を経て、改正したものでありますが、概要としては、学校施設の津波対策、避難所としての防災機能の強化、老朽化対策に関する規定等を充実したものとなっております。

特に、学校施設の津波対策の内容としては、決して高台に行かなくていいというものではなく、第1章 総則の中で、津波等による被害が予測される地域に立地する場合は、周辺の高台等の避難経路の確保や、校舎棟の屋上等への避難経路の確保について、検討した上で、それが困難な場合には、高台への移転や高層化を検討し、実施することが重要であるという表現で、明記をされております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 今、あえて聞いたんですが、施策の充実以外に、大したものはないということですね。

来年度予算、101兆円超え、6,800

億ぐらい超えていますわね。最大の概算要求が出ておる中で、文科省も10%増し、国交省も15%増しぐらいの予算要求がされておりますから、この充実の中には、多分、地方分のものがたくさん含まれておると思います。

そこで、余談ですが、地元のイベントとか、挨拶も大事でしょうけれども、いろいろと地域のこともありますから。例えば、東京に行ったら、宿泊を1日延ばして、各省を回るとか。この間、参議院の高野さんが、私のところに来てまして、沖本市長、1回も来ないよと。ひとりではですよ。ひとりでは。

幡多の市長会が行けば、必ず沖本市長も来てくれてるけれども、やっぱりあれじゃないですか。1泊余分に延ばして、ひとりで行って、予算獲得すると、こういう努力をなさって、地元のイベントは、市長はよく東京で外交をやっているから、イベント出れませんよでいいんじゃないですか。あんまり疲れ切って、日曜日に帰って、月曜日のイベントとか、日曜日のイベントとかに出るためには、なかなか大変でしょうからね。

私は、前から言おうと思ったけれども、あえて議場で言いますけれども、やっぱり市長は最大の外交官ですから、東京で5億もらってきたほうが、イベントで挨拶するよりもいいですよ。頑張ってくださいよ。

そこで、アベノミクス、地方再生、創生ですか、先ほども申しました、明るく元気なまちづくりなんですけど、この「まち・ひと・しごと創生本部」というのを発足させて、安倍内閣が一番になって、地方をやるんだということですがね。

まず、宿毛市においても、都市計画をつくって、かなり時間がたつと思うんですが、やっぱりこの地方創生のかぎは、過疎化、少子化の中で、非常に地方が疲弊をしていると。そうする

と、公共施設や教育施設、あるいは病院とか福祉施設、商業ゾーンも含めて、中心商店街という意味でなくて、中心市街地をコンパクトにつくり直そうじゃないかと。それが持続する社会につながるんだと。もう郊外へどんどん延びるような、人口が膨らむ日本国じゃないんですから、そういう意味で、コンパクトシティをつくるんだということが、課題になっていると思うんですよ。

そうすると、この際、都市計画を見直して、学校も含めて、持続できる宿毛のまちづくりという観点から、やったらいいと思うんですが、そのことについて、市長の所見をお聞きしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

宮本議員から指摘をされました東京出張中には、できる限り、各省庁も、また自分で訪問して、宿毛市のために予算を獲得してほしいという要望もございましたけれども、私としても、いただいた意見、本当に肝に銘じて、やはり先ほど言われましたように、高野議員のところにも何回も行ってますけれども、やはりひとりで行ったということがないという、指摘されたところでございます。

それは、なかなか時間がないとか、いろんな形もあるんですけれども、これから自分としても、先々、こういうポイントで、こういうときに、こういうところをお願いしたらとかいう方向性も、若干ながらわかってきている部分もありますので、そのような御意見を参考にしながら、参考にとりか、意見をいただいた中で、積極的に対応していきたいというふうに思っております。

質問ございました本市の都市計画のマスタープラン、これは平成12年に作成されたものであります。現在担当課において、中心市街地活

性化における、御指摘されたようなコンパクトシティ、必要な施設を必要な場所に、本当に実現可能な都市計画の変更作業に取り組んでいるところであります。

議員のおっしゃった学校も含めた設計をということも、十分に考慮した上で、歩いて暮らせる、全ての人に優しいまちづくり、これをコンパクトに、計画の策定に努めてまいりたいと考えております。

先ほど言われましたように、やはりこの市街地を、これからずっとずっと続くまちとしてつくっていくためにも、やっぱり伸びていく、広がりの方だけではなくて、やはり、今ある市街地をきちっと整備して、将来にそういうきちっとした施設を残していくということが、今、我々に課せられた任務ではないかというふうに思っておりますので、可能な限り、積極的に対応していきたいと、検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 市長のしっかりとした気持ちも聞きましたので、市長に対しては、これでとりあえず終わりといいたしましょう。

それでは、教育長にお伺いをしますが、私は、だいぶ前の議会で、宿毛市の前段をつくった再編計画、これは津波が来た後、見直しをするべきではないかという質問を、一回ここでしたことがございます。そのときに、教育長、当然、あの津波の後は見直しをしなきゃならんということで、教育委員会から学校再編計画というものが出されました。

その中で、宿小が若干、ネックになっていったというのは、私もわかるんですが、そのことがあったとはいえ、少し具体性に欠けておったような気がするんですがね。

その時点の私の印象は、再編計画、現在の教

育長の所見を、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） おはようございます、どうぞよろしく願いいたします。

12番、宮本議員の御質問にお答えをいたします。

統合の必要性についての私の所見はどの御質問でございますが、私といたしましては、学校統合については、教育現場の主人公である子供たちの視点に立った上で、学校の適正な配置であるとか、適正な規模、子供たちの安全の保障確保等、総合的に勘案する中で、計画を立てて実行するものであるというふうに考えております。

しかし、小規模校においても、直ちに統合するのではなく、一定の教育効果が上がっている状況があれば、存続することも必要なことではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 模範的な回答をいただきましたが、そうですね、この小規模校においても、直ちに統合せよというんじゃないんですけれども、前回、平成19年ですか、そのときに立てた学校再編計画は、行革の中で、盛んに地方分権とか、道州制が議論されてまして、このままでは、宿毛市が小中17、沖の島を入れてあったんですかね。その体制を維持することはできないんじゃないかと。

古い学校が一つあれば、段階補正で1,000万ぐらい余分にくれるという時代は、もう終わったよ。補助金はなくなりますよという流れの中で、学校統合、編成を考えたわけですね。

そうになると、小規模校にも、確かにきめの細かい教育ができるというメリットもありますけれども、多様なスポーツができないとか、適度

な競争心が養われないうち、もろもろ財源的にも、教員の配置の問題とかで、非常に困難性が続くであろうという予測なんかもあったわけですよ。

そうすると、現在の教育長の学校統合の基本姿勢は、非常に模範的な回答ですけれども、その部分がちょっと抜けていると思うんですが。

そうしますと、前回からずっと立ててきたこの再編計画、白紙になったのか、それとも中に踏襲すべきものがないのかあるのか、その点のお考えは、具体的にどうですか。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

平成22年度に策定をいたしました再編計画についての御質問だろうと思いますが、計画を策定して以降に、御承知のように、東日本大震災が発生しましたことにより、現在は、何よりも学校の耐震化を優先しなければならないということで、各校の未耐震施設の耐震化を実施しているところでございます。

ただ、議員のおっしゃられましたように、財源や教員配置の点を考えると、統合の必要性についても、研究すべきと考えておりますので、前執行部の立てた再編計画も、踏襲すべき点がございましたら、踏襲すべきであるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 以前より、道州制の熱も下がっておるように思いますけれども、多分、またこの地方創生の中でも、分権社会をつくるんだという議論は生まれてくると思いますから、ぜひともちゃんとした計画を、いいものは生かしながら、立ててもらいたいと思います。

次に、だいたい耐震化が進んでおるといのは、私も承知しておりますが、この浸水域にある学校の津波対策は、今、どのようになっています

か。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

浸水域にある学校の津波対策についての御質問でありましたが、このことについて、まず初めに実施すべきことは、現在の学校位置における避難場所や、避難道の整備が必要であると考えますが、この点については、近年の防災対策事業によって、以前に比べて格段に充実が図られたのではないかとこのように考えておりますが、今後さらに充実すべく、市長部局とも十分に協議をしてみたいと考えております。

次に、中長期的な視点に立った際には、浸水域の学校の高台移転についても、検討する必要があると考えております。このことにつきましては、本年2月にお示しをいたしました新たな学校再編計画の基本的な考え方の中でも、高台へ移転することが望ましいというふうに、そういう表現で明記をさせていただいております。

ただ、宿毛小学校については、先ほど、市長が答弁をいたしましたように、萩原地区の高台への早期の移転が困難な状況になりましたので、議員から、先ほど、市長へ御指摘をいただきましたように、教育委員会としても、十分に協議をしてみたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 前段は、もう時間がないから省きますが、宿毛小学校が出ましたので、ちょっとお伺いしますが。

十分に協議をしてもらいたいんですが、市長も即答はできなかつた。教育委員会とも合議しながらという、これは部分的な答えになるとは思いますがね。

私、ちょっと例を出しましょうかね。土佐清水が、この高知新聞に何日か前に出てましたね。

清水小学校。公民館か古くなった図書館も一緒にして、複合施設でやるという。彼らが言うには、画期的なアイデアだということだったんですが、財源の問題もあって、たしか新聞には31億かかるから、ちょっと無理だと。清水は再建団体に陥るかもわからんという議論が出て、20億で清水小学校だけをつくろうと。その際、2メートルのかさ上げをしようとしてたけど、これもやめて、避難ルートと避難場所を確実につくることのほうが、有効であるというふうな新聞記事、読みましたか。

あのと、思ったんですよね。今、決めても、完成は2018年だったですね。そうすると、市長と教育委員会が協議して、今、宿毛小学校を決めても、完成は4年後なんです。随分、時間がかかる。

あとの学校も、待ってなきゃならんですから。一遍に全部つくるほど、宿毛市も金ないですからね。だから、そういうことから考えると、今回は協議をしてまいりますでよろしいんですが、ぜひ早く、意思統一をされて、宿毛小学校が、形ができるようお願いをしたいと思います。

それから、漏れ聞くところによると、宿毛小学校を、今、耐震してますわね。耐震は7,000万ぐらいでした。でも、いろいろ、いわゆる耐力度の弱いところを、若干直してますから、1億5,000万ほど要すると思うんですが、同じところへ同じものを建てるんだとしたら、これ、非常に無益なことじゃないかと。無駄遣いじゃないかという議論、議論じゃなくて意見が出ておるようにも聞きました。

まさか教育委員の中から出ているとは思いませんが、ちらちら耳に入ってきますが、その無益ということはないんですよ。

国は2015年までに、耐震は全部やりなさいよとしてお金も出しているんですから、それに乗っかって、宿毛もやってきたんですよ。

当初はダブルコストはいかんから、新築しようだったけど、結果的には耐震もしてきた。

だけど、これが無益ということだったら、4年間、絶対津波はきませんよという保証書をつけないかんですよ。あすかあさって、くるかもわからんから。

私は、耐震をしたことは、決して無益なコストにはなっていない。でも、急いでつくらないと、耐力のない学校で、将来、また今までいった道州制の議論からいっても、間に合わなくなるんじゃないですかという心配をして、教育長にあえて質問をしたわけでございます。

そこで、前回のものを踏襲するという流れの中で、私は、ちょっとこれ、私の考えですから、あえてお聞きしますが、中学校ですね。現状は、教育方針では4校残ったということに、当面なっていましたよね。小筑紫も含めて。でも、前回は、1校論が拙速であるということで、中学校を三つにすると。小筑紫中学校については、学級数が維持できなくなったら、片島か宿毛に、どっちかに統合する。どちらにいてもいいということになるかもしれません。生徒さんによっては、そういう方針を立ててましたね。

そこで、私はそのときにも、1校論から3校論になるのも拙速だなと思ったんですよ。私の考えとしては、2校でいいんじゃないかと。そのときのシミュレーションが、平成30年を待たずして、中学生500人ぐらいになりますよと。

我々が宿毛中学校、1,000人規模だったですからね。1校で。全体で500人になるんだとしたら、私は2校論で、250人ずつが二つに分かれた学校で、宿毛中学校と西中学校、二つあればいいんじゃないかという考えを持ってたんですが、教育長、即答できにくいけど、どう思いますか。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 前段の学校建築の対応については、私もいろいろお話を伺っておりますので、十分に参考にさせていただきたいと思っております。

先ほどの議員からの御提案のありました中学校の2校論についてですけれども、将来的には、検討の必要があると考えておりますが、特に東中学校につきましては、近い将来においても、一定の生徒数が確保できる見込みでありますので、保護者の中でも、統合への要望は、今のところはございません。

私としましては、まだその時期ではないというふうに考えておまして、長期的な視点に立った際には、議員のおっしゃるようなことについても、検討が必要な時期がくるのではないかとこのように考えております。

その際には、十分に協議をすべきであるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 急な私の質問ですから、それ以上の答弁はできんと思いますが、ちょっと、保護者からの要望もございませんというのは、理解しにくいんですけどもね。

統合への保護者の要望というくだりは、ちょっと理解しにくいんですが。

やっぱり教育委員会がいろんな意見をいただいた中で、こういう案を示していくのが本当じゃないかと思うんです。まあいいでしょう。

それで、ちょっと時間もなくなってまいりましたが、お昼には。その小中一貫教育について、ちょっとお聞きをしたいんですが。

教育長は、この小中一貫教育について、まちによっては、たしかあれ、神奈川県川崎市ですかね、あれ全部、小中一貫にするんだと、こういう考えの行政もございまして、本市ではどのように考えて、どのように実行していこうと思

っていますか。その点について、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

小中一貫教育については、御承知のように、さまざまな形態がございます。どのような形態をとったにせよ、メリットとなるのは、教科担任制への移行がスムーズであると。また、中1ギャップの解消や、9年間を見通した教育活動ができるというようなことがありまして、その有効性については、私も認識しているところであります。

宿毛市におきましても、現在、小中一貫教育の一つの形態であります小中連携教育について、取り組みを進めているところであります。

現状における具体的な取り組み内容としましては、中学校の教員による小学校への乗り入れ事業であるとか、各中学校区を中心にしたグループ交流による研究の実施等ではありますが、今後、小中連携教育をさらに充実できることがあれば、同一敷地内での小中一貫教育に匹敵する効果を期待できるのではないかとこのように考えております。

今後におきましても、さらに研究を進めて、取り入れるべきところは積極的に取り入れて、宿毛市の子供たちのために尽くしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） これらを深く議論すると、相当時間かかりますから、関係プレーで、中身をとっていくということで理解してよろしいですね。

議長、お時間の心配をなさると思いますが、もう1問、英語教育についてございましてけれども、大体、12時5分程度、5分か10分の追加でいけますから、了解とってもらえますか。

いいですか。

○議長（今城誠司君） どうぞ、続行してください。

○12番（宮本有二君） これも教育長に通告を出しておりますが、宿毛市の小中学校において、英語教育、これは現状についてお聞きしたいんですが、この何か月前でしたか、最近、物忘れするんですがね。愛知県の岡崎市ですね、本宿小学校というところに行ってますよ。授業の風景を参観してまいりました。これ、行政視察で行ったんですが。

本市がどのような形で行われているのかは、これから聞きますけれども、私が自分の体験を通して、我々が英語を習った時代は、第一、先生が話せんかったですからね。これは、日本の先生方が、発音ができないから、文法とスペルを教えてきた。その弊害で、頭でっかちの英語になって、言葉には出せない、耳からも聞かえない。外国人が見たら、新聞を見ているけれども、話しかけたらちんぷんかんぷんでわからない。日本人というのはおかしな民族だと言われてるんですよ。

この弊害をなくするために、政府も取り組んで、これからいこうということですが、本宿小学校では、まず基本的にアルファベットを見せない、スペルを見せない。低学年の教育。

いろいろとその授業参観をする中で、きのう、私らが気がつく点が二、三ございましたが、現在の本市では、例えば、向こうでは会話を主体に、机の前に座って黒板を見る、DVDを見る。そこでいろいろ英語をやる、全部、オールイングリッシュですから、そこでやる。

それで、あいたところの、教室の中のあいたところに、ALTと英語助手と、それから英語の先生とが輪になって、フリートーキングをしながら、また席に座って、またその繰り返しを、30分、40分の授業でやってみましたね。そ

の間全部、アルファベットを見せない。そういう授業を取り組んでます。

宿毛市はどんなになってますかね、現状は。その辺についてお聞かせください。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 宿毛市の現状について、お答えをいたします。

市内小中学校の英語教育についての御質問でございましたが、初めに、現在の宿毛市内の小学校における英語教育につきましては、五、六年生に対して、学習指導要領に基づいて、年間35時間の外国語活動、現学習指導要領では、英語という言葉が出てきておりませんので、小学校の英語ではなく、外国語活動というふうになっておりますが、その活動を行っております。

また、宿毛市では、ALT2名の雇用を行っております。4年生以下は学期に1回、五、六年生は月2回派遣するなど、小学校の段階では、コミュニケーション能力の素地を養うことを目標とした、いわゆる外国語の授業を行っております。

次に、中学校におきましては、学習指導要領に基づきまして、学習内容により、各学年で年間140時間の授業を行っており、中学校へのALTの派遣は、各学校週1回程度となっております。

また、御指摘のように、電子黒板等を利用しました授業を行いまして、映像や音声を利用して、教科書だけではない授業展開も、教育委員会としまして推奨しておりますし、各学校でも、こうした授業が、現在は行われております。

御指摘のように、岡崎市の本宿小学校のように、研究指定校に指定されるなど、外国語活動に力を入れている学校がたくさんあるということは、私も聞き及んでおります。宿毛市教育委員会におきましても、とりわけALTが行う小学校低学年に向けた授業の中身といたしまして

は、英語に親しみをもてるよう、英語を使ったゲームであるとか、そういう身近なことを中心とした内容となっております。

議員がおっしゃいますような、英語助手を利用した会話重視の授業展開につきましても、今後、英語が使える子供をふやしていく、そういう観点からも、十分、検討できる内容ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 小学校の低学年、小学校全体の授業数は、ちょっと、ALTが月に1回とか2回とか、それはちょっと少ないようにも思いますけれども、中学にしては、指導要領に基づいて、140時間ということですから、かなりな時間がありますね。

あとは中身の問題だと思うんですが、今、教育長言われたように、指定校、この岡崎市本宿小学校が、平成22年に、多分これ、教育特区の特例校ですよ。英語を一生懸命やろうということになっているんですが、私が行ったときは女性校長でしたが、さきの校長が非常に英語に熱心な方で、平成12年ぐらいから英語教育を始めたということを聞いておりますがね。

それはいいんですが、個人的な話ですから。

この特例校の指定を受けて、徐々にかえていったのが、最初はNHKのDVDを使っておっいたらいいんですけども、小学校の全校生徒にDVD、これはALTと英語助手と英語の専門の先生と、3人がDVDをつくって1日8分間、朝とか昼とか、いろいろかわるでしょうが、全校生徒にDVDを見せると。1日8分、英語になじむわけです。それを年間27本つくっているそうですから、こういうことの取り組みが、だんだんと英語になじんでいくんであると思います。

それで、各授業単位なんかも聞いてきました

けれども、これは今後、御検討されたいと思いますから。

その中で、やっぱり、岡崎の内容は、子供たちが非常に明るく、生き生きしてやってきましたから。私も後日、これから先、ちょっと授業参観もさせてもらいたいと思うんですが、宿毛市もかなり取り組んでやっていると思いますけれども、かなりボリュームアップしてますからね。また、そういう先進地を参考に、授業内容の変更なんかも行っていただけたらというふうに思います。

それから、一番心配しているのは、大学入試ですね。今後の。これは、政府も英語のヒアリング重視ということになりますわね。

現在、小学校6年生で、6年たったら大学入試ですよ。私、間に合わんと思うんですよ。はっきりしたあれを組んでやっついていかないと、合格しなくなるかもわからないですね。その心配がございます。

それから、日本の社会も、大企業なんかは、ユニクロなんかも、社内用語はもう英語だと。楽天もそういうのが出てきましたね。

大学には、この間、新聞で見たのには、早稲田大学は8,000人規模で、1年間ですよ。大体、四、五万人おるんですか、学生が。8,000人留学させること、決めましたね。英語圏に留学をさせて、英会話を、全部マスターさすと。5年ぐらいで、全員、行ってくるんですよ。

だから、そういう大学がどんどんふえて、東京の大学もほとんどそれに附随していくと思うんですが、そうすると、まず宿毛市の問題は、宿毛市で、小中学校を出た、高校出た子供たちが、まずそこに、大学入試に耐えて、企業就職ができるような形にもっていくには、今がやらないといけないとこだと思うんですが。

そういうふうに、国の方針も大幅にかわって

きておりますから、教育長の見解について、お答え願えますか。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

おっしゃるとおり、ふだん活用できない英語を、私たちは中学、高校と勉強してきておりますが、小学校では、今、先ほども申しましたように、教科書ではありませんけれども、「マイフレンド」という副読本を配って、それに基づいて、できるだけコミュニケーション能力を身につける、楽しく話せるというようなことを、現在の指導要領の中では指定をして、小学校では実践をしております。

御質問の英語教育とは、これまでにいわれてきた入試重視の英語であるとか、外国人と積極的なコミュニケーションがとれる、生きた英語をしてはどうかというふうに御指摘をいただいたと拝察しております。

文部科学省の方針といたしましては、早い時期から、基礎的な英語力を身につける機会を設けて、国際的に活躍できる人材育成につなげるためにも、小学校の三、四年生には、週1回から2回、五、六年生には、週3回、実施を想定をいたしまして、5年生からは、現在の外国語活動、先ほど申し上げましたけれども、外国語活動という言葉から、英語として教科に格上げをし、検定教科書の使用や、成績を導入することとされております。

宿毛市教育委員会といたしましても、国の方針や指導要領をもとに、子供たちにできるだけ生きた英語を身につけてもらうことができるように、さまざまな情勢を踏まえて、柔軟に対応して、そういう体制づくりを整えていきたいと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） わかりました。生き

た英語体制づくり、ここが大事なんですがね。

現在のALTの数は、若干、少ないとは思いますが、英語の担任の先生は、それぞれ教室におりますけれども、助手ですね。英語助手、これが、現在、宿毛市にはおりますかね。おりませんか。

私は、この助手が、十分、活躍していると思うんですよ。本宿小学校は、言ったように、ALT1名と担任の英語の先生と助手2名、これが輪をつくって、フリートキングをして、またそのDVDを見て、パズルをしたりゲームをしたりして、英語に親しませると。

全体27本、年間、DVDを見せて、私たちが学校に訪問すると、グッドモーニング、ハローから始まりますからね、こんな小さい子。どういふふうに応えたらいいのかなと思ったんですがね。「おはよう」いうて言いましたけどね。

それから、私たちが質疑応答する中で、「アンオンマイハン」これわかりますかと。アンコかな、ハンかなと思ったらいけませんよ。「アンオンマイハン」、手の上にアリがおるということですよ。TとDを抜いてますわね。抜かないと、アメリカ人には通用しないんですよ。それで、我々は、TとDは無声音ですよといって、スペルでばってんつけられて、英語が10点になったから、話せなくなったんですよ。

だから、こんな難しいやり方ではなくて、助手を活用したら、私はいいと思うんですよ。

そこで、今回、一番言いたかったことは、英語助手は、英語が堪能でなくてもいいというふうに聞いたんですよ。一緒に成長すると。子供たちと一緒に。

だから、宿毛市にも英語を話せる人、堪能な人、ちょっと話せる人、いろいろおると思うんですが、できたら、ALTをたくさん入れて、お金幾らでも払いますよということではできんわけですから、子供たちに教えてあげようという

助手がいると思いますから、アルバイト料で来てもらえるような、生きた英語の体制づくりというのを、ぜひお願いしたくて、この質問を出したんですが、先生、どう思いますか。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

郡内のある学校の校長先生が、小学校の校長先生ですけれども、6年生に、中学校になったら、何の勉強が一番楽しみですかというお話をしたときに、僕は、中学校になったら英語を一生懸命勉強しますとあって、小学校を巣立って行って、1学期に子供たちが小学校を訪ねてきてくれたときに、英語を頑張りよるかねいうて聞いたら、僕は英語大嫌い、というふうな答えをしたという話を聞いたことがございますが、そういう英語では、私自身も、だめだと思っております。

議員がおっしゃいますように、宿毛市内にも海外へ留学を経験なさった方であるとか、英語を話せる方々、あるいは、英語圏から宿毛市に定住なさっている外国の方なんかもおいでます。子供たちが、英語ができる環境づくりを検討する一環として、そういう方々が活用できるかどうか、そういうことについては、また、これから研究をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） わかりました。大体、質問は全て終了いたしました。ぜひ教育長、余り難しく考えないで、あまり難しく言うと、助手になってくれる人もかたくなりますので、ちょっと話せたらいいんですよぐらいで、ぜひお願いしたいと思います。

何につきましても、何かをするにしても、財源が要りますから、市長、最後にお伺いしますが、教育委員会に十分な財源を出してですね、宿毛の子が英語の試験に受かるように、そして

社会で役に立てれる素地をつくるために、財源どんどん出しますか。お答えください。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

宮本議員がおっしゃる、住民の英語教育への活用という内容につきましては、市長部局といたしましても、教育委員会での研究結果を十分吟味した上で、前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

○議長（今城誠司君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） これをもちまして、一般質問を終わります。

○議長（今城誠司君） この際、1時間休憩いたします。

午後 0時09分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 5番、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、初めに宿毛市における移住対策についてであります。

この質問に関しましては、平成25年6月議会でもお伺いをいたしましたところではございますが、再度、お聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

平成26年9月1日現在で、宿毛市の人口は2万1,960人でございます。年々と人口が減少している状況であります。

高知県も移住対策に力を入れているところでありますし、本市においても、昨年と比較すると、力を入れているのではないかと思います。

昨年、お伺いをしたときに、移住されてくる方に提供できる賃貸物件、並びに売却物件につ

いて、宿毛市のホームページ上で紹介している物件については、1件だけだと答弁をいただきました。現在は、賃貸物件並びに売却物件はふえているのか。また、ふえるための工夫をされているのかどうか、お伺いをいたしたいと思えます。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 5番、岡崎議員の一般質問にお答えをいたします。

昨年の6月議会以降に、ホームページ上に紹介した空き家件数は、3件追加して4件となりましたが、その後、1件につきましては、所有者からの申し出により、現在は紹介を取りやめております。

したがって、現在、ホームページ上で紹介している物件は、3件となっております。

空き家紹介できる物件をふやすための工夫といたしましては、昨年8月に開催されました市政懇談会において、市内各地区長さんに、空き家情報の提供について、一昨年に続いて申請をし、10月には文書にて、各地区長さんに対して、空き家の情報提供の依頼をしました。

その結果、29件の情報提供をいただき、その中で、所有者からの承認を得られた物件を紹介しているという状況であります。

限られたスタッフで、より多くの情報を収集するためには、地域のことを把握されている地区長の皆さんの理解と協力が不可欠ですので、今後も地区長の皆さんの協力をいただく中で、1件でも多くの情報を紹介できるよう、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 先ほど、市長より説明があったとおり、昨年、1軒であったものが、今、現状3軒であると。これでもまだまだ少ないところではございますが、その他の取り組み

として、区長より空き家の問い合わせをしたところ、29軒ぐらいの空き家が、現在あるということでございますので、すぐにその空き家を借りれるものかどうか調査していただいて、順次、ホームページ上に空き家は、宿毛市として、このぐらい借りれるところがありますという情報提供をしていただきたい、そのように思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、移住促進のために、協議会の設立を試みてはどうかとの質問に対し、協議会設立に向けて検討してまいりたいと考えているとの前向きな答弁をいただきましたが、どのように検討をしたのか。現在、どのようになっているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

移住促進協議会の設立に向けての検討についての質問でございました。

昨年の6月議会において、御質問いただいたから、四万十市における取り組みの状況についてお聞きする中で、本年1月に不動産業者や、建築業等の関係者にお集まりをいただき、協議会立ち上げに向けての話し合いの場をもちました。

現在のところ、設立には至っておりませんが、移住を推進する上では、まず住む家の確保が大事だと考えておりますので、移住を希望される方も、また家屋等を請求していただける方も、両者が安心して、賃貸や売買の契約ができる環境づくりに向けて、市内の不動産業者さん等にも御協力をいただき、検討してまいりたいと考えています。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） どうもありがとうございます。

早急に、協議会のようなものを立ち上げてい

ただきたい、そのように思っておりますので。

次に、平成26年度より移住について、新たな事業、取り組みがされていますが、その点について、お伺いをいたしたいと思います。

まずは、移住促進事業として、東京都の都営地下鉄浅草線の中に、宿毛市をPRする看板を、車両の中に提示して、PRをするとのことでした。この事業は、平成26年4月から、平成27年3月までの1年間を予定しているとお聞きしているところではございますが、現時点でどの程度の問い合わせが、市役所のほうにあったのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

移住促進PR用のステッカーの効果について、御質問いただきました。

現在、東京の都営地下鉄浅草線の車両2本、合計14カ所に、縦横35センチメートルのステッカーを、ほぼ毎日、掲示して、PRしております。

ことしの3月までとなっておりますが、このステッカーを見ての問い合わせかどうかは確認できておりませんが、今年度も、移住についての問い合わせは、8月末時点で8件ございました。

昨年度の8月末時点では、5件の問い合わせでしたので、3件の増、このようになっております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 次に、移住お試し住宅借り上げの事業を、平成26年度に予算計上していますが、現時点で、どういうことをされているのかお伺いをいたしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

まず、先ほどのステッカーの掲示についてで

すが、先ほど、ことしの3月末と言ったということでしたので、来年の、今年度いっぱい、3月末までということでございます。失礼しました。

お試し住宅の事業は、宿毛市への移住を希望される方に、宿毛市での暮らしを手軽に体験してもらうための事業でございます。現在は、お試し住宅事業を実施するための準備を進めている段階で、今年度末までに、家の確保や備品整備等を行い、受け入れ態勢が整い次第、県や市のホームページでPRし、順次、お試し住宅利用希望者の受け付けを始めていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 先ほど、市長より説明がありましたが、26年度中に、例えば準備等が整えば、26年度中にこの事業を実施されていくのかどうか、その点、再度、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

御指摘のとおりでございます。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） この事業については、早く整備をしていただいて、準備をしていただいて、26年度中に実施できるように、ぜひしていただきたいと、そのように思っております。

最後に、宿毛市に移住された方々に集まっていただいて、意見交換会なり、移住者交流会を開催してはどうかと考えますが、その点について、市長にお伺いをいたしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

移住された方を対象とした意見交換会を開催してはどうかとの質問でございますが、これまで、移住された方から個別にお話を聞く機会

あっても、意見交換会、こういう形で一堂に集まっていたことはございませんでした。

このような機会があれば、移住者同士の交流を深めることができますし、今後の宿毛市の移住促進事業を推進していくためにも、意見交換会の場に出される意見は、参考になるのではないかと考えます。

今回、このような御提案をいただきましたので、関係者の意見をお聞きする中で、意見交換会の開催について、前向きに検討してまいりたいと考えております。

また、本年度も、各地区長さんに対して、空き家情報の提供の要請を行ってまいりたいと考えておりますので、あわせて各地域の移住者情報についても、可能な限りの範囲で提供をしていただけるようお願いをしてまいりたい、このように考えております。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 今、移住された方々に集まっていただいて、意見交換会、交流会を開催していくことに、前向きな検討をとということで、答弁をいただきました。

移住された方でないとわからない、宿毛のいいところであったり悪いところがあるかと思えますので、ぜひ早目に、これも開催していただいて、そういう点を踏まえながら、今後の移住対策について、市として取り組んでいただきたいと思います、そのように思っておりますので、ぜひお願いいたしたいと思います。

次に、市営住宅についてお伺いをいたしたいと思います。

平成25年10月に、宿毛市公営住宅等再編計画が策定をされています。若干、計画の内容を説明させていただきますと、計画の目的として、市営住宅ストックを有効活用するための事業方法の選択、及び事業実施スケジュールの策定を目的としています。

計画の位置づけとしては、市営住宅再編計画の一部として位置づけをし、本計画に基づいて、建てかえ事業、改善事業などを行うとしております。

事業対象は、平成25年度末時点で管理されている市営住宅398戸を対象としております。計画の期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間とし、5年ごとに前期、後期に区分し、前期期間終了時に見直しを行うものとしております。

計画策定の進め方としては、市営住宅ストック総合活用計画の策定指針に基づき、市営住宅の需要や現状を踏まえて、ストック活用計画の方針と、目標の設定を行い、建てかえ、改善、維持保全などの適切な手法の選定フロー、及び選定基準を定める。

さらに、団地別、住棟別活用計画を策定し、適正な事業量の確保に配慮し、計画期間におけるストック活用プログラムを策定するとあります。

まずは、内容について質問いたしたいと思えます。

現在の公営住宅と改良住宅の戸数、入居者数、及び入居率について、お伺いをいたしたいと思えます。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

まず、公営住宅についてであります。戸数232戸に対して、入居戸数177戸、入居率76.3%となっておりますが、耐用年数が経過した団地で、将来にわたり団地を継続管理することが不相当と判断され、用途廃止とする住宅戸数51戸を除くと、入居率は97.8%となります。

改良住宅については、戸数166戸に対して、入居戸数148戸、入居率89.2%となっております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） この平成25年10月に、宿毛市公営住宅等再編計画が策定をされていますが、公営住宅、改良住宅に入居されている住民の方々、今、お話を聞きますと、平均をとると95%ぐらいの方が入居をされていると思いますが、今後のこの再編計画について、説明をされているのかどうかを伺いたしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

宿毛市公営住宅等再編計画については、市営住宅の多くが構造設備の老朽化への対応等が深刻な課題となっており、そうした状況に対応するために、建てかえ等を行っていくに当たり、その事業手法の選択及び事業実施スケジュールの策定を目的に、地区の代表者や有識者等を委員とした検討協議会を開催し、策定したものであります。

再編計画の説明について、改良住宅におきましては、正和、貝礎、手代岡の3地区において、改良住宅検討会等により行い、現在、手代岡地区にて建てかえに向けての話し合いを行っているところでございます。

公営住宅におきましても、建てかえを予定している住宅については、今後、住民説明会などにより、説明していきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） わかりました。再編計画については、期間を10年としていますが、この10年間で全ての公営住宅並びに改良住宅について、建てかえ並びに改善などが行われるのかどうか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

宿毛市公営住宅等再編計画の策定期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間となっており、本計画において、建てかえる公営住宅、改良住宅合わせて128戸のほかは、住宅の質の向上を行う個別改善。住宅の効用を維持するため、計画的に修繕を行う維持保全。先ほど説明した用途廃止の、この三つに分類し、合計で398戸から365戸に、戸数を減少されることとなっていますが、個別改善及び維持保全となっている住宅のうち、大多数は次期計画年度に建てかえする計画となっております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 今、市長の説明の中で、個別改善及び維持保全とされる住宅については、次期計画年度に建てかえをする計画となっているとの答弁をいただきました。

次期計画年度とはいつになるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

次期計画年度につきましては、平成36年度以降を予定をしております。

なお、本計画の計画期間は、平成26年度から平成35年度の10年間としておりますが、中間の平成31年度には、計画を見直すこととしており、建てかえについても、本市の財政状況を見ながら、取り組んでまいりますので、建てかえ戸数の見直しも行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） この宿毛市公営住宅等再編計画の中で、非現地建てかえの団地、住宅についての文言がありますけれども、建てかえをする場所は、現在地にはないところであると

と思いますが、その場所については、決定をされているのか、今後、検討していくのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

本計画の中で、非現地建てかえとなる新たな住宅団地の場所については、まだ決定をしておりません。今後、民間賃貸住宅への家賃補助の制度導入なども含めて、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） それでは、この文言の中にある非現地建てかえの団地については、今の現状の中では、一応、こういうことで記載をされているが、民間の住宅も含めて、検討していくということで、わかりました。

次に、市長の答弁の中で、用途廃止する団地、住宅についてという説明がございしますが、現在の状況について、用途廃止する団地住宅の現状について、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

用途廃止する住宅のうち、新田及び萩原団地につきましては、全戸空き家となっております。その他の樺団地ほか7団地については、募集をしておらず、現在の入居者が退去すれば、全戸空き家とする予定になっております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 今、市長の答弁でありました萩原、新田については、全戸、皆さん出られていることということで、あと樺団地ほか7団地については、入居しないようにしているということですが、この用途廃止する住宅について、今後、どのようにしていくのか、お考えをお伺いいたしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

御質問の用途廃止する団地につきましては、全戸空き家となった団地から、公営住宅除去の補助事業などを活用し、取り壊しを行っていきたいと考えております。

なお、取り壊し後の跡地については、市全体の市有地として、不用な土地は売却も含め、利活用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 現在、新田、萩原については、全戸あいているわけですが、これについては、早急に取り壊し等をしていただくように思いますが、市長のお考えを、その点、お伺いしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

そのように考えておりますけれども、財政状況等も見ながら、全体の予算の中で考えていかなければいけないというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） ありがとうございます。

最終的に取り壊しになった後は、市有地として売却をしていくということですが、この売却方法については、まだ決定はされていないと思いますけれども、入札制になされるのでしょうか、その点についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

実際にそのような時点になった折に、いろんな条件等も、いろんなことも想定というか、想定外のこともございますので、その時点で判断をしていきたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 再質問は以上で行いませんけれども、市有財産になった後に売却することについて、早急に売却をしていただかないと、今の現状を踏まえると、なかなか売りにくい状況であります。

それで、市が売る場合には、そこそこの不動産鑑定士の単価をつけてくると思いますので、普通の民間で売っているような売買価格ではない。高い価格で売却される場合が多いかと思えますので、その点、十分に検討等をしていただきたいと思います。

以上で、一般質問のほう、終わらせていただきます。

○議長（今城誠司君） この際、10分間休憩いたします。

午後 1時38分 休憩

午後 1時49分 再開

○議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） 2番の山上でございます。

午前中に、高倉議員からも、先月、広島の高雨災害に遭いました方々に、お見舞いの言葉がございました。全く同感でございますが、このような災害は、あすは我が身であるとの警鐘として、宿毛市においても災害には常日ごろから備えていなければならないというふうに思います。

さて、質問ですが、質問通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

項目につきましては、大きく三つでございます。

一つ目は、宿毛市の観光政策について。二つ目としては、住宅の耐震改修の促進について。

三つ目は、入札制度についてということで、以上の項目について、お伺いします。

まず、一つ目でございますけれども、市の観光政策についてであります。各項目にわたりますので、的確な御答弁をよろしく願いいたします。

観光政策として、市の全体像をお示しいただきまして、市の観光をどのように考えて、どのようにしていくのかといった戦略、戦術につきまして。また、その中で、咸陽島公園や桜公園はどのように位置づけるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 2番、山上議員の一般質問にお答えいたします。

1点目の、宿毛市の観光政策につきましては、平成23年度に策定した宿毛市振興計画に基づき、観光協会等とも連携し、各種イベントの開催や、観光施設の整備等の取り組みを進めてまいりました。

咸陽島公園や大島公園を、こうした中にどのように位置づけているのかという質問でございますが、咸陽島公園や大島桜公園の一部は、都市計画法にて計画決定された大島公園として位置づけております。

咸陽島公園は、水洗トイレと温水シャワーを併設した施設を初め、大型遊具や多目的に利用できる砂場などを整備しており、年間を通じて、多くの家族連れや観光客が訪れるなど、にぎわいを見せております。

また、大島桜公園も、日ごろは市民が散歩コースとして利用されたり、花見シーズンには、多くの方が訪れるなど、宿毛湾を一望できる景観は、多くの方から喜ばれており、両公園とも宿毛市の重要な観光施設であると考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） 観光政策でございますので、高速道路とか、新港活用など、市長の持論を展開されて、私の持ち時間の大半を使われるのではないかというふうに、半ば心配しておりますけれども、割とあっさりとした御答弁で、ちょっとびっくりしております。

いかにも現実を物語っているように感じました。

観光産業は、経済波及効果が大きいといわれておりまして、主要産業の一つとして位置づけられていく必要もあろうかと思いますが、宿毛への年間の観光客の入込客数は、どのくらいで推移しているのでしょうか。また、それに伴いまして、観光客が宿毛市に落とすお金は、おおよそで結構なんですけど、幾らぐらいになっているのか、お聞かせください。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 宿毛市の観光政策、先ほどの質問でございますけれども、宿毛市にとりまして、沖の島を含めて、非常に外に売り出していける重要な、そういう観光地もございますので、今後とも政策の大きな柱として、この政策は取り組んでいきたいというふうに思っております。

宿毛市への年間の入込客数につきましては、道の駅や延光寺等の施設管理者からの聞き取りや、市民祭、宿毛祭りと、各種イベントの入込客数等を参考に推計しており、これでは、平成25年度については、約23万6,000人の入込客があったものと推計しております。

観光客ですが、観光客が宿毛市に落とす金額は幾らになるのかとの質問でございますけれども、この金額については、各施設からの聞き取りも難しく、統計的な数字は把握できておりません。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） 年間23万人以上も来ているということでございますけれども、相当なお金が落ちているのではないかと思います、観光客の落とすお金が大枠でもわかりませんと、どれだけ経済波及効果があるのかわかりませんので、今後は、ぜひとも調査などを行っていただいて、実数をおさえることで、次の観光戦略に役立てていただきたいというふうに思います。

そこで、今後の数値目標といたしまして、入り込み客数はどのくらいを設定されているのか、お示しをいただきたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 観光客による宿毛市に、どのような経済的な、また具体的な金額効果があるのか、そういうことを調査すべきではないかという御質問も、先ほどございましたけれども、今後、どういう形でそういうことができるのか、一定、県や他市町村が取り組んでいるような例はあるようでございますけれども、宿毛市として、有効な数字が、それに近い数字が出せないと、逆の形もございますので、慎重に、この辺についても検討はしていかなきゃいかんというふうに思っております。

数値目標としての入込客数は、どのくらいに設定しているのかということでございますけれども、平成23年度に策定した宿毛市の振興計画では、平成27年の観光入込客の目標値を、約28万人としております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） 27年度といえども、来年度になりますけれども、入込客数の数値目標、28万人ということですが、その目標達成のための戦略といいますか、戦術といったところは、どのようなことをされていくのか、お聞かせく

ださい。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

観光入込客の増加に向けての取り組みにつきましては、これまでも一般社団法人宿毛市観光協会を初め、一般社団法人幡多広域観光協議会、四国西南サミット観光部会、四国西南地域観光連絡協議会や、篠山観光開発協議会などの各種団体や、近隣自治体と連携し、さまざまな観光振興の取り組みを実施してまいりました。

25年度については、6市町村の関係団体が協力し、幡多地域観光キャンペーン「楽しまんと！はた博」と題して、エリアキャンペーンを実施し、大きな成果を上げることができました。

平成26年度も、その成果を一過性のものとしないう、継続した取り組みとして、「楽しまんと！はた旅」と題して、各種事業を展開しておりますし、本市におきましては、宿毛市観光協会と連携し、チヌ釣りやグレ釣り大会、離島体験事業等海洋レジャーを中心とした観光振興に、積極的に取り組んでおります。

今後も引き続き、関連自治体や、各種団体と連携しながら、これまで取り組んできた事業の成果を生かし、さらなる磨き上げを行うなど、観光入込客の増加に努めてまいりたい、このように考えております。

○議長（今城誠司君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） ぜひとも、27万人ですか、目標を達成していただきたいというふうに思います。

次は、局所的な話になりますけれども、大島桜公園の整備についてでございます。

先ほどの御答弁からは、観光的には、ウエートは余り高くないような気もいたします。どちらかと言いますと、市民向けといった感じを受けましたが、そのこともあってでしょうか、前回、6月の議会で補正予算を計上されて、遠見

地区にロータリークラブの50周年事業として整備されるということでありましたが、その整備の内容は、具体的にはどのようなことをされるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

大島桜公園内の遠見の高台を、宿毛ロータリークラブが創立50周年記念事業として整備することに関連する事業費につきましては、議員からもお話のありましたように、6月定例会で補正予算158万2,000円を議決いただいております。

この整備の内容につきましては、宿毛市において、遠見の頂上付近及び進入路の整地、碎石の敷き直し等を予定をしており、整地等が終了後、宿毛ロータリークラブにおいて、来年の桜の花が咲く時期までに、ベンチの設置や花木の植栽、付近の草刈り、枝打ち等を実施し、今後においても、複数年かけて草刈り作業を中心に、整備を進めていきたいとの話をいただいております。

この整備によって、年間を通じて多くの方が、すばらしい宿毛湾の景観を楽しめる場所となるよう、期待をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） 整備に当たりましては、場当たりの整備にならないようにしていただかなければならないことは、申すまでもないことですが、以前にも指摘させていただきました桜公園の入り口の部分、道路と、以前あった集水桝の関係のようなことにならない、そんなことは避けるべきで、整備には一貫性を持って実施していただくことを要請しておきたいと思っております。

また、事業目的には、前回の補正予算のときに出していただいた事業目的でございますけれ

ども、あれには、通年使える市民の憩いの広場となるようにという記載がありましたけれども、現状では、トイレもないような状況であります。

さらには、現状のままの道路では、市民の憩いの場にはなりにくいのではないかというふうに思います。

せっかくの投資ですので、利用率が低ければ、無駄な投資にもなりかねませんし、それにも増して、利用されないのに、維持管理が行政のお荷物になる可能性もあるのではないかと危惧されます。

せっかく整備するのであれば、咸陽島公園などとの連携を見据えて、宿毛市の観光にも寄与できるように、トイレや道路の拡充整備も行うべきではないかというふうに思います。

昨年6月の議会におきましても、市長は、桜公園に駐車場やトイレ等の整備を検討していきたいと御答弁されておりますけれども、ぜひとも実現していただければというふうに思います。

ほかにも桜公園内の道路につきましては、いろいろな方から御指摘を受けることがございます。現在の桜公園の道路を咸陽島公園、あるいは国民宿舎のほうに抜けるようにして、一方通行で車が往来できるようにすべきではないかというような御指摘でございます。

市長も御存じのとおり、大島桜公園の道路は小型車が通るのにも苦勞するような道路でございます。車線も1車線しかありませんし、駐車場スペースも確保されておられません。一本道ですので、引き返してこなければなりません。

かといって、車回しのスペースもありませんので、少し広いところで切り返ししながら、方向転換をしているのが実情でございます。

平成24年3月の議会におきましても、桜公園については、全体計画、都市計画事業の見直しを含めて、総合的な整備に向けた取り組みに努力したい旨の答弁がされておりますが、目に

見える進展はないように思います。

状況改善のためにも、今後、何らかの改善策を検討いただけるよう、要望しておきたいと思いますが、どうか検討だけではなく、実施に移していただければというふうに思います。

次は、大島橋のかけかえについてであります。咸陽島公園や、桜公園への、本当の意味での入り口にある大島橋について、伺います。

大島橋の現状は、ジョイント部分は段差といえますか、こぶのようになっておまして、軽自動車やミニバイクなどには、結構、衝撃がありまして、必然的にスピードを落とさざるを得ないような状況になっております。

大島橋は、大島地区の名実ともに大動脈のインフラでありまして、以前にもお伝えしたとおり、大島地区の多くの方は、地震がくれば落橋するのではないかと心配しておまして、できるだけ早い改善を切望しております。

そのためか、地区の方々に、よく聞かれることがございます。いつできるのかということでございます。

現在、設計の段階とお伺いしておりますが、具体的にはどのようなになっているのか、設計がいつできて、工事にはいつごろかかり、いつごろ新しい橋になるのかを含めて、今後どのようにされるのか、お伺いいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

大島橋のかけかえについては、平成25年9月に、予備設計業務を委託し、地質調査を経て、安全性や経済性を考慮する中で、作業を進めております。

現在は、橋梁の形式やルートについて、複数案を作成し、その資料をもとに、高知県等関係機関と協議、調整する準備をしているところで

す。協議が整った段階で、橋梁の詳細設計を発注

する予定となっております。

しかしながら、協議調整の中で、公有水面の新たな埋め立てが必要となった場合には、その申請手続のため、長期間が必要となるため、現段階で大島橋の建設時期について、明確な答えができませんので、御理解をよろしくお願いをいたします。

○議長（今城誠司君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） 状況は理解をいたしました。

大島橋につきましては、地元大島地区の方々は大変、関心を持っております。一定の公開できるようになりましたら、地元のほうへも説明などしていただけますように、要請をしておきたいと思っております。

続きまして、大島橋からのつながりになりますけれども、中央線に至るまでの大島北線の一部が冠水することについてでございます。

この北線も、国民宿舎や咸陽島公園への重要なルートでもあります。それが大潮のとき、道路が海水で冠水することがありまして、日常生活にも支障を来していることが、時々発生しております。

このことは、国民宿舎などに来られる方々には、余りよいイメージは持たれないのではないかと思いますし、せっかく来ていただいた方々に、リピーターになっていただけないのではないかと、危惧もされるところでございます。

もちろん、地元の者としては、日常のことになりますので、なおさら迷惑このうえないことになっております。このような状況をどのように認識されているのか、それに対して、何か対応策を検討されているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

大島橋から大島中央線間の市道冠水について

でございますが、宿毛湾漁協の元市場の対岸となるこの市道大島北線の冠水は、頻度については認識しておりませんが、先日の台風11号接近時の満潮時期に巡回した際、雨水か海水かの判別はできませんでしたが、道路冠水の状況は確認をしております。

ただし、大島地区の雨水や生活排水を海へ排出する部分には、海水の侵入を防ぐため、フラップゲートが設置されており、海水の逆流はないのではないかと思います。

御質問のありました場所につきましては、長年の土砂堆積により、排水機能の低下した排水路であり、道路下を埋設暗渠で横断していることから、地区の清掃日に対応できないため、改善してほしいとの要望が出されておりました。

本年度、この対策のため、一部の排水施設の回収を実施する予定となっております。陸域から海域への排水機能の向上は、図れるものと考えております。

しかしながら、排水口となるフラップゲートは、大島橋から市道大島中央線入り口までの間にも複数箇所があるため、冠水の原因が雨水によるものなのか、海水の逆流によるものだったか、現段階で判別できておりません。

つきましては、同様の状況が発生したとき、地区から連絡をしていただいた時点で、フラップゲートの状況とあわせて調査をし、どのような対策がとれるのかを、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） 道路の冠水の要因は、今後、調査をしていただけるということでございますけれども、地元の方々からは、フラップゲートの部分にカキなどが付着して、逆止弁の役目を果たしていないのではないかとといった話もあります。

いずれにしても、大島橋についても、大島北線についても、できるだけ速やかに問題や課題などを克服していただきまして、改善につなげていただきたいと思います。

続きまして、四国霊場88カ所開創1200年、及び世界遺産への登録への対応について、お尋ねをいたします。

霊場の巡礼者は、観光客としても重要な位置を占めていると思います。

このことから、私ども市民としては、有形無形の恩恵を受けているものと推測します。四国88カ所が、ことしは開創1200年になることのできました。また、世界遺産への登録の動きもある中、宿毛市として、何か支援など行ってきたのか。それとともに、今後、支援などを含めて、何かされるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

四国霊場88カ所開創1200年、及び世界遺産登録運動への本市の対応についての御質問でございました。

宿毛市では、四国霊場88カ所開創1200年を記念した、官民一体となった取り組みは行っておりませんが、宿毛市観光協会が、遍路文化を普及啓発する目的で、5月の連休とお盆時期に、それぞれ2日間、延光寺において宿毛産のマダイを使ったタイ汁や、サバの煮干し、かき氷などのお接待のサービスを行いました。

世界遺産登録に向けた取り組みといたしましては、四国4県を初め、四国内の市町村や経済団体、国の機関等が構成員となって、平成22年3月に組織されました「四国88カ所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会に加入しております。

この協議会では、四国遍路の魅力を広く情報発信するとともに、遍路道の状況調査などを行

い、世界遺産登録への取り組みを進めております。

構成員の活動として、道路や遍路道の整備、清掃活動などを行っているところでもあり、宿毛市でも、案内板の設置を初め、地域住民や金融機関等の協力による急傾斜の整備、遍路道の草刈りやごみ拾いなどを行っております。

また、普及啓発の取り組みとして、宿毛市と愛南町にある札所間を歩く花へんろウォークの開催や、香川県善通寺市が四国霊場の世界文化遺産登録への応援と、四国全体の地域おこしイベントとして実施しています、四国霊場88サイクル駅伝に対して、本市からもそのサポート隊として、職員2名の派遣をして、支援しております。

今後も世界遺産登録推進協議会を中心として、四国霊場88カ所と、遍路道の世界遺産登録に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） 開創1200年に関しましては、市としては、これといったことはされていないようですけれども、民間レベルでは、いろいろな御接待といえますか、そういうようなことをされたというのがわかりました。

また、世界遺産への登録に向けた取り組みは、既に行っていることも理解をいたしました。

世界遺産への取り組みも、これからも継続して盛り上げていければと願っております。

延光寺は、檀家の皆様にとりましては、心のよりどころであると思いますが、我々市民にとりましては、文化財でありますとともに、観光資源ともなっているといっても過言ではないというふうに思います。

観光資源といえますと失礼に当たるのかもしれませんが、このような歴史的な場所

すので、周辺をもう少し、それらしい雰囲気、それらにふさわしい環境整備がされてもよいのではないかと思います。

これは私の個人的な見解になりますけれども、参道近辺を門前町として、ちょっとしたお店などが張りつくようになればよいのではないかと考えております。

観光客、あるいは巡礼の方々にとっても、お寺に至るまでの雰囲気づくりが大切ではないかと思ひます。それが景観整備であったりということになろうというふうに思ひます。

門前町として整備するには、それなりのインセンティブ、刺激が必要であらうと思ひます。それが整備のための助成であったり、あるいは一定期間の税の減免措置なども、一つのインセンティブとして働くのではないかというふうに思ひます。

お四国を回られる方々には、できるだけ宿毛で宿泊していただけるように、何か物とか事を用意することも考えるべきではないかというふうに思ひます。

いろんな意味で、宿毛市の経済にも貢献されていると思ひますので、世界遺産への登録にでもなれば、海外の方々も来てくれるようになるかもしれません。

続きまして、奥谷先生の作品の常設展示についてでございます。

この件につきましては、3月の議会で先生の作品を常設展示するようにと、質問をいたしましたところ、市長からは、中心市街地として空き家等の活用も、あわせて検討をしたいとの御答弁がありました。

ぜひとも、そういうふうに、常設展示が実現されるように願っております。

しかしながら、先生の絵画だけでは、集客力が弱いといわれるようなことを言われていた担当の方もおられました、先生の絵画も含めて、

さまざまな要素をリンクさせることで、合わせ技といたらよいのでしょうか、複数のものということで、外来者、外から来る方ですけども、それら観光客等を多くすることに努めていただきたいと思ひます。

人口減少が進む中で、交流人口増加を図り、雇用機会の創出も含めて、考えていかなければならないときでございますので、先生の作品も、大いに活用をさせていただくようにすべきであると思ひます。

そのためにも、観光政策の中に、しっかりと位置づけるべきであり、将来展望として、構想を描くべきであると思ひます。

芸術作品ですので、観光のみならず、社会教育の面でも、作品を目にすることは、情操教育等にも貢献するところもありますので、重層的な観点から、長期的な展望の中で常設展示が可能になるように、構想等を立てていただきたいと思ひますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

本市の貴重な資源である奥谷先生の作品を活用し、観光政策の中で、常設の展示について、実施するように取り組めないかとの質問であったと思ひます。

平成26年の、ことしの第1回定例会でも答弁させていただきましたが、公共施設の耐震化など、優先される課題が多く、現時点において、新たな常設の展示施設を整備するようには、考えておりませんが、市制施行60周年を記念して、これまで奥谷先生から寄贈いただいたり、購入させていただくなどした、本市が所蔵しております全25作品を一堂に展示させていただき、市民の方々に、先生の作品を御鑑賞いただきましたし、宿毛歴史館特別展示室において、特別展示を実施していない期間を活用して、作

品の大きさなどによりますが、4点から6点ほど、展示する作品をかえながら、展示を継続しておりました。

また、奥谷先生の作品の単独での展示方法以外に、他の展示物などとともに、複合的な常設展示場について、検討できないかとの御提案もいただきましたが、作者であります奥谷先生の意向も十分に確認しながら、展示方法を検討していかなければなりませんので、現時点では、節目の年や、記念事業などでは、文教センター多目的ホールを利用した展示を行ってまいりたいと考えておりますし、歴史館の特別展示を実施しない期間を有効に活用し、歴史館特別展示室での作品の展示をしてまいりたいと考えております。

提示の施設につきましては、広報紙やホームページだけでなく、マスコミなども活用して、よりPRをしてまいりたいと考えております。

質問にもございました、長期的な展望に立つてという質問もございました。宮本議員の質問にもお答えさせていただきましたが、これからのコンパクトシティ、そういう形の中で、新たなまちづくりも、これからずっと進めていかなければ、課題になっておりますので、そういう中に、私は位置づけたことも要るのではないかと。今の段階で、私としては、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） 3月議会で、市長のほうから、中心市街地として、空き家等を活用してということがありましたので、市長の頭の中では、青写真が既にできているのではないかと。いうふうに思いましたが、そこまではないようですが、当面、PRなどには努めていただけるということですので、市内のみならず、対外的にも広く告知を図っていただきたいというふう

に思います。

続きまして、大きい項目の2項目めになりますが、住宅の耐震改修の促進についてということですが、この件につきましては、以前にも指摘をさせていただいたことがありますけれども、それは、現在進めていただいております避難場所や避難路の整備でございますが、家が倒壊してしまいますと、逃げるに至らず、利用がされないことがあるのではないかと懸念がされます。

このことから、重要なのは、時間的にも1日の滞在時間が長い住宅であると、一般には認識されていると思います。

そこで、宿毛市内には住宅の耐震改修を必要とされる住宅がどれだけ存在するのか。また、そのうち、どれだけの住宅が改修等をされているのか。さらには、今後どのようにして、耐震改修を図っていくのか、市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

住宅の耐震改修促進についての質問でございます。

具体的な数字等の質問がございましたが、耐震改修が必要な、旧耐震基準の住宅数につきましては、住宅土地統計調査に基づく数値で、宿毛市内に2,540戸ございます。

次に、住宅改修実績としましては、平成16年度の住宅耐震化事業の開始以降、現在までの累計で、耐震診断が130件、改修設計が7件、改修工事が5件、このようになっております。

なお、実効性を上げる方法につきましては、従来から起震車体験や、各地区等での防災の講演を行う際に、耐震改修事業のチラシを配布したり、広報へ啓発記事を掲載する等の周知を図っておりますが、残念ながら、本市においては、耐震改修工事の実績が、近隣市町村に比べ少ない状況にあります。

また、施工業者が耐震改修等を行うには、まず、県に登録をしてもらう必要がありますが、この登録事業者数につきましても、本市は近隣市町村に比べ、少ない状況となっております。

このような状況を分析する中で、本年7月に、宿毛市建築協会及び高知県建設労働組合宿毛市部の各会員へ、事業者登録をしていただくよう依頼するとともに、旧耐震基準の家屋のリフォーム施工等を行う際には、耐震改修の周知もしていただくよう、お願いもしております。

また、新たに、今月からSWANテレビの行政チャンネルを使いまして、耐震補助事業の案内放送も行っております。

このように、今後におきましても、さまざまな方法で周知を行うとともに、引き続き、施工業者への依頼や、新たな設計業者へも協力をお願いするなど、耐震改修実績の増加に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

市民の皆様におかれましても、地震の揺れに対する対策をとることなく、高台や避難ビルにたどり着くことはできませんし、逆にこれらの対策をした上で、避難開始のタイミングを10分以内にしていただくことで、生存率が大幅にアップするという数値結果も出ておりますので、まだ対策をとられていない方がおられましたら、ぜひ補助事業の活用について、検討していただければと思います。よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） 住宅の耐震改修が、数字的にも余り進んでいないようでありまして、推進のためには、積極的なPRはもちろんのことでございますけれども、最も効果を発揮するのは、言うまでもなく、思い切った助成制度を拡充するということだと思います。

住宅の耐震改修は、数値目標を立て、早急な

改善がされますことを願っております。

備えあれば憂いなしという言葉でもありますように、ことが起こってからでは後の祭りとなってしまうので、耐震改修はぜひとも促進していただきたいというふうに願っております。

では、3項目め、最後になりますけれども、入札制度につきまして、お伺いをいたします。

この件につきましては、これまで幾度となく、先輩議員なども、地元業者優先とか、分離発注等々に関して質問をされてきた経緯があります。

しかしながら、改善されることがないように見られています。といいますのも、市内の業者からは、不満の声をよく聞かされることがございます。中でも分離発注はできないのかとか、また地元優先ということはできないのかというようなものでございます。

市内業者の不満が起こる要因は何であるのか、その辺の理由はどのようなところにあると思われるのか、市長の御所見をお聞かせください。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

入札制度についての質問をいただきました。

これまで、基本的に市内優先の考えのもと、業者選定を行っておりますが、その中で、建築工事等、大きな工事についても、できるだけ地元業者への発注を行うため、副市長を委員長とし、市の建設工事等に係る業者選定について、公平を期するため、協議を行う場である宿毛市建設工事等指名業者選定委員会の中で、分離発注や、共同企業体での発注などを検討してまいりました。

例えば、平成24年度の宿毛消防庁舎改築工事においては、建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事、屋外附帯工事を分離発注いたしました。

今後についても、できるだけ地元業者の受注機会をふやすため、分離発注を行いたいと思

いは、当然、持っています。

しかしながら、分離発注することで、成果物における責任の所在が明確にできない場合や、業者間の調整がうまくできず、品質を確保できないという問題が生じる懸念もあります。

一括発注がいいのか、分離発注がいいのかについては、事業ごとに宿毛市建設工事等指名業者選定委員会の中で、その内容等を吟味しながら、メリットとデメリットを考慮する中で、担当課から提出された選定案をもとに、検討していかなければならないと考えております。

御質問の不満が起こる要因についてでございますが、地方公共団体の事業の発注については、地元優先を第一に考えるべきということは、当然のことだと思います。しかしながら、その反面、契約の原則としては、公平性、経済性、競争性及び履行の確保を図らなければなりません。

そのため、基本的には、現状でも地元業者でできるものについては、地元業者優先で行うことを原則としていますが、地元業者で履行の確保が難しい案件や、地元業者の数が少なく、競争性を確保しづらい案件については、地元業者以外を指名することもあります。

このように競争性、経済性、履行の確保は、場合によっては地元業者優先という考えと相反する部分であり、それについても、地方公共団体としては、無視することができない部分でありますので、地元業者優先だけで行うことができず、地元業者からは不満が生ずることとなっておりますが、何とぞ御理解をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（今城誠司君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） 地元の業者の方々の不満の中には、生活にも直結するようなところがあるのではないかと想像をしております。

業者の方が廃業をされ、生活保護でも受けられるようになれば、これはまた行政には大きな

問題を抱えられるようになると思います。

市役所は、そもそもの存在理由を考えていただくべきであろうと思います。

市内の業者も市民でありますし、利益の再配分にあずかることは当然であると思います。

公共事業等のお金が、市内で循環すれば、経済効果も大きいものがあります。

宿毛マラソンの再開に当たっても、経済波及効果が大きいということも大きな要因の一つであったというようにお伺いしております。それなのに、公共事業で市外業者に仕事を持っていければ、お金が市外に出ていってしまい、そのお金は、回りまわって返ってくる。これは交付税で返ってくるのかもしれませんが、そういうふうな形で返ってくるのかもしれませんが、直接的には、経済波及効果はないに等しいお金になる可能性が高いというふうに思います。

このようなことは、市長を初め、行政の皆様には、釈迦に説法になると思いますので、詳しくは申しません。

また、地元業者の育成についても、市の重要な役目ではないかと思えます。経験がないから排除するというようなことは、いつまでたっても経験することがないことになってしまいますので、できるだけ機会均等の観点からも、仕事の機会の提供が求められると思います。

仕事の内容によっては、法定業者に単独になることもあるのかもしれませんが、このようなケースであっても、できるだけ市内業者とジョイントをさせるなどの工夫も求められるというふうに思います。

最近の入札で、市内業者の方から指摘されたことに、予定価格等の設定についてのごとがございまして。特に、最低価格が低過ぎるのではないかとございまして。中には、相当低いものがあつたと、ぼやいてもおりました。

公共調達には、安くてもよいものを確保するのが望まれ、それが市民にとってもよいことであることは言うまでもないことですが、かといって、安かろう、悪かろうでは、安物買いの銭失いになりかねません。

その意味からも、調達に当たりまして、仕様書や設計書にうたわれている品質の確保はどのように担保して、最低価格を設定されているのか、お聞かせください。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 先ほど、地元業者優先、あるいは業者の育成、このようなことについては、当然のことながら、指名選定委員会の中で選定していく中で、検討した形をとっておりますので、よろしく願いたいと思います。

ただいま御質問いただきました、入札の最低制限価格等、御質問をいただいておりますけれども、この質問につきましては、指名業者の選定委員会の委員長をしております副市長のほうからお答えさせますので、よろしく願いいたします。

この後の目指す制度の、そのような細かな内容についても、同様に副市長のほうからお答えさせますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（今城誠司君） 副市長。

○副市長（安澤伸一君） 副市長、2番、山上議員の一般質問にお答えをいたします。

最低制限価格の設定についての御質問でございます。

建設工事においては、国土交通省の定める低入札価格調査基準をもととする高知県の算定方法に準じて、計算を行っております。

また、測量業務等建設工事に係る委託業務につきましては、国土交通省の定める予算決算及び会計令第85条の基準の取り扱いについてに示される調査基準価格の算定方法に準じて、算

定を行っております。

国土交通省の定める計算式に準じることで、品質の確保は担保できているというふうに考えております。

また、物品購入につきましては、最低制限価格を原則設けておらず、品質の確保については、納品の際の確認により、行っておるところでございます。

最低制限価格につきましては、市のほうにも、個人の方から、低過ぎるのではないかとの御意見を、先日、いただいております。しかしながら、その反面、今年度の入札の中でも、最低制限価格を下回り、失格となる入札も何件もありましたし、中には全業者が最低制限価格を下回り、全業者の失格という案件もございました。

一概に最低制限価格だけの問題とはいえないかもしれませんが、その部分については、必要に応じて検討もしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（今城誠司君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） 答弁、ありがとうございました。

物品については、最低価格を、原則としては設けていないということですが、これもどうかなどは思いますが、入札や契約制度につきましては、総務省からお達しといたしますか、それに関します文書が出ておまして、その一説に、地域活性化の観点からは、地元企業が受注し、地域経済に貢献することも求められており、この点も踏まえ、調達がなされる必要があるといった趣旨のことがあります。

このことを、どのように配慮されているのか、お伺いいたします。

○議長（今城誠司君） 副市長。

○副市長（安澤伸一君） お答えをいたします。

地元企業への配慮についての御質問でございます。

指名業者の選定につきましては、基本的には、地元優先という形で行っております。

昨年度予算決算常任委員会からも、宿毛市は県内においても、落札率が非常に高い。このような状況を継続していることが、極めて異例であり、入札制度について、見直すべきではとの御指摘も受けております。

より競争性を高めるために、指定業者選定委員会の中でも協議を行い、それ以前は、5社以上の指名を原則としていたものを、高知県等に準じまして、8社以上の指名を原則とするなど、入札制度の見直しを行っております。

市内の業者数が少ない業種につきましては、市外業者を含めて指名することで、できるだけ8社以上の確保を行っております。

また、随意契約についても、経済性、競争性の確保の観点から、宿毛市契約規則第27条第1項に示す災害等の緊急を要するとき等を除き、複数の見積もり聴取が原則となっておりますので、例えば、宿毛市に1社しかない業種の場合には、原則、市外業者からの見積調書をあわせて行っております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） 今の御答弁を聞いておりますと、地元業者の地域経済への貢献の配慮が、5社から8社にふやしたと聞こえてくるようにも思いましたけれども、業種業態によっては、市内に1社、あるいは2社しかないというようなことも起こってきていると思います。

これは、人口減少に伴いまして、需要そのものが減少しているからにはかならないと思いますが、市内の人口減少とともに、業者も減少している中で、入札制度が時代に対応していないのではないかと思ったりもしております。

入札参加業者の数とか、金額による業者数設定など、時代に応じた対応が必要ではないのか

と思います。

その辺を臨機応変に対応できるように、今後、考えていかなければならないと思いますが、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 副市長。

○副市長（安澤伸一君） 規則等の変更も、してはどうかとの御質問でございます。

この公共事業というのは、公金のお金でございますので、慎重な取り扱いは、当然ながら必要なわけでございますが、平成24年に高知県下でおきました国土交通省及び高知県発注工事に関する独占禁止法違反の不祥事を受けまして、県内土木業界で組織されている高知県建設業界においては、違反行為の再発防止、コンプライアンスの確立と決定を最重要課題とし、透明性、公平性、競争性を、公共事業の基本理念として、各種取り組みが実施されております。

そのような状況のもとで、問題解決には、業界だけでは限界があり、発注者である県内各自治体に対し、発注の際の入札、落札状況等の情報公開の要望が、本年3月に出されております。

このように、入札制度につきましては、官民挙げての取り組みが必要となっております、宿毛市といたしましても、入札制度につきましては、十分、議論する中で、再発防止に向け、試行的な取り組みもしながら、現在、対応を行っているというような状況でございます。

指名選定に当たりましては、これまでも述べたとおり、地元優先の選定を行うことは基本としております。よりよい契約を行うために、必要に応じて、入札制度等の変更も含めて、検討をしておりますが、契約を行う上で、競争性や経済性、品質の確保等を最低限行うことが、これは大前提となりますので、状況によっては、市外業者を選定せざるを得ない場合がございますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（今城誠司君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） 多岐にわたります質問になりましたけれども、一部を除きまして、御丁寧な御答弁、ありがとうございました。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○議長（今城誠司君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 2時54分 延会

平成26年
第3回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第8日（平成26年9月9日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 高倉真弓君	2番 山上庄一君
3番 山戸寛君	4番 今城誠司君
5番 岡崎利久君	6番 野々下昌文君
7番 松浦英夫君	8番 浅木敏君
9番 中平富宏君	10番 浦尻和伸君
11番 寺田公一君	12番 宮本有二君
13番 濱田陸紀君	14番 西郷典生君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 朝比奈淳司君
次長兼庶務係長兼調査係長 松本政代君
議事係長 柏木景太君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 沖本年男君
副市長 安澤伸一君
企画課長 出口君男君
総務課長 山下哲郎君
危機管理課長 楠目健一君
市民課長 立田ゆか君
税務課長 岩本昌彦君

会計管理者兼 会計課長	滝本節君
保健介護課長	児島厚臣君
環境課長	佐藤恵介君
人権推進課長	杉本裕二郎君
産業振興課長	黒田厚君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	岡崎匡介君
都市建設課長	川島義之君
福祉事務所長	河原敏郎君
水道課長	金増信幸君
教育長	立田壽行君
教育委員会 委員長	増田全英君
教育次長兼 学校教育課長	沢田清隆君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	桑原一君
千寿園長	山岡敏樹君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員 会事務局長	河原志加子君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（今城誠司君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

10番浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君） おはようございます。10番、一般質問をいたします。

早いもので、ことしも9月になり、朝夕の涼しさに秋を感じるきょうこのごろでございます。

私も余りの涼しさに寝冷えをしまして、頭が少し痛く、せきが出ますが、市長のスカッとさわやかな答弁をいただければ、寝冷えも治ると思います。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、3市町村のトップ会談について、市長に伺います。

3市町村の将来を左右する決断がありました。3市町村の垣根をのけることができず、現在に至っています。もし、あのとき、一つの市になっていたら、もっと経済的に住みよいまちになっていたかもしれません。人口の減少に歯どめがきかない、今のままでは、じり貧になるのを待つばかり、全ての面でおくれている宿毛市、このままでは、高齢者が暮らす宿毛市になり、7年後には人口2万人を切ります。税収が落ち込み、国保料や税金を上げ、市民に負担をかけ、本当に住みにくい宿毛市になると思います。

今こそ市長みずから行動し、3市町村のトップ会談を行い、将来構想を話し合い、議会に対しても勉強ができる道筋をつくるべきであると思います。市長の考えを伺います。

1回目の質問を終わります。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） おはようございます。

10番、浦尻議員の一般質問にお答えいたします。

私も、若干、寝冷えで、のどを痛めておりまして、どうかよろしくお願いをいたしたいと思っております。

まず、初めに、3市町村のトップ会談の開催についての質問をいただきました。議員御指摘のように、大月町、三原村との合併につきましては、残念ながら住民投票や、議会において否決された経緯がございます。

しかしながら、合併はできなくても、お互い、隣接する市町村であり、生活圏も共有している状況にありますので、住民同士の交流はもとより、3市町村のトップによる会談といたしますか、話し合う場を設定することは、大切なことだと考えております。

これまでも、大月町長や三原村長とは、幡多広域市町村圏組合や、幡多西部消防組合議会など、さまざまな会合の場で顔を合わせており、地域全体の発展について、お互いに意見交換を行っております。

去る7月にも、共通する課題の解決のため、両首長に宿毛市までお越しいただき、協議を重ねたところでございます。

このように、各分野における事業を進めていく上において、3市町村の連携が必要な場合には、これまでも一堂に会し、忌憚のない意見を交わし、今後もこのような認識を持って、連携して、この地域の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、幡多3市の市長では、一度、意見交換会を行いました。今後も不定期ではありますが、意見交換の場を設けることとしておりますので、大月町長や三原村長との懇談会についても、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 10番浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君） 10番、再質問をいたします。

ただいま、市長より答弁をいただきました。宿毛市、大月町、三原村の経済は、つながっています。

大月町の町民、三原村の村民は、宿毛市で買い物をして、家に帰ります。また、消防、警察、し尿処理場、農協、漁協もつながっています。

今こそ、宿毛市のトップ営業マンとして期待をしていますので、よろしく願いいたします。

例えば、日本の国では、魚を食べる人が少なくなり、減少傾向にあります。そのために、宿毛湾の養殖業者を中心に、宿毛湾養殖魚外商推進協議会を立ち上げ、国外に目を向けています。

最近、農林水産省は2030年をめどに、国外に輸出される養殖魚を5兆円の計画を立てました。

そして、長崎、鹿児島、熊本、愛媛の代表者で、全国養殖魚輸出振興協議会を発足し、会員に宿毛湾も入って、宿毛湾の養殖魚の振興を図っていきます。

要するに、私が言いたいのは、待つのではなく、先に進む、そんな宿毛市になっていただきたいと思います。それには、市長だけでなく、各課長が、国が出しているいろんな予算を調べ、市長に提案して、市長が議会に諮り、予算を決定する。

厳しい言い方をするかもしれませんが、県に言われた予算を決定するのではなく、県庁にどんどん提案し、市長が国に陳情する。それによって、市民の生活が少しでもよくなります。この件について、市長の答弁があれば伺いたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 再質問にお答えをいたします。

宿毛市、大月町、三原村の経済がつながっており、住民同士の交流はもちろん、交流は盛んに行われていることも承知をいたしております。

また、消防や、し尿処理対策についても、宿毛市、大月町、三原村で組織している一部事務組合で、共同処理を行うなど、幡多地域の中でも、深いつながりを持っています。

山もつながっており、大月とは海もつながっております。

このような意味からも、今後においても、3市町村が協力して取り組むべき事業については、3市町村のトップが胸襟を開いて協議を重ね、連携を深める中で、事業推進を図ることは、大変重要であると考えております。

一方、議員御指摘のように、人口減少が続いている状況の中、宿毛市が将来にわたって発展していくためには、国や県の指導等をただ待つのではなく、職員が一丸となって、有利な情報の収集に努めるとともに、市民要望等を的確に把握し、実施する事業を主体的に取捨選択することにより、効果的、効率的な事業展開を図っていけるよう、取り組んでいく必要があると考えます。

これまでも、高規格道路宿毛愛南町間のミッシングリンク解消に向けた取り組みの中で、この3市町村全体の産業振興や、防災対策、観光振興等に大きな影響を与えるルート設定について、宿毛湾港に隣接する計画を、国や高知、愛媛両県に対して、要望を提言し、一定の理解を得ております。

今後も、必要な場合は、3市町村と連携を図り、さまざまな機会を通じて、国や県等に対して、要望や提案を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 10番浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君） 10番、再質問をい

たします。

市長、9月4日に内閣改造がありました。新しい閣僚が総理大臣に任命を受けました。その中に、新たに地方創生大臣 石破 茂氏が誕生いたしました。石破大臣、総理大臣に近い大臣かもしれません。

この地方創生について、国は手厚い助成があると思います。市長を初め、課長のメンバーは、具体的な振興策が出れば、それを利用して宿毛市の振興を図る。

例が多いんですけれども、例えば、三原村、海拔120メートルの台地や、大月町の国営農地を利用した農業法人をつくり、そこに宿毛市の予算を入れ、ハウス栽培で都会に農産物を送る。そこに働く人は、年齢制限がない、働ける人を採用する。メンバーは3市町村で公募するとか、いろんなパターンが考えられます。

よその市町村は、トップの指示で、もう知恵を出し合っています。その件について、市長の考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 再質問にお答えいたします。

安倍内閣が内閣を改造いたしまして、新しいそういう内閣の制度、体制ができております。

そうした中で、地方再生、これが大きな課題であるということ、安倍総理も申されております。

そして、先ほど言われましたように、石破大臣が就任するという事で、非常に大きな期待をいたしているところでございまして、昨日の宮本議員への答弁にもお答えいたしましたけれども、これからの地方を再生していくさまざまな予算が、今後、組まれていくんじゃないかと想定しておりますので、そのような予算を、より早くキャッチする中で、できるだけ今の地域に、状況に応じた取り組み、これもまた3市町

村で連携するような部分があれば、積極的な展開はしていきたいというふうに思っております。

現在でも、職員確保の構想というのは、この幡多地域全体の中でも、案として上がっているものもございます。そういうものも、今後、さらに具体化していく方向が、民間の中で進んでいけば、行政としても、もっともっと支援もできる、そういうこともあるのではないかと。

非常に、この予算、今後の政策について、期待をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 10番浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君） 10番、答弁をいただきました。ありがとうございます。

ぜひ、よその市町村に負けない宿毛市、8カ市町村の中心は宿毛市として君臨できる、そんな宿毛市であっていただきたい。それには、市長を初め、担当課長は腹をくくってもらう。そして、市民の負託に応える宿毛市を目指す。どうかよろしく願いいたします。

それでは、次に、防災対策について、伺います。

8月10日に、宿毛市も台風11号に見舞われ、大変な被害がありました。

宿毛市も、市長を中心に、災害対策本部を設置し、平田、山田地区では、避難勧告が出されました。

この対策本部の設置の仕方といいますか、伝達招集、消防との連絡網、自主防災との連絡網はどうなっているのか、聞かせていただきたいと思っております。

また、昨日、高倉議員が質問した経過がありましたので、答弁は重複を避けて、答弁をしていただきたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

台風11号に対して、災害対策本部をどのように設置し、各団体との連絡調整を行ったのかとの質問でございます。

高倉議員からの一般質問でもお答えをいたしましたとおり、災害対策本部の設置に当たっては、地域防災計画に掲げる参集、配備基準に基づき動員体制をとることとしております。

また、今回、災害対策本部を設置した際に、危機管理課内に消防職員及びリエゾン、これは災害対策現地情報連絡員のことですけれども、リエゾン協定により、派遣された国土交通省職員にも、連絡員として常駐してもらいまして、電話、ファクス等で、国、県や関係団体との連絡や、情報共有をしてもらい、さらに県やプレスへは、高知県総合防災情報システムと、公共情報コモンズのシステムの連携によるインフラを活用して、被災情報等の情報提供を行いました。

なお、今回、自主防災組織に直接、連絡はとっておりませんが、災害の規模等を勘案した上で、今後、判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 10番浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君） 10番、再質問をいたします。

市長、答弁ありがとうございます。

この台風11号について、対策本部は、検証はしていると思いますが、例えば、伝達に不備があったとか、どこかに反省するところがあるとか、あると思いますが、ことし来るかもしれない、また来年来るかもしれない大型台風に向けて、市民の生命、財産を守るため、検証は要ると思いますが、市長の考えを伺いたいと思います。

再質問を終わります。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

災害対策本部についての検証でございます。非常に重要なことだと思っております。

まず、台風11号については、土砂災害警戒情報も発表され、レーダーによる雨雲の流れ等からも、危険な状況が推測されたため、地域防災計画に掲げる発令基準に基づき、山田地区への避難指示など、住民への速やかな情報伝達を行うことができました。

また、今回、係長以上参集の第二配備体制をとる中、各地域に避難勧告や、避難指示等の発令を、合計、4回出したり、12カ所に避難所を開設するなど、近年にない、さまざまな対応をとりましたので、対策本部体制に関して、職員の業務分担など、幾つかの課題も見えてきました。

このため、こうした課題に対して、速やかな対策を講じるとともに、今回のような風水害はもちろん、南海トラフ巨大地震への対策に生かすためにも、今月下旬には、庁議メンバーにより、議員御指摘の検証を行う予定にしております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 10番浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君） 10番、再質問をいたします。

ただいま、市長のほうから、検証はしているとのことですが、例えば、隣の大月町、三原村、よくこだわりますけれども、大月町、三原村と、台風や地震災害について協議をしていると思いますが、災害はいつくるかもわからない。そのために、津波避難道の整備もしている。

市民は、どこで災害に遭うかもわからない。今、地震がくれば、時間によれば大月町の町民は、宿毛市で500人働いている。道が通行どめになればどうするのか。また、小筑紫町の人たちが、1次避難で命が助かる。しかし、2次

避難所がない。寒い冬かもしれない。そんなとき、海拔50メートルの大月町を活用できないか、いろんな角度を想定し、危機管理課同士で話すべきではないのか。

例えば、100年に1度の水害が、平成13年に大月町と小筑紫町にはありました。そのとき、養殖物の、10トンダンプで50台の処理については、本当は宿毛市で処理をしなくてはいけなかったんですが、垣根を越えて、大月町で処理をした経過があります。

結論から言いますと、私は、隣接する、合併はまた別のものなんですけれども、隣接する三原とか大月町と、本当に親密な計画を持って、市民一人一人の生命、財産をできるだけ守れる、そんな危機管理課であっていただきたいと思いますので、市長の考えを伺いたいと思います。

再質問を終わります。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

大月町、三原村とさらなる連携をとるべきではないかとの質問でございますが、現在、最大クラスの南海トラフ巨大地震が発生した場合、47の避難所のうち、16の避難所が浸水してしまいますので、市内全体で6,000人を超える方を収容する避難所が不足するというデータが出ております。

議員御指摘のように、大規模災害が発生した場合は、本市のみの行政区域で対応を完結することは、到底、困難であり、大月町、三原村といった近隣市町村はもとより、広域的な対応が必要になっています。

このため、現在、県と幡多地域の自治体で、市町村間をまたぐ広域避難についての検討もしているところございまして、幡多地域では、宿毛市を含む三つの自治体、宿毛市、土佐清水市、黒潮町で、避難所が不足するという結果になっております。

今後、避難所として使用できる施設が、ほかにないかなど、さらに精査していくこととしております。

また、愛媛県の伊方町を除く南予と、高知県の幡多地域の自治体で組織する四国西南サミットの間でも、広域避難についての論議を始めておまして、幡多地域で避難所が不足する一方で、愛媛県側では、5万人程度の避難者を受け入れることができる状況となっております。

今後、避難ルートの検証や、移送手段の検討などを含め、協議を進めていくことにしております。

今後におきましても、議員御指摘の大月町及び三原村だけでなく、本年度、設立されました県の幡多地域支援本部を中心として、幡多地域のさらなる連携を図るとともに、相互協定を締結しております兵庫県篠山市や、岐阜県北方町とも連携を深め、大規模災害に備えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 10番浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君） 10番、市長、答弁ありがとうございます。

危機管理課長も、市長も、やはりこれからの宿毛市の災害に向けて、危機管理課長として任命を受けた以上、一人でも多くの市民を守ることを基本で、頑張っていたいただきたいと思います。

次に移ります。

次は、漁船の避難海域と漁業権について伺います。

市長も知っていると思いますが、我々が住んでいる宿毛湾は、高知県では珍しく多種多様な漁業が営まれております。

朝、夜明けとともに、渡船、養殖業者、小型小釣り船が宿毛湾の海に出ていきます。おくれで遊漁船も海に出ます。

夕方、出て行った船が帰ってきます。その後、

夜、操業する小型巻き網、中型巻き網船が港から出航します。

夜中には引き縄船が出ていき、1日中、宿毛湾の海では、漁業が行われています。いつ地震が起こるかわかりません。

地震が起きれば、宿毛湾に到達する津波の時間がありますので、家族を心配し、漁船は帰ってきます。帰れば2次災害になります。海の高台とありますが、避難海域の地図と、宿毛湾では第1種、第2種、第3種、共同漁業権を初め、区画漁業権があります。

最近、漁業権違反で海上保安署に検挙される事例があります。

結論を言いますと、津波による漁船の避難海域と、漁業権では、入っていけない場所、入っていい場所、海の防災が入ったマップの作成をしたいと思いますが、例えば、漁協に助成ができないか、市長の考えを伺います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

漁船の避難海域と漁業権についての質問にお答えをいたします。

陸上における安全の確保につきましては、避難道の整備など、さまざまな事業を進めているところでありますけれども、海上における漁業者の安全につきましても、大変、重要であると考えております。

海域における津波の波高と流速は、水深と関係があり、深いほど波高は低く、流速も遅くなりますので、海上で津波に遭遇する場合は、より水深の深い海域への避難が求められますので、地図等により、水深50メートル以上の海域、100メートル以上の海域、200メートル以上の海域を地図上に示すことは、漁業者にとって、避難の判断材料として、有効な情報となりますが、かなり広域の地図になってしまうために、そこに漁業権も同じように表示する場合の

適切な縮尺など、マップ作成につきましては、多くのことを検討する必要があるのではないかと考えております。

また、宿毛市だけでなく、宿毛湾全体で作成することも、検討材料の一つだと考えますので、避難海域等のマップの作成への助成につきましては、関係漁港や、大月町とも一緒に、具体的な協議をさせていただき、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 10番浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君） 10番、再質問を行います。

市長、答弁ありがとうございました。

徳島県のほうでは、こういうふうなマップができております。

答弁の中で、例えば、市長が、今後、大月町とも協議をしていくとのことですが、いろんな協議の中で、一つまたお願いがあるんですけども。

今の共同漁業権、区画漁業権は、日本全国、昔のやり方で、トランシットで緯度、経度を出していますが、起点が海の大きい岩の上にありますので、津波がくれば岩が転び、起点がわからなくなります。復興ができません。

今はGPSの時代ですので、全国に先駆けて、宿毛湾ができる仕組みを、大月町と協議をして、市長が県に、陳情とか申請をお願いしたいんですが、ぜひ市長の考えを伺いたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほどのマップにつきましても、他の地域ではできているというところもあるようですので、そのようなことも、当然、検討にはさせていただきたいというふうに思います。

さらに、古い海図ということですかね。トランシットではかったのではなく、現在の今後は

GPSによる、もっともっと正確な、そういうものが必要ではないかというふうな御質問だったと思うんですけれども。

今後、そのような形で、県にも具体的な形で相談も持ちかける中で、ぜひともこのような機会を利用して、協議をしていきたいというふうに思っています。

よろしくお願ひいたします。

○議長（今城誠司君） 10番浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君） 10番、市長、答弁ありがとうございました。

市という形でやっていただければ、宿毛湾の復興は、本当に早く復興できると思います。

地震が来ないのが一番いいんですけれども、万が一来たときは、復興を考えながら計画をつくっていかないと、行き当たりばったりではいけませんので。全国に先駆けて、GPS機能を持った、位置が確定できる宿毛市でありたいと思っております。

次に、大島総合開発について、伺います。

私は、この件については、市長が就任したときに、質問をした経過があると思います。そのときの答弁は、前向きな答弁をいただきましたが、余り前に進んでいないため、あえて今回も質問をいたしました。

昨日、山上議員の質問もありましたので、できるだけ重複を避けて質問をしたいと思います。

大島には、これまで、咸陽島公園や、大島桜公園などを整備してきたが、今後はサラリーマンが仕事帰りにジョギングや散歩をしたり、また少年から大人までの地区別駅伝大会の取り組みを行うなど、多くの市民が、1年間を通して利用できる憩いの場として、大島全体を大きな公園として位置づけて、整備をしてはどうか、市長に伺います。

1回目の質問を終わります。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

大島の開発についての質問でございました。

大島に設置しております咸陽島公園には、水洗トイレと温水シャワーを併設した施設を初め、大型の遊具や、多目的に利用できる砂場などを整備しており、この夏も、多くの家族連れや観光客が訪れるなど、にぎわいを見せております。

また、大島公園も、日ごろは市民が散歩コースとして利用したり、花見シーズンの来客など、高台を生かした経験は、多くの方から喜ばれています。

そのため、担当課としては、例年、除草作業や間伐等を行うなど、よりよい公園を目指して、事業を実施しております。

いずれも念願であった大島中央線が開通したことにより、利便性が高まったことが大きく影響しているのではないかと思います。

このように、本市としても、多くの方々の利便性の向上を目指して、各種事業を実施してきました。

浦尻議員が言われます、大島全体を大きな公園として位置づけて、整備をしてはという質問に対しても、以前から都市計画法にて計画決定された大島公園と、大島桜公園の整備事業の総合的な見直し作業を行い、新たな整備計画を策定するよう、協議検討していくこととしております。

現段階におきましては、災害時に大島桜公園に避難できるように、避難路の整備計画を、都市防災事業として実施できるか。これを検討しているところであります。

今後におきましては、桜の里推進協議会の意見等も踏まえながら、公園整備を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 10番浦尻和伸君。

○10番（浦尻和伸君） 答弁ありがとうございました。

いました。

市長、ぜひ、例えば5月の桜の季節は、老人クラブとか、そのメンバーが愛媛県に行くんじゃないなくて、大島の桜公園に行く。仕事が終わったサラリーマンが、運動のため、1周5キロある大島をジョギングしたり散歩をする。夕方には、美しい街灯があって、そして、海を眺めれば、漁師が漁業をしている風景が見えますし、そういう形で、駅伝なんかは、小学生から大人まで駅伝をする。それは、小筑紫選抜とか、平田選抜とか、いろんな地域から選抜が来て、あそこで駅伝をしたりとか、そういうふうなイメージを持ってますので、ぜひ、担当課長を初め、市長にもお願いして、そういう形の総合開発の、市民が憩いの場の大島になっていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

これもちまして、一般質問を終わります。

○議長（今城誠司君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時35分 休憩

-----・-----・-----

午前10時46分 再開

○議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 13番、一般質問を行います。

不審者への対応について。

不審者への対応につきましては、前回6月議会でも、教育長にお聞きしましたが、その答弁の中で、教育長は、宿毛警察署並びに青少年育成センターのほうでも、十分、調査したけれども、不審者情報は誤報であったとの答弁をされましたが、その後、幾人かの保護者から、このことについて、いろいろな御意見をいただきました。

不審者の対応については、教育委員会も十分な取り組みがなされているものと思っておりますが、私がお聞きしたかったのは、5月3日に発生した不審者情報のことです。

そのことについて、本当に誤報だったのかどうか、もう一度、教育長にお聞きします。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） おはようございます。濱田議員の御質問にお答えをいたします。

不審者への対応についての御質問でございましたが、日ごろより子供たちの安全に関すること、不審者への対策につきましては、地域の皆様が気をつけ合って、子供たちを見守っていただいておりますことに対しまして、心より感謝を申し上げます。

御質問の6月議会で、私が「誤報でした」というふうに答弁をいたしましたことにつきましては、私の認識不足と説明不足で、大変御迷惑をおかけし、申しわけありませんでした。

不審者の情報につきましては、5月の情報に前後いたしまして、不審者、つきまといの事案の報告が3件ございました。そのうち2件につきましては、悪意のないもので、不審者ではなかったとのことでございました。

そのことと、私自身が勘違いをいたしまして、6月議会で「誤報でした」というふうに答弁をしたもので、そのことで、皆さんに大変御迷惑をおかけいたしましたことに対しまして、深くおわびを申し上げますとともに、同時に通報してくださった方や、それから大変恐ろしい思いをして逃げていった小学生の子供たちに対しても、私の答弁が配慮が足りなかったと、深く反省をしております。まことに申しわけありませんでした。

5月3日に発生をいたしました不審者情報につきましては、私も承知をしております、宿毛警察署にもすぐに通報をしまして、パトロ

ールを強化してもらうとともに、青少年育成センターでも、街区の巡回をより一層、強化をし、子供たちの安全の確保に努めております。

今後も、不審者による痛ましい事件、事故に発展することのないよう、関係機関と連携を深め、情報の提供並びに共有を図るとともに、巡回を強化いたしまして、子供たちの安全対策には万全を尽くしてまいりますので、どうぞ御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 2番目として、6月議会の教育長答弁については、教育長の勘違いということによしとし、今後、不審者対策につきましては、子供たちの安全を第一に考え、痛ましい事故が起こることのないよう、万全の体制で臨んでいただきたい。

次に、子供たちの見回り環境についての答弁の中で、教育長は、地域の人々が見守っていくべきであると答えておりますが、そのことにつきましても、市民から、市民ではなく、教育長みずからが、率先していくべきではないかなどの御意見をいただいておりますが、教育長は、朝晩、辻立ちができますか。教育長のお考えをお聞きします。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 濱田議員の御質問にお答えいたします。

不審者への対策につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、地域の見守りはもちろん、関係機関と連携を深めるとともに、教育委員会としましても、当然、見守り活動は続けていかなければならないと考えております。

私が毎日、朝晩、見守りに立つということは、公務の都合上、なかなかできかねますけれども、子供たちの見守りにつきましては、先ほどから申し上げておりますように、宿毛警察署などの

関係機関と連携をしまして、情報交換をするとともに、青少年育成センターやスクールガードリーダーの皆さんにも見守り活動をお願いしておりますので、教育委員会といたしましても、より一層、見守り活動の充実には努めてまいりたいと考えております。

決して、子供たちの見守りは、地域の方にだけをお願いをするということでは、そういう意味で申し上げたのではありませんので、御理解をお願いをいたしたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） ありがとうございます。

それでは、公務がないとき、時々、見回りのお願いできますか。よろしければ、答弁をお願いいたします。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えいたします。

公務の都合もないときには、立てるのかという御質問でございましたが、近所では、時々、子供たちの通学を見守ることはございますけれども、小学校の前に立つであるとか、それから大きな通りに立つであるとかということは、今までしたことはございませんでした。

できる範囲において、努力をしてみたいと思っておりますので、どうぞ御理解をお願いいたします。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 大体わかりました。それじゃあ、再質問はいたしません。

配水池、タンクの安全について、貯水池ですね。

先日、松田町の住民から、二宮平井の県道に、また崩落事故があり、いまだに通行どめとの話をお聞きしました。

また、崩落場所が活断層の真上を走っている。

インターネットで取った地図を持参していただき、その中で話しているうちに、この質問は2年ほど前に松浦議員が一般質問しましたよと話しますと、わかっております。今、雨が余りにも長く続いているので、私たちは何とかしてこれを、安全を確かめていただきたいというのでまいったのでございます、という話でございました。

松田町にある配水池タンクの下には、住居が多数点在しています。

8月上旬には、台風11号、12号が本土に接近し、長雨のために、眠れぬ夜が続いたそうです。

私も、地域の人たちも、長雨が続けば、広島の土砂災害が、頭の中によぎりますと、恐怖心を話してくれました。

恐怖心が起こるのは当たり前の話です。そこで、四半世紀以上経過している構築物、配水池タンクに万全の補強はしているのか、市長にお尋ねします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 13番、濱田議員の質問にお答えをいたします。

配水池タンクの安全性について、お答えいたしますが、上水道の配水池の設置位置に活断層があり、危険ではないかとの質問でございます。

このことにつきましては、宿毛小学校等の高台移転の適地調査時にも指摘された事項でもあり、地震研究の権威である高知大学総合研究センター岡村 眞特任教授に意見をお伺いいたしております。

岡村教授によりますと、議員御指摘のデータについては、空中写真で、地表に認められる直線的な特徴のみで推定されたものであり、大学内の専門家との協議や、産業技術総合研究者にも確認していただいた結果として、活断層としての根拠はなく、活断層の心配をする必要はな

いとのことではございました。

なお、施設の耐震性についても、新耐震基準に対応しておりますので、安全であると考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） そのことにつきまして、今、市長の答弁と同じことを、担当者から何回も聞かせていただきましたが、その住んでいる人たちは、なかなかそういうわけにはいかないのです。

長雨によると、もし広島のようなあれになりやあせんのか。また、5,000トンもの大量の水が、貯えているそのタンクが、いつ崩落するやらわからんというような特殊な話をするんです。

それで、今、私が聞いた話ではという説明はしました。それは、絶対でないそうですと。濱田さん、絶対という言葉をつけられますかと言われましたが、それは僕も、絶対では間違いですという話をしましたけれども、やはり、住んでいる方と、ほかに住んでいると、全然その考え方が違うということは、よくわかりました。

それで、でき得れば、また職員の人でも、雨が降った後なんか、例えば地割れが起きてないかとか、そういうような調査ぐらいは、されたいかがなものでしょうか。

もう一度、答弁をお願いします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

活断層の危険性についての再質問でございますが、議員御指摘の産業技術総合研究センターのホームページに掲載をされているデータについては、岡村教授が直接、産業技術総合研究所に確認したところ、具体的な調査は全くされておらず、「新編 日本の活断層」という冊子より引用しただけのこととのことでした。

その上で、岡村教授は、空中写真で、地表に認められる直線的な特徴のみで推定されたものであり、活断層とは言い切ることができない、このように指摘をしております。

岡村教授の意見のとおり、明確な調査のもとに作成されたものではないとはいえ、間違いとまでは断定できませんので、宿毛市が消去させることはできないものと考えております。

職員によるこのような調査等につきましては、目視につきましては、当然のことながら、そういう形に求められるのであれば、我々としては、そういう形での調査はしなければならないと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 再質問をいたします。

今、市長の答弁で大体わかっておりますけれども、今年のような異常気象ですか。1カ月分が1晩で降るといような雨なんか、やはり自分なんか住んでいる真上に、そういうような5,000トンものタンクがあると、やはり普通の状態ではおれないというのが、話を聞くと、私もそのとおりだと、そのように思いました。

それで、もし構わなければ、活断層の真下を通って、それから西町まで、これはいつているんですね。そういうような、活断層が平井から西町まで9キロ伸びているわけですが、これを、もし岡村教授が違うというのであれば、このまま活断層マップから、宿毛の側を外してもらおうと、そういう努力もするべきではないか。

この地図は、4日ぐらい前ですか、うちに持ってきたんですけれども。これが、やはりあるということは、やはり地域の人たちに見れば、やはり活断層があるのではないかと、このように考えておりますので、市長、もう一度、知事ですか、そっちのほうにお願いして、このままでは取り消してくれませんか。高知大学の

教授も、こういうようなことを言っていますが、ということができないものではないでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほども、宿毛市が消去することはできないという、それほどのものであるという言い方で、先ほどもお答えさせていただきましたけれども、権利という話もございましたが、一つの冊子に出ているデータをもとに、そういう形で出されているものでございまして、根拠は、先ほど説明したように、空中写真で直線的に判断をして、ここには活断層があるのではないかという形で表示されているものだというふうに、岡村教授も言われておりますので、そういう掲載されていることについてまで、これが絶対に、逆の形での間違いということは、また断定もできませんので、宿毛市が、先ほど言いましたように、消去することはできないものと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 今言っているのは、宿毛市が消去するとかそういう問題じゃなくて、国土地理院のほうに、こういうようなあれもあります。でき得れば、余り不安をあおらないように、こういう間違いであるというなら、取り消していただけないものか、市長のほうにお尋ねしているわけでございます。

市長が、どうしてもこれは活断層でないと言い切れれば、それはそれでいいですよ。

そして、もう一回、住民の方々に話し合いたします。そして、責任も市長がもつと、そういう話にしておきます。

そのことに、もう一度、できればお答えをお願いします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

私もそのような専門家ではございませんので、当然、判断については、専門家の意見を聞く中でしか、判断はできません。

ですから、そのように考えています。ですから、宿毛市として、これを消去させるということについては、できないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 宿毛市が消去してくれじゃなくて、岡村先生のほうから、これはこういうあれですよというのを、国土地理院のほうにお願いはできないものか、聞いてたわけです。

大体、市長の話はわかりました。

それでは、集中豪雨時の危険性について、次の質問に移ります。

8月31日ですか、避難訓練で忠霊塔に60数名の方と登りました。その避難場所から隣の山を見ると、立木が六、七本、倒れておりました。そして、赤肌が見えるぐらい、土砂崩れもありました。

そしてまた、その向こうの山にも立木が倒れていた。そして、山の裾なんか見ると、坂ノ下でも見えてたとか、六、七カ所、そういう現場を見てきました。

しかし、その中で、立木の下に家なんかもあるところあるんです。そういうようなところが、長雨になると、やはり、もろ一番で崩れてくるのではないだろうかという、自分なりの心配をしました。

それで、宿毛市の場合、でき得れば、長雨のときとか、そういうときなんか、ことは異常気象で、雨季が余りなくて、夏が雨季のような感じでございました。

それで、至るところに山崩れもできていった

わけでございますが、この間のときも、一応、避難勧告は出ていないのに、坂ノ下の集会所にお年寄りが入っておりました。

どうしたんですかいうて言うたら、裏山が怖いから、ここにおらしてもろてると。宿毛市から何か、避難命令でもありましたかいうたら、いや、ないですと。区長さんが構わん言うたから、おらしてもろてると。

そういうようなこともありまして、宿毛市の場合も、さっきの活断層はもうのけますけれども、長雨なんかで、そうやっているところろがこけていくと。崩落を起こしているというときには、避難勧告を、年寄りの方には、早目に出せないか、それを一つお聞きします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

避難勧告、あるいは避難指示等については、きちっとしたマニュアルがございますので、そういう形の中で発令をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 広島では、避難勧告を出すのは、ちょっとためらったと、そういうので多くの犠牲者が出たと、そういうようなときは、先に出してたほうが、やはり大きな事故は起こらないんじゃないだろうか、私は思いますが、その点について、もう一度、でき得れば、答弁をお願いします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

行政が避難勧告等、あるいは避難準備、前段があるわけですが、そういうことを出す前に、住民の皆さんがそういう身の危険を感じたら、自主的に避難してくださるということ、これは非常に大事なことだというふうに思っております。

ぜひとも、そういう形で、それはもう災害時、いろんな形態があると思うんですけれども、積極的にそういう形で、自主的に避難をしていただきたい。

市としては、そういうところを勘案をしながら、きちっとした体制のもとに、そのような準備、あるいは勧告、避難指示、こういうものを発令していくという手だてになるというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（今城誠司君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） できれば、市長、手おくれになる前に、市長の決断力で、できますか。

これで一般質問は終わります。

○議長（今城誠司君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時21分 再開

○副議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 11番、一般質問を行います。

質問戦がスムーズに進みまして、予定外に私の順番が回ってきましたので、ちょっと戸惑っておりますが、しっかりと聞いていきたいと思っております。

まず、第1問目の、宿毛マラソンのコースの設定についてということで、質問させていただきます。

昨日、また、きょうの一般質問の中でも、何人かの議員の方から、ことしの異常気象、特に8月豪雨という、ふだんなら地名がつくところですが、ことしは九州から北海道まで、全国至るところで大きな災害を生む豪雨があったとい

うことで、8月豪雨という名称がついたというふうに、気象庁のほうから言われております。

宿毛市においても、いろいろなところで災害被害が出ておりますが、今回の宿毛マラソンのコースの一部にも、その場所があります。

それは、宿毛から二ノ宮にかけての県道が崩落をして、現在も通行どめになっておりますが、先ほどの濱田議員の質問も、ひょっとしたら、その山の崩落が、現在の水源地に近いところがあるので、そういう住民の方の心配があったんではないかというふうにも、私も聞いておって、感じたところでございます。

この山の崩落については、9月中の一部開通といたしますか、使用が可能になるというような話も聞いておりますが、このマラソンコースに予定されているコースを、宿毛市としてどのように、今、考えているのかについて、まずお聞きをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 11番、寺田議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、県道4号線の二ノ宮から宿毛間の崩落現場の道路につきましては、宿毛マラソンのコースとして利用するようになっておりますので、早期の復旧を望んでいるところではあります。全面復旧までには、かなりの時間を要すると見込まれております。

片側通行につきましては、早い段階では可能になるようお聞きしておりますので、片側の通行の状態、マラソン実施日には交通規制をかけるなど、関係機関と調整をする中で、安全性を確保して、マラソンの実施ができるように準備を進めてまいりたいと考えており、現在、決定のコース、マラソンの実施を考えております。

今後は、片側通行が可能となれば、早急に距離の実測を行うこととしております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問をいたします。

現在の予定されているコースで実施をするつもりであるという答弁をいただきました。片側通行の場所、これは多分、信号機等を使って、通行を制御をした形で使用していくということだと思うんですが、マラソンコースとして走る場合に、信号でとめているところを、どのような形で使っていくのか。

これは非常に、走る人にとってはストレスのたまることじゃないかというふうに思うんですが、それをこし、今回やろうとしているマラソンの場合は、2周するということですので、2回もそういうところを通るといことが、どうなのかというふうに思います。

例えば、コースを変更して行くとか、いうことも考えるべきではないかというふうに思いますが、それについてもお答えを願いたいと思います。

それと、今回、マラソンコースの認定を受けてコース設定をしようというふうに答弁を、6月のときにはされていますが、この片側通行ということで利用する場合に、コースの認定が受けられるのかということについて、お聞きをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

片側通行となっている、そういうところをコースとして使用するのはいかがなものかという方向の御質問がありましたが、まず、片側通行という形になれば、片側に関しては、安全が確保されているという形での片側通行になるというふうに考えております。

そういう点で、警察のほうも、そのような形には対応できるという話も聞いておりますし、迂回路も、幸いにしてございますので、一定の期間には交通規制をかけた形で実施できるとい

うふうに判断をしておりますので、今の段階で変更をするという考えはございません。

続いて、日本陸連へのコースの認定につきましては、そのことについてでございますけれども、当初の予定どおり、公認コースとして申請する予定ではございますけれども、今回、想定していなかった崩落事故が発生しました。復旧までには、かなりの時間を要する状況でありますので、今回のマラソン大会においては、申請は困難ではないかと考えており、公認申請を最終的にどうするのかを、実行委員会でも審議して、検討していきたい、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 現在のコースでいくということで、認定は、今年度の場合は、取り下げじゃなくて、申請を行わないということのようですが、ただ、今の市長の答弁の中で、交通規制をかけてということをおっしゃられますが、先ほど、私の質問は、信号機等を使って、交互通行を行うようなことになるということで質問したつもりですが、市長の考える交通規制というのは、例えば、迂回路等を利用して、自動車の通行は、ある一定時間、制限してというか、自動車を通行しない形をとって、そのコースを利用をするという考えだというふうに感じたわけですが、その考え方で間違いございませんか。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） このことにつきましては、まだ正式に決定しているわけではございませんけれども、警察署のほうとも、うちうちにはお話しして、そういう方向で規制ができるのではないかと判断をいただいております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） それでは、次の質問で、現在のコースで行うということですが、現在、マラソン実行委員会ということで、実行委員会形式の運営を行っているというふうに聞いておりますが、どのような進捗状況であるのか。市全体でもいいですし、マラソン実行委員会の動きについても、お知らせを願いたいというふうに思います。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

実行委員会や常任委員会の中で、大会の概要が決定をいたしております。

現在は、選手の皆さんにお配りする開催要項の作成、及び編集作業を行っております。

この開催要項が完成いたしましたら、マラソンランナーたちが登録しておりますランネットを通じたメール配信や、マラソンの専門誌であります「ランナーズ」への掲載、花へんろマラソン参加選手への郵送などを行い、大会のPRを本格的に行ってまいりたいと考えておりますので、現在、準備段階ということで、今後、具体的に方向が決まりましたら、実行委員会のさまざまな任務分担等を明確にしながら、具体的に進めていくというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） この宿毛マラソン、新しくやろうとするマラソンは、前回、花へんろマラソンを中止するときには、宿毛市の職員への負担が大き過ぎるというのが大きな理由で、実行委員会形式でも、市民の参加団体を中心とした実行委員会で行っていくというふうに、私は聞き、認識をしているつもりですが、現在、実行委員会としての動きが余り見えてこないもので、ちょっと心配をして質問させていただいているわけですが。

来年の4月の第4週ですか、第5週ですか、

の土曜日に開催をするという計画で進んでいるというふうにも聞いていますが、その開催当日から逆算して、今の時点で、この今の実行委員会の動きがどうなのか。もうちょっとスピードアップしてやらなければいけないことがあるんじゃないかというふうにも感じておりますが、その点について、市長の考えをお聞きいたします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほども答弁をいたしました。実行委員会や常任委員会の中で審議をしていただき、大会の概要が決定をして、現在、開催要項を作成しているというところでございます。

この作成の要綱が完成しましたら、実際にマラソン業務について、具体的になりますので、これまでマラソンの再開について、議論をしていただいた課程の中で、実行委員会に参入いただいております各種団体には、それぞれが担当する大まかな業務分担の案ができておりますので、その業務分担を、より明確化させ、各専門部会を開催するなどして、マラソン業務を遂行していただくように考えております。

開催までの期間を考える中で、今の段階では、予算を計上していただいた6月議会以降、賢明な取り組みをしているという状況でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 実行委員会で決定をしているということですので、現在、市の担当課は、運動公園にあるスポーツ室になるというふうに思うんですが、その部署だけで、ほかの市の職員には、今回の場合は、まだ何も負担はかけていないというような認識でよろしいのでしょうか。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

現在は、事務的な開催要項を作成していると

いう状況でございますので、御理解をいただけると思っております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 寺田公一君の質問の途中ですが、議事の都合により、この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時37分 休憩

-----・-----・-----

午後 1時00分 再開

○議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

寺田公一君の一般質問を継続します。

11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 途中で水入りとなりましたので、心機一転、午後からの質問は、産業祭についてから質問させていただきたいというふうに思います。

まず、昨日の高倉議員の質問のところでも、若干、触れておりますので、産業祭を総括したというところで、場内アナウンスの問題と、駐車場の渋滞問題が大きな問題点であったというふうに、昨日の答弁ではされたように思いますが、実際、私は昨年、ちょうどこの日に県外に出ておりまして、よく見るができなかったわけですので、後の話を聞くだけなんです、産業祭、特に地元のというか、宿毛市の産業界というか、農林水産も含めてのブースが、ちょっと集客という面では、少なかったんじゃないかというふうに聞いておりますが、この点について、市長がもし総括する面があれば、お願いをしたいというふうに思います。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

産業祭についての昨年度の総括ということの中で、やはり地元の農業分野などに関して、例えば、売り上げであったり、お客さんであったり、少なかったのではないかというふうな話が

あったということなんですけれども、私のほうには、具体的な、そういう形での報告は入っておりません。

そして、非常に売り上げもよかったと。物も足らなかつた、さらに規模を拡大したいというふうな、全体的な総括の内容は入っておりますけれども、個々のそういう、たしかに中には何件かあったかもしれませんが、そういう形での情報は入ってなく、全体として、そういう方向は、非常に大きく、活発な形での対応がなされたということでございます。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 全般的には、多くの集客があったということですので、そのように受けとめますが。

昨年度、はた博ということで、主な事業の中で、B級グルメを開催をしたというふうに聞いてます。

今回、きのうの答弁でもあったように、はた旅ということで、また同じB級グルメを開催するように聞いておりますが、このB級グルメ、昨年度の参加件数、また内容、今年度の参加内容について、変化があるのか、またこれに対する市としての対応はどのような形でやっているのかについて、お聞きをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

B級グルメフェスタにつきましては、昨年度は幡多広域観光協議会が実施しておりました、御指摘の「楽しまん！はた博」の関連イベントとして開催いたしました。

今年度につきましては、産業祭全体を、幡多広域観光協議会が実施しております「はた旅」、このオフィシャルイベントとして実施することとしておりまして、B級グルメにつきましては、集客効果などから、実行委員会で検討した結果、

昨年に引き続き実施するものでございます。

出店事業者につきましては、現在、調整中でございますが、昨年度とは違う事業者も出店する予定ですので、昨年、お越しいただいた皆様にも、楽しんでいただけるのではないかと考えております。

その出店者数等につきまして、現在、わかっている範囲で、担当課のほうからお答えをさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 産業振興課長。

○産業振興課長（黒田 厚君） 産業振興課長、11番、寺田議員の一般質問にお答えいたします。

B級グルメのほうの出店者でございますが、昨年、16事業者のほうに出店していただいておりまして、今年度も同数で、現在、調整中でございます。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） B級グルメについては、昨年と同じ16店舗ということで、余り内容的には、多少、変化はあるにしても、B級グルメのこま数というのは変わらないというふうな説明ですが、これはもともと、宿毛市の産業を振興するためということ、市長の政治姿勢の中であって、その形として、産業祭があるのではないかとこの宿毛市内の出店者の数。

昨日の答弁では、店舗数までは、多分まだ出てないと思うんですが、現在、11月の中旬ですので、2カ月ぐらいしかないと思うんですが、現在、市内の出店者は、昨年と比べてどのように変化しているのか、また内容的にわかっているものがあれば、お知らせを願いたいというふうに思います。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

出店者につきましては、9月末を期限といたしまして、現在、募集中でございますので、確定したことは申し上げることはできませんが、昨日の高倉議員の一般質問でも答弁させていただきましたように、昨年、出店いただきました出店者につきましては、7月上旬に個別に参加案内の文書を送付し、8月に出店の意向確認を行っているところですが、多くの出店者の皆様方が、ことしも参加していただけると聞いております。

また、今年度、新たに出店申し込みをいただいている方もおられますので、現在では、昨年度と同程度の出店者数を予定をしております。

なお、今年度、昨日も申しましたけれども、昨年度と引き続き、出店もいただける業者の中には、規模拡大をして出店をされるという事業者もおられると聞いております。

出店者数等につきましては、担当課のほうからお答えをさせます。

○副議長（岡崎利久君） 産業振興課長。

○産業振興課長（黒田 厚君） 産業振興課長、11番、寺田議員の一般質問にお答えいたします。

産業祭の出店者数につきましては、昨年度の実績でございますが、宿毛市内から68店舗の出店をいただいております。

今年度も、同程度の出店者数を予定をしております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） この産業祭、B級グルメも市内の出店者も、昨年と同等程度ということは、同規模のイベントになるんだろうと。昨年度1万5,000人ですかね、ほどの来場者があったということですので、ことしもそれと同等、それ以上の方に来ていただきたいとい

うふうに考えているんだろうと思いますが、先ほど、質問をしました宿毛マラソンの実行委員会も、この産業祭の実行委員会も、実行委員長というか、委員長は市長になっているというふうに思うんですが、やはり市長が先頭に立ってやりたいという意気込みを見せるのはいいんですが、やはり宿毛市のトップ、市長は、この実行委員会だけじゃなくて、市政全般を見渡して、宿毛丸という船を動かしているというふうに思うんですね。

そういう点からすれば、名誉会長とか、大会長とかいうのはよく聞くんですが、やっぱり実行委員会というのは、その専門部署、また産業であれば産業界の方に、実行委員長をお願いする。マラソンであればマラソン、陸上関係であるとか、教育関係であるとかというところに、実行委員長をお願いして、運営をしていただくという組織の作り方のほうが、本当はいいんじゃないかというふうに思うんですが、この点について、市長は自分の命運をかけているという、すごい意気込みなのかもしれませんが、実行委員長に対する考え方を、市長、お願いしたいと思います。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

宿毛マラソンにしても、産業祭にしても、実行委員会の委員長として、市長がなっているが、そのことについてのということでございます。

これに関しても、考え方はいろいろあるかと思いますが。それはまた、いろんな団体、あるいは個人によっても見解は違うと思うんですが、私としては、とにかくマラソンも改めて再出発を、そういうイベントであるということ。

そして、産業祭についても、まだ2回目を今、目指しているという状況でございます、やはりそういう市政を預かるものとして、そういう大きな、市民の皆さんが元気に、そして出店者

も、また地域も、そういう形の中で、これからの宿毛市に関して、希望を持てるような、そういう大きな取り組み事業としてやっているわけですから、今は、そういう形で、私は実行委員長としてやっていきたいと。

ただ、今後、そういうことが、また軌道に乗ってくれば、実行委員会の中で、いろいろ議論もして、考え方は、またそういう時とともに、また内容にもよって、考え方は変わってもいいんじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） これは、考え方の相異だと思しますので、これ以上、突き詰めて、こうやないといかんという話ではありませんので。

私は、宿毛マラソンにしても、産業祭にしても、やはりそういう民間の力であるとか、ほかのいろいろな分野の方々に、中心になって御協力を願う、活動をしていただくことによって、市民全体の盛り上がりというものはできるんじゃないかなど。

官主導、市役所、行政が主導でやっていくよりも、民間活力をもう少し入れていったほうが、市民全体の盛り上がりにつながるんじゃないかなというふうに考えてましたので、質問をさせていただきます。

このことについては、これ以上はお聞きをいたしません。

次に、災害時の対応について、お聞きをいたします。

この問題も、昨日、またきょうの浦尻議員も、多少、聞いておりますので、重複するところがあるかもしれませんが。

災害対策本部の設置については、昨日、またきょうも答弁の中で、市長のほうも答弁しておりますので、余り深くというか、同じことは

聞かないようにしたいと思いますが。

対策本部を設置して、各課との連携は、きのうの話でも、とれているということでしたが、今まで何回か、風水害というか水害、大雨のときに、市役所庁舎の周りが冠水したとき等に、私も役所に足を運んだこともあります。各課の、特に管理職の方々が、自分の持ち分の部署のところで待機をしているというところを見たことが、何回かあります。

やはり、対策本部として機能するには、同じようなテーブルについて、市長が陣頭指揮をとって行うという、本部形式をとるのがいいんじゃないかなというふうに思いますが、現在、宿毛市の中で、そのような対策本部の本部たるところがあるのかないのかについて、まずお聞きをしたいと思います。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

まず、各課との連携はとれているのかという質問もございましたけれども、対策本部を設置した場合に、体制として、それぞれの各課における任務分担、そういうことも明確に定めておりますので、そういう形の中で、体制としては、連携がとれているというふうに思っております。

しかしながら、本来、災害対策本部は、1室に関係者が一堂に会して、同じ、同一の場所で対応すべきというところですが、スペースのある会議室には、パソコンや電話を配置できる環境にないことなどから、意思決定を行う本部会については、市長室等で行い、その他の災害対応業務は、各課で対応しております。

また、各課が収集した情報については、危機管理課において集約する中で、必要に応じて本部会に報告し、避難情報等を発令する際の、意思決定の参考にしております。

現在、災害情報は、紙ベース等で収集し、図面に落とすなどの対応をとっておりますが、今

後、迅速な災害対応を行うためにも、職員の参集や、さまざまな災害情報を収集できるシステム。このシステムの導入について、検討してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 新しくシステムの導入も考えているというふうな答弁をいただきましたので、ぜひ、そういうシステム導入については、早急に検討をし、また導入していただきたいと思っております。

特に、今回、台風11号のときには、宿毛市内でも冠水、また崩落、倒木等で、県道であったり、国道であったりというところが、通行できなくなったところは多数あったようで、そこらあたりは、きのう、きょうの説明の中でも、国、県とも連携はできているということでありましたが、実際、緊急自動車、特に救急車が、宿毛市内からけんみん病院に抜ける、救急病院に行くルートが、なかなか確保しにくかったようにも聞いておりますが、その点について、例えば倒木のあった場合、国道であれば、国交省のほうに連絡をして、撤去をしてもらわなければならないというふうにも思うんですが、それがすぐ対応できるかどうかというのは、なかなか難しいと思うんですね。

やっぱり、宿毛市内で業者なり、そういう作業が可能なところを、今からつくっておくというか、提携をしておくということも必要じゃないかというふうに思うんですが、この点について、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

国や県との連携、あるいは宿毛市として、緊急時の、そういう災害時に即時に対応できる体制をとっているかという質問であったというふうに思うんですけれども。

まず、先ほど、浦尻議員への答弁でもお答えしましたとおり、災害対策本部を設置した際には、危機管理課内に消防署員及びリエゾン協定により派遣された国土交通省職員にも、連絡員として常駐をしてもらいまして、電話やファクス等、国や県や関係団体との連絡や、情報共有をしてもらって、さらに県やプレスへは、高知県総合防災情報システム、それと公共情報コモンズのシステムの連携によるインフラを活用して、災害情報等の情報収集を行いました。

宿毛市としても、例えば地元の建設業者さんとは、災害時には出動をしていただけるという協定も結んでおりまして、できるだけ迅速に、そういう対応ができるという形での方法で、災害対応にしていきたいと思います、このように思っております。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 国、県とも連携をとってやっている。地元にも業者をお願いできるシステムもつくっているということですので、これは迅速に動ける体制をとっていただきたいというふうに思います。

次に、消防団との連携についてお聞きしますが、これは、宿毛市の災害対策本部というところと、消防署とは、建物は違うところにおりますので、一緒のところ、災害対策本部のほうに、消防署の代表が来ているということはあるのでしょうか。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

庁内に設置しました災害対策本部には、消防署のほうから、職員が今回も来られておりまして、そういう連携体制はできております。

以上です。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 消防のほうとも連携はとれているということですので、今回、先ほ

ど言いました台風11号のときに、各消防団が、各分団ごとに、屯所に参集、待機をしていたというふうにも聞いております。

この消防団が待機をしていたということは、当然、本部長の市長はわかっておると思うんですが、この消防団が待機をしているところに、なかなか情報が入ってきにくかったというふうに聞いておるんですが、消防団との連絡というか、情報の提供というのは、どのようになっていたのか、わかっておれば御説明を願いたいと思います。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

先ほど申しましたように、本部においては、消防職員に来ていただいて、連携の体制ができているということでした。

将来につきましても、団長、副団長が、消防署に待機をして、災害対策本部や消防署との連携をとる中で、各団へ指示や命令等が迅速に行われたというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 団の幹部との連絡によって、各分団との連絡はとれていたというふうに、市長は把握しているということですので、私の聞いたのが、全部に聞いたわけではないので、しっかりと連絡がとれる体制は、これからもとっていただきたいというふうに思います。

1点気になったのが、この台風11号、夜中に最接近をしたんじゃないかというふうに思っているんですが、この消防団の屯所での待機が、夜中の2時過ぎに解除になったというふうに聞いております。

このときは、風雨ともに、なかなか激しいときだったと。何の事故も起こってないので、それはよかったというふうに思うんですが、参集

するときにもそうですが、やはり解散するときにも、そこからまた家に帰るルートがあるわけですから、余り危険性のあるときに、そういう移動なり行動を起こさすというのは、いかななものかというふうに思うんですが、この部分について、市長はみずからも消防副団長もやった方ですので、その部分についてどのようにお考えなのか、お聞きをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

消防団の活動につきましては、団長を中心に、各分団、そして分団から各部へ、そして各団員の行動と、活動という形になっております。

そしてまた、各分団や各部においては、それぞれの災害対応が、同じ台風が来た場合にも、水害に対応しなければいけないところ、あるいは高波に注意しなきゃいけないと、高潮と。さまざまな地域の消防組織によって、違いがありますので、そこは分団長の指示のもとに、私は動いているというふうに判断をいたしております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） なかなか情報の伝達というのは、難しいところがあると思うんですよ。

ただ、先ほど、市長の答弁の中に、新しいシステムの導入とかいうこともありますが、宿毛市はSWANテレビという情報網もあります。そのようなところに、この災害の情報を載せていく。また、各消防団の、分団の屯所ぐらいには、この情報端末というか、情報が伝達できるシステムを導入して、各団員が、各分団に招集したときに、情報がすぐにでも受けれる、また命令が伝達できるシステムというの、これからはつくっていくべきじゃないかというふうに

と思いますが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほど、災害対策本部についての、さまざまな対応についてのシステムの導入ということも、検討したいというお答えもさせていただきました。

そういう点で、消防団組織における情報の共有、あるいは行政機関からの情報の提供、そういうこと等について、今の状況の中で、先ほど、SWANテレビというお話もございましたけれども、具体的に、どういう形がいいのか、その辺も含めまして、今回の災害における総括という形で、ぜひともしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） これから検討していただくということですので、期待をして待ちたいと思います。

先ほど申しましたSWANテレビというか、そういう情報網を利用するということは、例えば、私のように、橋上の奥のほうに住んでいても、平田、山田、また小筑紫方面の情報も、そのテレビを見ることによって収集できる、正確な情報をとることができるということを考えれば、宿毛市内に、ほぼ全域に散らばっていると思われる市の職員、またSWANテレビを見ている市民の方々にも、同じように情報が伝達できるというふうに考えますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

この災害時の対応についての質問は、以上にして、次に、学力テストと学校再編計画について、質問をさせていただきます。

まず、最初に、教育長にお聞きをいたしますが、今回の全国学力テスト、宿毛市内の小中学

校は、全国と比較して、どのような状況にあったのかについて、お聞きをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

議員のほうから、学力テストについての結果はどうだったのかということですが、学力テストは、御承知のように、全国学力学習状況調査というふうな名前がついてございますけれども、今回の答弁につきましては、学力テスト、もしくは学テというふうに答弁させていただきますので、その点は御了解ください。

今年度の学力テストの結果についてですが、初めに、テスト結果の全国平均や、県平均につきましては、新聞報道等で御承知のことと思いますが、宿毛市教育委員会では、学力テストの結果を公表しないことしておりますので、具体的な数字を、ここで申し上げることはできませんけれども、その点については、御了承をいただきたいと思っております。

それでは、小学校6年生の結果について、お答えをいたします。

国語、算数ともに、基礎的な学力を問うA問題が、全国平均を上回っております。

思考を問うB問題については、全国平均並みとなっております。

次に、中学校3年生の結果についてでございますが、同じく国語につきましては、A問題、B問題ともに全国平均並みとなっております。

数学につきましては、A問題が全国平均並みとなっておりますが、まだまだ課題があると思われまして、B問題につきましては、全国平均をやや下回っておりまして、こちらについても、課題があるものと思われまして。

しかしながら、昨年度よりも、相対的に上昇している学校も多く見られておりまして、悲観的な内容ではなく、小学校、中学校ともに学力については、宿毛市内においては向上している

実績が見られるものと思っております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 全体的に、全国平均であると。特に、B問題、発展的な問題というところでは、若干、全国より下回るが、前年度よりは向上しているということは、今までに行ってきた全国の学力テストの結果を反映して、各学校、また先生方が努力してくれているんだろうというふうに伺いますが。

これ、先ほど、公表しないように、宿毛市としては公表しないようにしているということですが、静岡でしたか、先日、ニュースにもなりましたが、校長名まで公表したというところもあるわけですが、宿毛市が公表しない大きな理由というのは、やはり小規模校が多くて、各学校の平均というか、結果を公表すると、各児童・生徒、個々の成績が見えてしまうというのが大きな原因ですか。

○副議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

学校ごとの公表についてですけれども、宿毛市教育委員会といたしましては、学校ごとの結果については、公表する予定は、平成25年12月議会で、浅木議員にお答えをさせていただきましたとおり、今のところは考えておりません。

議員も御指摘のように、公表については、小規模校においては、個人が特定される原因にもなりますし、その可能性や、過当競争の原因となり、学テ本来の目的を逸脱するおそれも出てきますので、その点、御理解をいただきたいと思っております。

なお、市内の各学校におきましては、国の平均と県の平均、それから自校の平均などについて、通知をされておりますが、それぞれの学校の平均を公表することは、学校長の裁量に任せ

ておりますので、それぞれの結果については、個人に返されていくと思います。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 今回の教育長の答弁の中で、各個人、ことしの小学校6年、中学校3年生の個々、この学テを受けた子供たちについては、家庭には児童・生徒の成績は返しているという判断でよろしいのでしょうか。いいんですね。

ということですので、この学テというのは、それこそ教育長も言われたように、学力調査なんですよね。これは、国が始めたのは、子供たちの今の状態を捉えて、これからどういうふうに指導していくかという、尺度をはかるためにやっているんだろうというふうに思うんですが、今回の結果を踏まえて、教育委員会として、この結果、まだ来たばかりですよ。なので、教育委員会内で、まだ話し合われてないかもしれませんが、教育長として、この結果を、今後どのような形で生かしていこうとしているのか、教育長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○副議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをします。

学力テストは、今、求められている学力について、児童・生徒の個々の理解度を確かめる重要な機会であると捉えております。

テスト結果によりまして、児童・生徒の学力や、学習状況を把握、あるいは分析をして、宿毛市の学校における成果と課題を検証することで、児童・生徒への教科指導の充実、あるいは学習状況の改善、そういったことを目的として、実施をされているものでございますので、各学校に通知をした結果に基づいて、各学校ごとに結果と対策方法を検討するよう、要請しております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 結果を踏まえて検討し、できれば、各学校間でそういう情報の共有であったり、資料を、宿毛市内の小学校、また中学校が連携して、向上に向けた資料をつくっていくということも、私は必要なんじゃないかというふうに思います。

そういうところについて、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 議員のおっしゃる点も、十分、理解はできますし、それから、宿毛市の子供たちの共通課題は何であるかというようなことを、情報提供することによって知ることもできますけれども、それぞれの学校で、それぞれの先生方が、自分たちが預かっている子供が、今、どういうところに課題があるのか、これからどういう方向を目指すべきかということが、まず第一でございますし、学テの本来の目的も、そういうところがございますので、現在のところは、先ほどお答えしたような内容で実施をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） それぞれ児童・生徒、個々が今よりも、一歩でも二歩でも、学力が上がっていくように、宿毛市教育委員会としても、力を注いでいただきたいというふうに思います。

学力テストについては、これ以上はもう聞きません。

次に、学校再編計画について、お聞きをしたいと思います。まず、教育長に、きのうの答弁でも、多少、宮本議員の質問に対して、答えてはいると思うんですが、この26年2月に再編計画の見直しがなされた部分が、私たちにも示されましたが、全体的に耐震が、平成27年

度中に終わるので、ここで一息ついてというような雰囲気、私は捉えたわけですが、生徒数の減少も、私も身につまされるほど感じておりますので、教育委員会としては、やはり早急に統廃合の計画を立てていくべきではないかというふうに思うんですが、もう一度、その部分について、教育長の答弁をお聞きしたいと思います。

○副議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

議員の御指摘は、再編計画のスケジュールについて、十分に検討してはどうかという御質問であったと拝察いたしますが、本年2月に見直しました再編計画につきましては、浸水地域における学校の高台移転について、望ましいとした上で、現状では、高台の確保ができないことから、具体的なスケジュールを、明記はしておりませんでした。

その後、市長部局において、高台の調査を進めてまいりましたが、先般、宿毛小学校の移転候補地としておりました萩原地区の高台については、早期の整備が困難な状況となりましたし、また、西地区の高台については、土地交渉の進捗が図られているとの報告を受けておりますので、今後の状況を注視する中で、昨日の宮本議員の質問でも答弁をさせていただきましたとおり、前段の以前に、策定をされました事柄につきましては、踏襲すべき点については、踏襲してまいりますし、再度、教育委員会で、十分に協議をし、現在の再編計画の見直しについても、検討してまいりたいと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 見直しも含めて、検討していくということですので、これは学校の設置については、市長部局の所管になるという

ふうに思いますので、市長に、今度お聞きしたいと思います。

昨日の宮本議員への質問、また本日の新聞報道を見ますと、萩原の高台については、なかなか難しいと。新聞では、個人的で、公にできない重大な問題というふうに書いておりましたが、早期の整備が困難になったというふうな紙面でした。

これは、その続きの中で、断念する場合は、市教委と協議し、再度、検討したいということで書かれておりましたが、きのうの質問の中でも、現在他でやったらどうぞというような質問までありましたが、この萩原については、市長部局としては、断念をするのか、したのか、してないのか、というところについて、まず市長にお聞きをしたいと思います。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） この答弁としては、昨日、宮本議員にお答えしたものと全く違っておりません。

そのような状況だと、私は判断をいたしております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 状況は聞いてたんでわかっているんですが、私が聞いたのは、萩原地区について、完全に断念をしたのか、してないのかについて、まずお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 当然、そのことが前提となる形での、これからの対応ですので、そのことも含めて、検討を、教育委員会やあるいは関係団体、いろんな人たち、関係する人たちがおりますので、そういう人たちにも、丁寧に説明をしていく中で、今後の方向について、決めていきたいということでございます。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 今後の学校再編計画にも大きく影響する問題だと思っているので、確認をしたかったわけですが。

宿毛小学校の移転、また統合計画が、この数年間の学校再編計画、また新築問題にも、改築問題にも大きく影響してきた原因なんですよ。

これは、今のところで、いろいろな方面とも話し合っただけということですので、何度聞いても同じ返事がくると思うんですが、これ、宿毛市の教育現場っていうか、学校を、小学校をどこにつくって、どれぐらいの規模にするかというところは、やはり中心になる、この宿毛小学校の問題がずっとひっかかっていると思うんですよ。

その点でいえば、できるだけ早く、この結論を出さなければ、次のところに移っていけない。きのうの宮本議員の質問でも、耐力度調査で調べると、市長の答弁ですかね、もう同じ結果だと。現在の校舎と同じ数値になるだろうというような話もありましたが、それが、やはりどこに、今度、宿毛小学校を建てるのか。統合をする形でいくのかどうかということも、大きな問題になるのが、場所の問題であるというふうに、私は思うんですよ。

その点で、できるだけ早く、やっぱり場所を確定しなければいけない。そのためには、萩原だけに限らず、高台で検討していくのか、現在地というか、宿毛小中の今の敷地を第一候補にするのかというのを、早く執行部として決めないと、次に移れないんじゃないかというふうに思うんですが、もう一度、市長の御答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

宮本議員にもお答えをしたんですけども、

また、質問としてもありました。もう場所については、相当、論議してきていると。余り論議の余地もないのではないかとこの質問もいただくほど、場所についての論議は、今までしてまいりました。

そして、今の、このような高台が、早期の整備は難しいという状況になってきております。

ですから、非常に、これは急いでやらなければいけないことは、決定して、方向を出さなければいけないことは事実でございますけれども、ただ、今までのさまざまな場所の論議の中で、先にその論議が進んで、その段階に至る説明等が、非常に不十分であったために、市民の皆さんの誤解を生んだという経緯もございますので、やはりそういう形の手順について、きちんと、現在でも、例えば現在地に建てるのであれば、統合はしないとかがいう形の、例えばそういう団体もおられますし、そういうところと、一つ一つ、今の状況等を説明をする中で、皆さんに、全員の納得という形がとれるとも思っておりますけれども、最大限、今の大きな課題の、大きな流れを、我々は早期につくっていききたい。

できれば、12月の議会までには、そのような住民に対する説明会や、関係者に対する説明会、当然、その前段として、教育委員会とのきちんとした調整、そういうことも含めて、早期にこの問題は、一つの方向、結論を出していきたいというふうに考えております。

大体、こういう方向の答弁の中で、その内容等については、寺田議員も理解をしていただけたと思うわけですが、そういうこと、こういう公の場で、市民の皆さんのそういう納得のいく方向として、私は今、そういうところから進めていくべきではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 市長の覚悟のような話をいただきました。

私は、以前からずっと言ってきましたが、やはり設置者たる宿毛市と、教育委員会とが、しっかりとした議論を重ね、住民にしっかりと説明をし、10年後、20年後の宿毛市の教育現場をどうするのかということ、住民にもしっかりと説明をした中で、市民全員が大賛成という話には、まずならないんですね。

ただ、多くの方が賛同できる、統廃合の計画をしっかりと練って、つくっていただくことを願って、私の一般質問を終わります。

○副議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午後 1時56分 休憩

午後 2時06分 再開

○議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 8番議員の浅木です。一般質問を行います。

今回の一般質問、一番最後になって、皆さん大変お疲れだとは思いますが、執行部の皆さん、議員の皆さん、そして傍聴の皆さん、最後までどうかよろしく願いいたします。

ほかの議員の皆さんも触れられましたが、先般の台風による被害には、宿毛市内、県内、そして広島あたりを見ましても、大変な被害が出ました。

被害に遭われた皆様方に、お見舞いとお悔やみを申し上げます。

広島あの災害をテレビで見るにつけ、ちょうど西南豪雨のときに、土佐清水で勤務しておりました私は、宗呂川の大氾濫を見たわけですが、あれと同じ光景だということで、まさに自

然災害の怖さ、そしてまた土砂崩れが起きないような砂防対策、森林のつくり方、こういったものに対して、改めて考え直されたことでした。一日も早い復興を御祈念しながら、質問に入ります。

まず、1番目に、生活保護行政についてであります。

この生活保護行政につきましては、これまでも質問してまいりましたが、昨年12月に、これに関する法律が大幅に変えられて、これが生活保護を利用する人にとって、大変な状況になってきているという面から、いま一度、この行政のあり方について、考えていただきたいということで提案いたします。

御存じのように、安倍内閣の経済政策、アベノミクスによって、貧富の差はますます拡大しています。大企業は約20兆円もの内部留保を上積みする一方、非正規の低賃金労働者が増大されるとともに、4月からは消費税が8%に引き上げ、年金は引き下げられました。

加えて、政府と日銀主導による食料品や生活必需品などの物価に引き上げによって、多くの国民が生活困難に陥りつつあります。

こうした中で、全国的に見て、現在は、生活保護基準以下の収入しかない国民が800万ないし1,000万いると言われております。

しかし、このうち、申請して生活保護を利用しているのは2割を少し超える程度であります。

こうしたことから、まず、1番目に、保護の必要な市民が利用しやすい実務対応について、お尋ねします。

まずは、申請できていない事務の一つが、制度の内容を知らないことにあります。生活保護という言葉は知っていても、どんな生活条件の人が利用できるかを知らない人がいます。市民がわかりやすいように、具体的な情報の発信を求めます。

また、宿毛市のような田舎で、生活保護を利用することに後ろめたさや罪悪感のようなものを持っている方もおいでます。

生活保護の利用は、市民の生きる権利であり、最後のセーフティーネットでもあります。安心して申請ができるような対応を求めます。

このことについて、市長の所見を伺います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 8番、浅木議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、生活保護制度の周知、こういうことについての御質問でございますが、既に、宿毛市や厚生労働省のホームページにおいて、制度の概要を掲載をしておりますし、御相談等がある場合は、当市の福祉事務所や、お住まいの地域、熱心に活動してくださる民生委員さんがおられますので、お気軽に相談していただけたら、このように考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、市長から、そういう答弁をいただきましたが、御存じのように、生活保護の申請がまだまだ進んでいないというのが現状であります。

無収入の人のもとより、働いた賃金や年金などの収入が、生活保護基準に届かない人は、その差額分だけ生活保護を受け取ることができます。

例えば、40歳代の夫婦で、学校へ通う2人の子供がある場合、2万円程度の家賃を含めた生活保護基準額が19万円程度になります。その家庭の収入が15万円程度であれば、差額4万円程度の生活保護を受けることができる可能性があります。

また、50代後半の夫婦であれば、2万円程度の家賃を含めて、生活保護基準額が11万円程度になります。2人の年金収入が7万円程度

あるとすると、その差額4万円の生活保護を受けることができる可能性があります。

こうした目安金額を示した説明も理解しやすいと思いますが、こういった面での周知はされていないように思うわけですが、この点について、市長はどう考えるか、お聞きします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

生活保護の申請がなされていない人がたくさんおるのは、制度を知らないからではないかということで、細かな、一定、その制度の内容を、もっと周知したらという形の質問であるというふうに理解しておりますけれども、先ほども申しましたように、生活保護、この制度については、恐らく私は圧倒的な国民の皆さん、有権者の皆さん、御承知だというふうに思います。

そういう点で、制度の内容等について、わからないところがあれば、あるいはまた、その生活が困るという前提の中ででございますけれども、近くに民生委員さんがおられます。

先ほど答弁しましたように、下の事務所でも、丁寧な対応をいたしております。

ぜひとも、そういう形の中で、詳細な内容等については、御理解をいただけるというふうに、理解をいたしておりますので、私は、今の周知と申しますか、市民の皆さんへのそのようなお知らせは、こういう今の方向でよいのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 対象者の4分の1から5分の1しか、生活保護を利用できていないという状況があるにもかかわらず、市長は、現状のままでいいんだということ、これは必要な人に対して、生活保護を受ける機会を積極的に知らせる、こういう面で非常に後退した考えだと、私は思うわけであります。

市長自身が、そういうふうに住生活保護に該当するのに、よう受けてない。そういう人に、生活保護を受けれるようにしたろという考え方がなければ、それはもう、物事はスタートしないと思うわけです。

今後、同じ考え方でいくのか、積極的にそういう人を助けていくのか、ぜひ、じっくり考えていただきたい。私は、私のところへ相談に来る人のかなりの人が、生活保護の内容について、生活保護という制度があるということは聞いているけれど、自分の場合は該当するのかわかるといふようなことで相談に来ますので、それぞれ、私の知識の範囲内で、いろいろ説明をするわけです。

そういった面で、生活保護を受けたい人でも、わからないというのが現状です。

市長は、これ以上、やる必要もないというような答弁でしたので、再質問しても無駄かと思っておりますので、次にいきます。

2番目に、改正生活保護法の問題点と実務対応について、お聞きします。

1番目に、昨年8月以降、3年連続の基準切り下げで、97%の受給世帯が影響を受けています。

政府は消費税3%引き上げ、物価の引き上げをしている中、むしろ基準額は引き上げるべきではないか。私はこのように考えるわけですが、市長はどう考えるか、お聞きいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 浅木議員の一般質問にお答えをいたします。

前段のことですけれども、私は、生活に困っている人がおれば、生活保護を受給したい、あるいはその制度がわからない、さまざまな市民がおられるのであれば、それは行政として、当然、あらゆる方法を使って、そういう方々を救済をしていく。そういう責務が、行政としてあ

るというふうに思っておりますので、私はそのような考えに、先ほど、質問で言われたような考えに、私は立脚はいたしておりません。

当の答弁にお答えしますけれども、生活保護費の基準改正については、物価の動向や社会経済情勢を総合的に勘案し、検討されたものとなっております。

しかし、以前にも申し上げたとおり、私自身は、生活保護受給者を含めて、市民の生活を守らなければならない立場であり、基準改正が実情に乖離し、生活保護制度本来の目的である、自立へ向けた取り組みが阻害されていくものとなれば、その矛盾点については、国に対し、意見を述べていかなければならない、このように認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、いただきました答弁につきましても、私は決定権が市長にあるとかいうことではなしに、こういう状況にあつて、宿毛市民の暮らしを預かる市長として、これをどう思うかという。

あれしてくれ、これしてくれでなしに、これをどう思うかということで質問したわけですが、どう思うかについて、お聞きしたいと思っております。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほど、答弁したとおりで、答えになっているというふうに思いますけれども。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 限られた時間ですので、これ以上の堂々めぐりはいたしません。

次に、申請方法について。法改正後も、これまでのとおり、口頭申請でも受理していくかについて、お尋ねします。

既に改正法は、7月1日から施行となってお

りますが、内容のうち、申請書を提出しなければならぬというふうに明文化されました。しかし、国会論点の中では、これまでどおり、口頭申請でも受け付けると答弁しております。

実際の運用はかえることはない、厚生労働大臣が国会で答弁している、宿毛市においても、今後も、口頭申請も受け付けるということでよろしいかどうか、確認させていただきます。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

生活保護申請に際して、必要な書類を添付しなければならない、法律上の規定となっておりますが、これについては、保護の決定に必要な事項を明確にする必要があるという、法制上の整合性を図るためのものであり、事情のある方に対する口頭での生活保護について、否定するものではありません。

また、保護の開始申請等の意思が示された方に対して、その申請権を侵害しないことは、改正後も何ら変わるものではないと認識しております。

ただ、口頭だけの開始申請では、個々人の認識に差が出たり、客観性が損なわれることが懸念されるなど、事務処理を困難にさせるだけでなく、事実の検証ができない場合には、申請者にも不利益を与える可能性があります。

そのため、宿毛市では、何らかの事情で申請書の提出が困難な場合には、職員が必要事項を聞き取って、その内容を記載し、申請者に確認をしてもらった上、最小限の署名・押印により、申請行為があったことを、書面で明確にする対応をとっております。

今後も、何らかの理由により、申請書の提出が困難な場合は、申請者に必要以上の負担がかかることのないよう、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） ありがとうございます。

今の答弁は、国会答弁も踏まえた対応をしてくれているということですので、了解いたしました。

次に、今回の改正でも、扶養義務者の照会は、極めて限定的な取り扱いとなっているが、当市でもそのように運営しているか、お聞きします。

限定的と申しますのは、まず1番目に、費用徴収を行う蓋然性が高いかどうか。

2番目に、DV被害を受けていないかどうか。

3番目に、自立に重大な支障を及ぼすおそれがないかどうか。

この3要件を満たす場合と、厚生労働省は答弁しております。

扶養は、単に優先するものであって、法では、受給の要件とはなっておりません。このことは、国会でも明確になっております。

こうしたことから、先に述べましたように、扶養義務者の照会、これが扶養義務者に、強制にならないように、また圧力にならないように、取り扱っているかどうか、その点についてお聞きします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

今回、改正された生活保護法において、扶養義務者への報告、徴収を行うなど、強い対応をとることとなるのは、明らかに扶養が可能だと思われるにもかかわらず、扶養を履行していないと認められる扶養義務者に限られています。

また、従前と同様に、生活保護の適用に扶養義務者からの書類が必ずしも必要とはならないため、被保護者の利益を脅かすことにはつながらず、また、宿毛市では、法の趣旨を逸脱することのないよう、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今の答弁につきまして、国会での質疑の答弁ですので、そのとおり、今、お話ありましたとおり、実務を進めていただきたいと思えます。

なお、長野市等では、この扶養証明を出さないと認めないというような文書をつけて出したために、非常に問題になっております。

全県的に調査したところ、1, 263の事務所のうち、436もの事務所で、今、市長がお話いただいたのとは逆の、扶養証明を出さないと、申請が認められないというようなことを、文書につけとったために、問題になったことがあります。

宿毛ではそういうことはしないということで、安心いたしました。そういう形で、実務を進めていただきたいと思えます。

次に、要保護者への指導や指示は、保護決定後となっているが、そのことは守られているか、お聞きします。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 再度、質問いたします。要保護者への指導や指示は、保護決定後となっているか、そうした事務運営が守られているかどうかを聞いたわけです。

なお、つけ足しますと、保護実施期間は、保護決定後でなければ、指導や指示はできないことになっています。

大阪では、申請に来た人に対して、まだ保護決定をしていない人に対して、1週間に3回以上、ハローワークへ行き、1社以上の面接を受けなければ、申請却下を検討するというようなことを、申請者に言うたというようなことがありまして、まだ保護が認められていない人に対する指導や指示の権限はないわけです。それをあたかもあるようにして、申請者を脅したと言う

たら語弊がありますけれども、何かそういう悪い印象を与えたという面で、宿毛ではそういうことが起こってないかということを確認させていただいたわけです。

以上です。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

制度上、詳しい説明というか、根拠が要ると思いますので、答えのほう、福祉事務所長のほうから答えさせます。

よろしく願いいたします。

○議長（今城誠司君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原敏郎君） 福祉事務所長、浅木議員の一般質問にお答えします。

保護申請時における要保護者への指導、指示について、保護決定前に、過度のそういった指導、指示をしていないかどうかというような御質問であったかと思えます。

本市において、申請相談時に、生活保護制度についての手続についての御説明はさせていただいておりますが、決定以前に不必要な指導、指示については、行っておりません。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 明確な答弁、ありがとうございました。

続きまして、今度の法改正でかわった部分で、就労自立給付金というものがあります。これについて、内容の御説明をお願いいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

創設された就労自立支援金とは、定期的に就労収入がある保護世帯の自立を促進するために、最大6カ月の就労収入認定額に一定割合を掛けた額を、自立の際に給付する制度であります。

宿毛市でも、該当する世帯があれば、制度利用を促すものですが、自立を無理強いさせるよ

うな、法の趣旨を逸脱する制度運用を行うものではありません。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今は就労自立給付金の内容の説明と同時に、運用についてまで御説明をいただきました。

私が質問、次にしようかと思った部分でございましたので、今、お話のありましたように、この自立給付金がたまったからといって、おまえ、これぐらいたまっただけ、もう保護、一旦切るぞというようなことはないようにしてもらいたいということを言いたかったわけですが、市長は、そういうことはしないというお話をいただきましたので、この分についてはおきます。

次に、今度の改定で、福祉事務所の調査権限が拡大されましたが、要保護者等の人権及び申請権侵害をしないように求めます。

調査事項は、これまでは資産及び収入に限定されていましたが、これを就労や求職活動の状況、健康状態、扶養の状況等を追加して、官公庁、銀行、信託会社、要保護者の雇い主に報告を求めることができる、こういうふうになってしまったわけです。

こういったことから、このことによって、要保護者の生活の中に踏み込む。場合によっては、プライバシー的なものまで出してしまうような、不都合なことが起きるおそれがあるわけです。

こういうことがないようにしていただきたい。この部分について、お聞きます。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

生活保護法第60条には、被保護者の生活上の義務が定められており、受給する生活保護費で、家計や健康を管理しなければなりません。

その管理ができないような受給者に対し、必

要な助言等を行っておりますが、そのような場合でも、法の趣旨を逸脱することのないよう、こういう形の中で取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 次に、今回、改正した法と、生活困窮者自立支援法の関係について、お尋ねします。

厚生省は、生活保護に至る前の段階で、困窮者に自立支援事業の実施をするということで、こういう支援法をつくりました。

この内容について、御説明をいただきます。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

内容をということですが、内容としては、生活困窮者からの相談に、早期かつ包括的に応ずる相談窓口として、その人が抱える課題の評価、分析を行い、その課題を踏まえた自立支援計画の作成や、関係機関との連絡調整を行うなど、自立に向けて、総合的かつ伴走型の支援を、包括的に実施する自立相談支援事業が必須事業であり、その他の任意事業として、就労準備支援事業や、家計相談支援事業などがございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） この中の住宅確保給付金等の支援については、現行の住宅支援給付制度、これと同じようなものだと理解してよろしいのでしょうか。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

この質問に関しても、福祉事務所長のほうからお答えいたします。

○議長（今城誠司君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原敏郎君） 福祉事務所長、浅木議員の一般質問にお答えします。

住宅支援給付金について、現状の住宅給付金と同様の趣旨の運用のものかという御質問であったかと思えます。

新制度についても、住宅支援給付金については、同様の運用になるものとなっておりますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） これの、生活困窮者自立支援法の運用については、非常に手間暇かかる分があります。

こういった分から、利用者の希望に沿うた支援をするためには、それぞれ相談員が必要であります。

今の要員配置でできるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

なお、これの施行期限は来年度からとなっておりますが、宿毛市は、それへ向けて体制がづくれるのかどうか、あわせてお聞きします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

自立相談支援事業につきましては、相談者の希望に沿った支援が可能かどうか、こういうことの質問だと思いますが、業務委託で実施という形をとった場合においても、相談業務などの実務経験のある社会福祉士の資格を有した、そういう職員を配置するなど、社協などに業務委託することが可能であれば、市の職員が、直接、業務を行う場合と比較しても、十分に相談者の希望に沿った支援が可能だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） この事業について、今、御答弁いただきました、有資格者を配置して、ニーズに応えられるようにしていくということでしたので、そのようにしていただきたいと思います。

ます。

なお、この生活困窮者自立支援法、これが生活保護の利用資格のある人に対して、保護開始の申請を行わせない、水際作戦の道具として使われる可能性も高いという心配があります。

宿毛においては、そういうことが今後、ないようにしていただきたい、このことをお願いいたしまして、この項目、生活保護についての項目の質問を終わります。

続いて、2番目の温水プールの利用料助成について質問します。

水泳は、昔から競技として脚光を浴びてきたが、水泳ができるということは、自分の命を守ったり、また、時として人の命を助けることにもなります。

また、近年は、健康づくりの観点から、プールを利用する人もふえています。この健康づくりのセンターとして、高砂のスポーツクラブすくもに通う人も多くあります。

しかし、健康増進を願って、連続して通う人にとっては、多くの利用料金が必要となる悩みがあります。

そこで、市民の健康増進の一助として、利用料の一部助成を検討してみてもはどうだろう。このことによって、健康な市民がふえ、病院へ通う医療費が減少するならば、効果は大きいと思われれます。

なお、宿毛市としても、小筑紫小学校の児童の水泳教室に利用させてもらっている、ゆかりの施設でもあります。

このプールの利用の仕方については、多くのメニューがありますが、一例を挙げると、大人が毎日使えるプールフリーは、月額6,300円と、年会費3,300円が必要と聞いております。

また、1日だけ利用の場合は、1人1,000円となっております。

この場合、市町村共済組合の組合員は、半額の補助制度はあるようであります。このように、他の組織でも、補助制度をつくっております。こうしたことから、宿毛におかれましても、温水プール利用について、助成ができないか、市長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

健康増進のためにも、温水プールの利用を促進させるべきではないか。そのためにも、利用しやすくするために、利用料の助成を検討できないか、このような御質問であるかと思いますが、議員が述べられましたように、水中で行う運動は、浮力や水圧等の効果により、健康増進の手段として有効だと言われており、効果が期待できるとは考えますが、プールでの運動に限らず、ウォーキングやラジオ体操など、さまざまな運動でも健康増進に効果があると言われております。

そういったさまざまな運動がある中で、特定の施設利用者に対してのみ、助成を行うという方法ではなく、どの運動に対しても、それぞれ一長一短がありますので、無理なく、個人個人に合った運動を見つけていただき、継続して実施していただけるように、市内各種団体とも連携を図りながら、情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 御答弁いただきましたが、若干、つけ足します。

どのスポーツでも同じだということではありますが、そういう言い方をすれば、全てのこういったものに対する助成は成り立たなくなります。

プールについては、それぞれ、かなり体重の重い人でも、非常に運動がしやすいとか、プールでなければできない、いろんな面もあるわけ

です。

このプールにつきましては、私の知るところでは、前市長が中心になって建設したと聞いております。前市長とは、この議会でも、かなりの論戦をいたしました。こういう健康に役立つものについては、前市長がつくったものでも、私は大いに活用して、利用できるようにしたいという思いから、質問しているわけでございます。

ぜひとも、前市長がつくった施設ではありますが、施設に対する補助をしてくれと言っているわけではございません。施設を利用する市民に対して、その何割かを、市民への補助ということでやっていただきたいので、問題はないかと思いますが、この面も含めて、再度、御答弁を願います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

浅木議員の再質問ございましたけれども、若干、このことについての、もう一つの根拠等について、説明をさせていただきたいというふうに思っております。

国民健康保険の健康保持と、運動習慣の定着化の取り組みの一環として、平成21年度から22年度には、国保税に滞納がない国民健康保険被保険者の方を対象に、健康保持を目的とした運動施設利用助成事業を実施しました。

市内の運動施設2カ所、これは四国スポーツ企画と、トレーニングセンターすくもでございますが、これを利用する際の利用料半額を助成することで、運動習慣の定着化に取り組みましたが、その中で、温水プールの利用者は、平成21年度は14人、平成22年度は20名と少なく、利用実績が伸びませんでした。

事業の検証をもとに、現在は平成24年度より年5回、宿毛探検元気ウオークラリーを開催しております。毎回、40人から50人程度の

参加があり、市民の方への健康に対する意識の向上、運動習慣の定着化につながっていると思っております。

このような、かつての事業を継承する中で、そういうことから、先ほどの答弁に至ったものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 私も利用したいと思いつつ、利用はようしてないのですが、ほかの市民の方から、そういうことはできないかという形で、相談があったので、議会で取り上げさせていただいたわけです。

ぜひ、きょうのことをきっかけにして、今後とも考えていただきたいと思えます。

次に、大きな3番目の宿毛小学校の建設について、質問いたします。

この問題につきましては、昨日の宮本議員、そしてきょうもそれぞれ、先ほども寺田議員がかなり話をしましたので、私が通告していたもののうち、大分、わかった部分がありますので、それは省いて、主要なことについてのみお聞きいたします。

寺田議員の発言と、若干、かぶりますが、私は、高台、何とかならんもんかと。特に、これからの子供のことを、50年、60年使う施設のことを考え、そしてまた、宿毛市民の被災時の1次避難所、2次避難所として使える、そういった面からも、求めてきたわけです。

また、あそこへそういう施設ができることによって、萩原地区も道が広がり、そして、ある一定、整備されていくと。消防等、防災対策もよくなるという面で、何とかあそこへしたかったわけですが、これまで報告いただいたとおりの状況になっております。

寺田議員と同じことになりますが、どうしてもだめだという人に対して、三顧の礼を尽くし

て、何回でも相談に行って、相手の話も聞いて、理解をいただくということにはならんのか、再度お聞きします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

宮本議員、そして寺田議員にもお答えをいたしましたけれども、とにかくその関係の方に頼み込んで、何度も何度も頭を下げてでもして、何とかして、ならんだろうかということだと思うんですけども。

とにかく、その本質的なところに同意できないというところがございます。そして、もう一つは、非常に個人的な理由、これも我々がクリアできる状況ではないということもございます。

そして、また、今のこういう地権者の中でも、複数の方が、同じ内容ではないとは思いますが、賛同できてない、まだ土地の買収にもかかっていない段階で、既にそのような状況になってきておりますので、我々が、最初、想定していたのは、土地の買収等の中で、単価の面であるとか、いろいろ進める中に、予測できない事態がという想定は、私個人としては、そういうところに想定しておりましたけれども、さらにその前段で、計画すら立ててないというところがございますので、私は、今の宿毛小学校の現状の中から、とにかく早期に改築していくという必要性がある中で、そのように時間的な余裕はそんなにはないんじゃないかということで、即、現地に立てるということで、私は答弁をいたしておりませんが、きちっと順番を踏んで、多くの皆さんに合意いただける、もっともだという流れを造成する中で、この問題をきちっと解決していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、かなり、市長から

はもう諦めたような御発言もいただきましたが、きのう、宮本議員とのやりとりの中で、萩原はもとより、この間、調査したときに、3カ所あるということだったわけです。西のほうについては、余り遠いけん小学校はあそこまで持っていくわけにはいかんだろうという話もございましたが、私もそのとおりでと思います。

それで、私、気になるのは、もう一つの場所と言いつつ四季の丘については、どういうふうになったのか。3カ所あったうちのもう一つについてはどうなったのか、お聞きします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

候補地としては3カ所、あの当時、選定をいたしましたけれども、学校の適地としては、萩原の高台と小深浦の高台の造成、ここだということで進めてきた経緯がございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 調査はしたけど、適地ということにはならなかったという市長の御説明でしたので、非常に残念だと思うわけです。

なお、これからどう決めるかについては、先ほど、宮本議員に対しても、寺田議員に対しても、明確な答弁を、市長の今の立場でできないというふうなもの言い方でしたので、私が聞いても同じことになろうかと思っておりますので、あえて聞きません。

しかし、考えていただきたいのは、東日本大震災の前の工事であったとはいえ、小筑紫の小学校を、これまでの土地より、さらに低い波打ち際へ建設したことは、今日に至っても悔いの残るものであります。

新聞報道でも、宿毛の小学校で浸水地にある小学校ということで、今でも新築したばかりの小筑紫小学校も、その中に入って、浸水小学校の中に入っているわけでありまして。

もし、まちの中へ建ったとしたら、今度建っても、浸水地の小学校ということになってくるので、やはり、今後、どういうふうにして浸水しない状態のところ建っていくのか、それも含めて考えていただきたい、このように思います。

なお、私も高台へ建てることになれば、木材の利用等、こういった宿毛の産業発展にもつながるといことで、期待をしていたわけですが、それは非常に困難だという感じも受けているところでございます。

この問題につきまして、この項目につきまして、教育長にもお聞きしようということで準備しておりましたが、萩原の土地を確保するために、教育長はどうするかということをお聞きしようかと思いましたが、もう同じ内容だと思っておりますので、通告はしておりましたが、質問は取りやめます。

以上で、この宿毛小学校の建設問題についての質問は終わります。

次に移ります。

就学援助制度について、お聞きします。

まず、1番目に、準要保護の認定基準についてであります。

義務教育はこれを無償とすると規定している憲法26条から見ると、学校での必要経費まで、保護者から徴収することには大きな問題があります。

就学援助制度は、本来ならば、全ての子供に適用し、義務教育費無償を実現すべきであります。ところが、政府が、子供の家庭の収入状況によって線引きをしているため、制度の適用を受けられない家庭が生じています。

しかし、少しでも憲法の本旨に沿うように努力している自治体では、少しでも多くの住民が、制度の適用を受けることができるように取り組んでいます。

例えば、高知市では、生活保護基準の130%までの収入の家庭を、就学援助の対象としております。これは、生活保護家庭が住宅扶助があり、医療費や国保料が無料となっていることを換算すれば、基準額の130%ないし140%になるからであります。

そうしたことから、次の点をお聞きします。

宿毛市においても、高知市並みに生活保護基準の130%にする時期を迎えているといえますので、引き上げの検討を求めるものであります。

このことについて、教育長の答弁を求めます。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

宿毛市も基準額の130%以上にすべきではないかとのことでございますが、本市におきまして、準要保護世帯の認定基準につきましては、平成21年12月議会、並びに平成22年の6月議会、また昨年9月議会において、同一趣旨の御質問をいただいております、その答弁をいたしたとおり、本市の厳しい財政状況の中では、現在におきまして、基準について、見直しの取り組みの予定はしておらないところでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 私は、他の市町村でやっている、こういったことも含めて、ぜひ宿毛の市民にも、高知市民と同じような恩恵が被れるように、やっていただきたいということで、何回も取り上げているわけでございます。

残念ながら、宿毛においては、高知市並みの保護基準130%にする考えはないということです。非常な宿毛市民は、残念な立場に置かれていると思うわけでございます。

次に、今年度の就学援助を認定する収入基準は、昨年の生活保護基準額、切り下げ前の基準

で認定しているかどうか、このことについてお聞きします。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

宿毛市におきましては、例年どおり、当該年度の生活保護基準での認定作業を行っております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 御答弁をいただきましたが、今の教育長の言葉の言い回しでは、わかりにくかったわけですが、ずばり切り下げ前の基準でやっているか、それとも切り下げ後の基準でやっているか、どちらなのか、明らかにしていただきたい。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 切り下げ後の基準でございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） これにつきましても、いろいろな生活保護基準の切り下げが、いろいろなものに波及してくるということから、各自治体では、切り下げ前の基準を適用して、生活保護基準ですね、それを適用して運営している。就学援助だけじゃなしに、ほかの部分についても、そういうふうな努力をしているところですが、このことについては、切り下げ後を適用しないようにということで、昨年の質問で、私は求めたわけですが、残念ながら、私の求めるとおりにならなかったということです。

今後、他の市町村の動向も見て、やはりほかが就学援助について、以前の基準額でやっているのに、宿毛はなかなか厳しいなという状況にならないように、ぜひ、よそと見比べて、今後、検討していただきたい、このように考えます。

次に、今、お話のありました基準切り下げ後

を適用したことによって、昨年度対象者で、就学援助をもらえていた家庭で、同一収入の人が、外れた生徒があるかどうか、このことについてお聞きします。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 就学援助の申請者の中から、申請に添付されている所得証明書などにより確認したところ、世帯数の増減があった世帯等を除き、同一所得、もしくは前年以下の所得により、就学援助を否認された世帯はございません。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 切り下げを適用しても、そのことによって、対象を外された人はなかったということなので、実害はなかったというふうに判断いたします。

次に、要保護基準の、準要保護の認定方法について、お尋ねします。

昨年も、この議会で民生委員の助言については、昔はそういうふうにはやっておったが、法が変わって、民生委員の助言は必要ないということになったので、外してもらいたい。そういう、また、民生委員に一々相談するのもつらいという人もおるので、そういうふうに民生委員の助言を外すように求めてあったわけですが、現在はどうなっているか、このことについてお聞きします。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

就学援助申請時における民生委員以外の証明について、お答えをいたします。

昨年9月議会で答弁をさせていただきましたとおり、民生委員の証明について検討した結果、今年度より、民生委員の証明を不要とさせていただきますが、それにかわる新たな証明については、要求しておりません。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、答弁をいただきましたが、これまで議論を積み重ねてきたように、民生委員の助言を外していただいたということは、これは非常に大きな前進だと思います。

就学援助でなくても、民生委員の証明を、民生委員のところへ行きたくないからということで遠慮しておった人については、そういう心配がなく、就学援助の申請ができるということになるかと思うわけです。

次に、3番目に、文部科学省が追加した3品目の給付について、お聞きします。

これも、昨年の議会質問をしたときに、検討すると答弁をいただいておりますが、その検討結果をお聞きします。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

文部科学省は、就学援助費に追加をしましたクラブ活動費、それから生徒会費、小学校では児童会費とありますが、それからPTA会費につきましては、市長部局と検討してまいった結果、生徒会費及びPTA会費については、浅木議員が御指摘をいただきましたように、今年度より就学援助費に追加をしております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 3項目のうち2項目、生徒会費、PTA会費については、今年度から該当するようにしたということですが、政府のほうから示されたクラブ活動費も払いなさいというふうになっておったわけですが、これ、国のほうの基準は、今年ちょっと上がりまして、小学校で2,710円、中学校で2万9,600円ということになっているわけですが、これをのけたのはなぜか、ぜひこれも入れて、親の負担を少なくしてほしいと思ったわけですが、

これをのけた理由についてお聞きします。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

クラブ活動費が除外された理由についてでございますが、クラブ活動費については、学校によってクラブ加入にばらつきがございますし、県内、ほかの市町村の状況や、宿毛市の財政状況などから、導入を見送っております。

しかしながら、修学旅行費などにおいては、実費の全額負担を行うなど、他の市町村より手厚い援助を行っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、クラブ活動費を給付対象から外したという理由について言われましたが、まだ、他の市町村でやってないところもあるということですが、政府のほうからは、これもやるべきだという、これは全国的に、そういうふうにおろされているわけでございますので、ぜひとも、これはやれる方向で、今後も考えていただきたい、このように思います。

なお、先ほどもちょっと触れましたが、今年度、これは恐らく消費税との関係かもわかりませんが、これの、それぞれの単価が上がっております。

例えば、先ほど言いました生徒会費について、小学校の基準が、去年は4,440円でしたが、今年度は5,300円になっております。これ、文部省のほうの新しい、今年度の基準で支払うようにしているか、それとも、去年の基準で支払うようにしているか、このことについてお聞きします。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

それぞれ新しい基準で支給をさせていただいております、生徒会費につきましては、一人

当たりの年間上限額は、小学校で4,570円、中学校では5,450円となっております。

PTA会費につきましては、一人当たりの年間の上限額が、小学校が3,380円、中学校が4,190円となっております。

これらの金額につきましては、毎年、若干の変動はございますが、全て国の基準に合わせた金額となっております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、今年度の新基準で払うようにしているということですが、私の手元の資料とは、ちょっと食い違いますが、そのことは教育委員会に任せておきたいと思います。

先ほど、説明いただきました中で、修学旅行の、準要保護者の修学旅行の費用について、全額出しているということ、必要経費を全額出しているということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 議員のおっしゃるとおりのことでございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） その修学旅行費については、国の基準が、中学校で5万7,290円、小学校で2万1,190円となっておりますが、これは、この基準を超えても、全額払っているということですので、これは非常に素晴らしいことだと思います。これからもこの制度は続けていただきたい、このようにお願いをさせていただきます。

最後に、この項の最後に、制度の利用促進についてお尋ねします。

基準収入以下の家庭が、気兼ねなく申請できるように、どのような取り組みをしているかをお聞きします。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

就学援助制度の周知方法についてでございますが、昨年の9月議会でも、同一の御質問をいただいております、重複する答弁となると思っておりますが、御容赦願いたいと思っております。

在校生のいる世帯につきましては、毎年、2月中旬に教育委員会から学校を通じまして、全児童・生徒の保護者に向けて、制度の説明や、申し込み方法を記載した就学援助制度のお知らせを、文書で配布をしております。

それによりまして、就学援助を希望する保護者に対しまして、学校で書類をお渡しをしております、学校を通じて、教育委員会に申請をいただいております。

また、新入学の児童・生徒につきましては、入学通知書に合わせて、先ほど申し上げましたように、就学援助制度のお知らせを送付しております。

さらに、4月の入学期に入りまして、再度、就学援助制度のお知らせを、学校を通じて行っております、保護者への周知漏れがないように、教育委員会としましても、その取り扱いには取り組んでおります、保護者が気兼ねなく申請できるような体制になっていると考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、周知方法についての説明もいただきましたが、非常に、昨今、暮らしが厳しい中ですので、少しでもそういう支援を欲しいと思っている家庭も多いわけですので、これからも引き続き、該当する全ての人は、就学援助を受けれるように、御努力願いたいと思っております。

以上をもちまして、就学援助についての質問は終わります。

最後に、5番目の児童・生徒の安全対策につ

いて、お聞きします。

この児童・生徒の安全対策につきましては、きのうも不審者の対策について、お話もありましたが、私は、今回は学校の設備関係等についての質問をいたします。

まず、学校設備の点検と改修についてであります。

全国の学校では、学校の設備の不備、あるいは管理不十分で、子供が傷害を負い、また命を失うことも報道されています。

宿毛市においても、こうした事故を起こさないよう、日ごろから細かな配慮、危険箇所の早期対策が必要であります。

学校職員による日常点検はもとより、ときには教育委員会として一斉点検をして、破損箇所等があれば、すぐ修理するべきであり、学校からの修理要望には、事故が起きないうちに、早期に対応できているかどうか、このことについてお尋ねします。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

議員が御指摘のように、学校の管理不十分による事故については、全国的にも相次いで発生しているところであります、こういった事故が起こるたびに、私としましても、心を痛めると同時に、宿毛市では、決して起こしてはならないと、そういうふうを考えているところでございます。

このことにつきましては、議員からも御指摘のあったように、基本的には、普段、施設を利用して、一番身近で接している、学校現場における点検を実施すべきであるというふうを考えており、そういった点検をもとに、学校現場から上がってきた改修要望を、教育委員会として、危険度や緊急度を判断をしまして、改修を実施しているところであります。

しかしながら、予算の関係がございまして、

中には、直ちに改修が困難な場合もありますので、そういった場合には、例えば学校で、その区域を立入禁止にするとか、学校現場において、緊急的な措置を講ずることによりまして、事故が発生しないように努めているところでございます。

また、教育委員会におきましても、点検をすべきではないかとの御指摘がありました。議員御承知のように、教育委員会には、建築士等、知識や技術にたけた職員がおりませんので、学校現場職員以上の点検が実施できる状況にはありませんけれども、今後において、市長部局に働きかけをしまして、建築士等に点検を要請する等、点検方法についても、検討してまいりたいと考えております。

また、学校訪問も実施してございますので、常々、各学校の状況把握には努めてまいります。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 前向きの答弁をありがとうございました。

予算の都合もあるという言葉もありましたが、私も9年前に、ちょうど9月議会のときに足をなくしてしまいましたので、大きなことは言えんわけですが、営林署の職員時代には、危ないところはすぐ直せということで、ずっと危ないところは、さっさと直す手配をしていた。そういう立場から見て、学校のことについても、大金、大きな修理費用が要るものについては、それは簡単にいかんと思いますが、ささいなものについては、早急な対応、こういったことについて、今後とも取り組んでいただきたい、このように思います。

次に、自転車通学の安全対策について、お聞きします。

近年、自転車による事故が多くなり、年間約60万件の交通事故のうち、2割は自転車がか

かわる事故となっております。

運転者も、年間約500人が命を落としています。中でも、歩行者に危害を加える事故件数は、2000年ごろと比べ、1.5倍になっており、これには子供が犯した事故も含まれています。

昨年12月初めから、改正道路法が施行され、進行方向左側の路側帯通行が義務づけられ、罰則も強化されるなど、自転車運転者には以前よりも厳しくなっています。

また、小学生が起こした自転車事故で重体になった被害者に、裁判所が9,500万円もの賠償を言い渡す判決が出るなど、自転車事故の賠償も高額になりつつあります。

子供の命が失われたり、高額賠償で家庭が悲惨になるなど、子供の幸せが脅かされる自転車事故を、何としても防止する必要があります。

当市においても、無灯火や飛び出しなど、事故に直結する自転車乗りを見かけますが、大事故が発生しないうちに、マナーの向上を図る必要があります。

こうしたことから、宿毛市教育委員会として、子供たちの事故防止のために、自転車の安全な乗り方や、ルールをどう徹底させているかについて、教育長にお尋ねします。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

児童・生徒への自転車通学における乗り方などの徹底についてですけれども、無灯火の防止であるとか、ヘルメットの装着、自転車通学を許可する各学校におきまして、適切に指導されておりますが、なお一層、安全対策には努めてまいります。

議員の御指摘をいただきました裁判事例なんかも、校長会のたびに、各学校に提示をいたしまして、校長先生方にも、くれぐれも自転車の事故について、注意を申し上げているところで

ございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 先ほど述べましたように、家庭を含めて悲惨なことになるので、そういった面、さらに取り組んでいただきたい。

なお、この自転車事故に対する賠償額がふえた関係で、自転車保険の加入者が一気にふえたというようなニュースも見たことがあるわけですが、やはりそういった面も含めて、自転車の事故防止、これに、特に子供の事故防止については、発生させないような取り組みをお願いいたします。

続いて、落雷被害対策についてお尋ねします。

落雷による被害は、全国で年間60件以上発生し、約200人前後の人が死傷しています。この中には、学校行事中に、児童や生徒が落雷を受ける事故が、毎年発生しています。

今年は、特に天候不順の日が多く、例年以上に落雷が多発しています。

先月も、愛知県で野球の練習試合をしていた高校生が、落雷により意識不明の重体となる事故が発生しました。

学校行事中の落雷事故については、平成8年7月、土佐高の生徒がサッカーの試合中に遭った事故において、平成20年、最高裁での差し戻し審判において、高松高裁が学校と試合の主催者の責任を明確にした判決を下しました。

この判決では、落雷事故発生の危険性が迫っていることを知ることは可能で、注意義務を怠ったと指摘し、指導者や主催者に対し、落雷事故発生を予見する知識を持つことと、被害を回避する責任を求めたものでした。

この判決に先立つ最高裁の差し戻し判決を受け、平成18年には、日本サッカー協会が、落雷の予兆があれば、選手を避難させる等の落雷事故防止対策を決定しています。

これは、スポーツ以外の他の行事でも同じことですが、この対策ができていないために、今年も愛知県のような事故が発生したわけでございます。

こうした情勢にかんがみ、当市の教育委員会といたしましても、どのように落雷事故防止対策をしているのかお聞きいたします。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 落雷についての御質問に、お答えをいたします。

議員御指摘のように、今年度、愛知県におきまして、野球の練習中に悲惨な事故が起こったということにつきましては、御承知のことと拝察をいたします。

宿毛市教育委員会としましては、特にマニュアルを作成することは考えてはおりませんが、各学校を通じて、学校体育や、部活指導者などに向けまして、落雷の危険性の再確認や、天候の急変時などにおける計画の変更や中止、児童・生徒の避難など、適切な措置を講ずるよう指導しております。

事故が起こってからでは遅いですので、そういう点につきましても、十分、配慮を促すように、先ほど申し上げましたように、校長会等でも注意を喚起しているところでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、お話ありましたように、こういう落雷の危険性について、教師、指導者に徹底していくことが、非常に大事かと思われま。

それとあわせて、早目に、雷雲が近づくことを知るという面で、最近、雷警報器、こういったものが開発されております。

これによって、非常に助かったという例もあるわけです。

例えば、春野のプールで水泳行事をやっている

るときに、その警報器が鳴ったので、中断したと。まだ中断した時点では青空があつて、何でやめるのよという意見もあったようですが、警報器が鳴ったきにやめた、いうて中断していたら、すぐに雷が来た。

また、雷が遠ざかったことも、この機械で確認できるようです。

そういったことが、非常に役に立つのではないかと思いますので、屋外行事を、こういう危険なときに、雷の発生しそうなときに、屋外行事をする場合には、これを持って行けるように、教育委員会としても、今後、備えつけを考えていただきたい。

なお、同じように、中学校のサッカーでも、最近、試合中断を、警報器のアラームで察知して難を逃れたということをお聞きしております。

こういった面で、こういった警報器、非常に有効だと思いますので、設置するべきではないかと思いますが、教育長のお考えをお聞きします。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 御指摘のように、雷の警報器については、私も聞いたことはありますが、実際に、目にしたことはございません。

教育委員会といたしましても、研究を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、AEDが普及しましたが、あれもつい最近のことです。

これと同じように、やはり人の命を救う、こういった開発された機械については、注目して、予算は必要かもわかりませんが、命にはかえられんということから、ぜひ前向きに考えていただきたい。

また、先ほど、先生に対する雷対策を言いましたが、子供たち同士で遊ぶ場合もあるので、

子供に対しても、子供がわかるような内容で、ぜひこういったものを、学校教育のどこか一部に入れて、教えていただきたい、このように思います。

御存じのように、雷は校庭、野原、田畑、河原、海岸、海上、山頂、こういった周囲に高いものがない、平らなところで、人間だけがそこへ立っていた場合に落ちやすいという特徴があるわけです。

こういった面から、やはりこういう危険性のあるところでの避難の仕方、こういったものを、十分、知っておく必要があるのではないかと思います。

私も営林署におりました。営林署にいながら、残念ながら営林署の職員が大雨のときに、大木のそばにおつて、事故に遭うたというようなつらい経験もあります。

これは、この間もありましたが、やはりこういった、寄らば大樹の陰といいますが、そういうものではないと。木の幹から、目測で4メートル離れる、それから、クローネ、樹間ですね、こういった枝の端から2メートル離れたこのあたりへしゃがんでおる、これが一番安全な方法だというようなことも、文献には載っております。

このように、いろいろな本を見れば、今はそういう知識を持てるわけですので、子供を預かる先生、教育委員会は、ぜひ配慮してもらいたい。

朝、元気に家を出た子供を、夕方、元気に帰宅させる、これが学校の一つの役割でもあります。他人の子供を預かる学校の、最も大きな任務であります。

勉強、それ自体は大変大事ではありますが、元気な笑顔で、子供はきょうも帰れる、そういったふうな面で、子供の災害をなくするように、今後とも取り組んでいただくようお願いを申し

上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（今城誠司君） これにて一般質問を終
結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時35分 散会

平成26年
第3回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第9日（平成26年9月10日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第29号まで

----- . . . ----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第29号まで

----- . . . ----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 高 倉 真 弓 君	2番 山 上 庄 一 君
3番 山 戸 寛 君	4番 今 城 誠 司 君
5番 岡 崎 利 久 君	6番 野々下 昌 文 君
7番 松 浦 英 夫 君	8番 浅 木 敏 君
9番 中 平 富 宏 君	10番 浦 尻 和 伸 君
11番 寺 田 公 一 君	12番 宮 本 有 二 君
13番 濱 田 陸 紀 君	14番 西 郷 典 生 君

----- . . . ----- . . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . . ----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長 朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長兼調査係長 松 本 政 代 君
議事係 長 柏 木 景 太 君

----- . . . ----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長 沖 本 年 男 君
副 市 長 安 澤 伸 一 君
企 画 課 長 出 口 君 男 君
総 務 課 長 山 下 哲 郎 君
危機管理課長 楠 目 健 一 君
市 民 課 長 立 田 ゆ か 君
税 務 課 長 岩 本 昌 彦 君

会計管理者兼 会計課長	滝本節君
保健介護課長	児島厚臣君
環境課長	佐藤恵介君
人権推進課長	杉本裕二郎君
産業振興課長	黒田厚君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	岡崎匡介君
都市建設課長	川島義之君
福祉事務所長	河原敏郎君
水道課長	金増信幸君
教育長	立田壽行君
教育委員会 委員長	増田全英君
教育次長兼 学校教育課長	沢田清隆君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	桑原一君
千寿園長	山岡敏樹君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員 会事務局長	河原志加子君
総務課主監	藤田隆男君

-----・-----・-----

午前10時00分 開議

○議長（今城誠司君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長から報告いたします。

本日までにご依頼1件を受理いたしました。よって、お手元に配付してあります依頼文書表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

今期定例会に提案されております議案第15号につきましては、内容に一部誤りがありました。よって、市長より正誤表が提出されておりますので、お手元に配付いたしました。

日程第1「議案第1号から議案第29号まで」の29議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 皆さん、おはようございます。

私が質疑を行いますのは、議案第14号別冊、平成26年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

早速、議案第14号別冊、15ページ。第2款第1項9目開発推進費、19節負担金補助及び交付金407万7,000円、中村・宿毛線鉄道施設バリアフリー化事業負担金、どのようにバリアフリー化するのか、事業内容についてお示し願いたいと思います。

次に、同じく議案第14号別冊、20ページ。第3款第2項5目保育所建設費、地方債の減額分3,000万円が、国県支出金へ置き変った内訳について、お示しを願いたいと思います。

続いて、議案第14号別冊、27ページ。第6款第2項4目林道費、15節工事請負費、1,003万8,000円、治山流末水路取付工事費の工事内容について、お示しを願いたいと思います。

次に、議案第14号別冊、28ページ。第7款第1項2目商工業振興費、19節負担金補助及び交付金、378万8,000円、真丁商店街アーケード撤去等事業費補助金、また本町商店街街路灯改修事業費補助金の、それぞれ事業目的と財源割合について、お示しを願いたいと思います。

これは、新規事業調査表に示されておりますが、市民の皆様に改めて知っていただく意味で、再度、詳しくお願いをしたいと思います。

次に、議案第14号別冊、同じく28ページ。第7款第1項3目同和地区共同作業場施設整備事業費、15節の工事請負費、基礎大型共同作業場休憩室等改修工事費78万1,000円の工事内容と、施設の使用状況についてお示しを願いたいと思います。

続いて、議案第14号別冊、31ページ。第8款第4項3目公園費、15節工事請負費3,001万円の工事内容について、お示しを願いたいと思います。

次に、議案第14号別冊、32ページ。第8款第6項1目住家防災対策費、15節工事請負費600万円の、場所と工事内容について、お示しを願いたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（今城誠司君） 企画課長。

○企画課長（出口君男君） 企画課長、6番議員の質疑にお答え申し上げます。

議案第14号別冊、平成26年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）、15ページ。第2款総務費、第1項総務管理費、9目開発推進費、19節負担金補助及び交付金、中村・宿毛線鉄道施設バリアフリー化事業負担金407万7,000円の場所及びその事業内容ということで御質問いただきました。

土佐くろしお鉄道の中村・宿毛線におきましては、特急列車の停車いたします駅につきまし

ては、佐賀駅を除きまして、これまでバリアフリー化は行っております。

ただ、佐賀駅につきましては、駅舎からホームのほうへ渡るためには、跨線橋を通るしか方法がなかったということで、これまで障害者の皆様、あるいは高齢者の皆様に、大変御不自由をおかけをいたしておりました。

平成25年度におきまして、中村・宿毛線運営協議会のほうで、このバリアフリー化について、進めていくべきではないかという議論になりまして、検討しておりましたところ、本年の7月に国庫補助のほうが充当できるということが確定をいたしましたので、今回、補正をさせていただくものでございます。

内容につきましては、佐賀駅舎のほうからホームのほうにスロープを、両サイドに設置をして、その安全対策のために、両サイドに遮断機を設置するというので、事業費あるいは将来的なランニングコストを勘案する中で、今回はスロープ設置によるバリアフリー化ということになっております。

全体事業費につきましては、3,700万円でございます。このうち国庫補助金が3分の1、残りの2,466万7,000円のうち、高知県が2分の1、それから関係7市町村、これは四万十町も含めますけれども、7市町村で2,466万7,000円の2分の1だということで、宿毛市の負担割合に応じて、今回、407万7,000円の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原敏郎君） 福祉事務所長、野々下議員の質疑にお答えいたします。

議案第14号別冊、平成26年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）、ページ20ページ。第3款民生費、第2項児童福祉費、5目保育所

建設費の財源構成についてでございます。

小筑紫保育園につきましては、建設計画の段階から、災害時の避難所機能を兼ねる施設となるため、太陽光発電などの整備もあわせて実施するかどうかの検討を重ねてきましたが、建設費には有利な補助事業等がなく、また太陽光パネルや蓄電池の耐久性や、取りかえ工事費の発生など、将来に発生する維持管理費との兼ね合いから、現段階では、太陽光発電の設備工事費は、契約金額に含まれておりませんでした。

しかし、国から「がんばる地域交付金」が交付されることに伴い、実施する事業のうち、太陽光発電の設置工事費が、この交付金で実施可能となったことから、小筑紫保育園について、太陽光パネル及び蓄電池の整備を追加で実施しようとするもので、追加工事費については、概算で3,000万円の見積金額により、追加工事費を全額、「がんばる地域交付金」で充当するものです。

なお、追加工事を実施した場合でも、当初予算と落札金額の差額であります7,650万8,000円が予算計上されていることから、今回、追加工事分の補正予算は計上せず、財源構成のみとしております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 土木課長。

○土木課長（岡崎匡介君） 土木課長、野々下議員の質疑にお答えいたします。

議案第14号別冊、平成26年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）、ページ27ページ。第6款農林水産業費、第2項林業費、4目林道費、15節工事請負費、1,003万8,000円。治山流末水路取り付け工事の内容についてでございます。

本年度、高知県幡多林業事務所が、山北と小筑紫と福良で治山事業を実施しておりまして、この治山事業につきましては、山林保全を目的

としていることから、事業区域が山林区域に限定されているため、排水路整備が途中で途切れることとなります。

整備予定区域より下流の排水路は、従前の断面であるため、断面が小さくて、大雨の際には氾濫する危険性が高いため、県の事業と合わせて、今回、予算計上させていただいております。

山北地区につきましては、流末水路として4.6メートル、福良地区につきましては、4.5.1メートルの施工を予定しております。

続きまして、ページ32ページ、第8款土木費、第6項砂防費、1目住家防災対策費、15節600万円、がけ崩れ住家防災対策工事費の内容についてでございますが、場所は、今回、押ノ川を予定しております、工事内容といたしましては、土留め擁壁を予定しております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山戸達朗君） おはようございます。商工観光課長、6番、野々下議員の質疑にお答えしたいと思います。

議案第14号別冊、平成26年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）、28ページです。

第7款商工費、第1項商工費、2目商工業振興費、19節負担金補助及び交付金、378万8,000円の補正内容について、御説明いたします。なるべく市民の皆さんにわかりやすいようにということです、少し詳しく御説明したいと思います。

今回、補正をいたします真丁商店街アーケード撤去等事業費補助金については、真丁商店街振興組合が、昭和52年に設置いたしましたアーケード施設の解体撤去及びその後に街路灯を設置する事業に対して、補助を行うものです。

当該アーケードは、支柱部分の腐食等が目立ち始めるなど、その老朽化は著しく、大規模災害などに耐えられるかどうか疑問であったこと

から、真丁組合が総会にて撤去等を決定いたしました。

実施主体は真丁商店街振興組合となります。

現在、組合より、国の補助事業であります平成25年度補正、商店街まちづくり事業に申請を行いまして、採択をいただき、総事業費3,510万円のうち、消費税を除いた額であります3,250万円が補助対象として、その3分の2である2,166万7,000円の補助が予定されております。

また、県の補助事業も導入することとし、高知県商店街施設地震対策推進事業費補助金へも、申請を行う予定であります。総事業費の9分の1であります361万1,000円の補助を見込んでおります。

残る9分の2のうちの9分の1を、県と同額である361万1,000円を、今回、市補助金として補助しようとするものであります。残る9分の1に、全体の消費税額を加えた621万2,000円が、真丁商店街振興組合の自己負担額となる予定です。

この事業によって、37年ぶりに、太陽が降り注ぎ、青空が見える、そんな商店街としてよみがえってきます。担当課といたしましても、多くの方々が訪れ、再びにぎわいが戻ることを期待したいと思っております。

次に、同じく本町商店街街路灯改修事業費補助金ですが、財団法人日本宝くじ協会が実施する、平成17年度魅力ある商店街づくり助成事業により設置されました50基の街路灯について、水銀灯のLED化及び耐震診断に対して、今回、補助を行うものであります。

当該街路灯は、水銀灯が2基つり下げたようになっておりますが、南海トラフ地震等大規模災害においては、倒壊の際に上部の水銀灯部分の落下、破損により、水銀の拡散等が懸念されるということで、本町商店街振興組合の総会に

て、LED化を決定いたしました。

実施主体は、本町商店街振興組合であります。

真丁商店街と同じように、国の補助事業であります平成25年度補正、商店街まちづくり事業を組合として申請を行い、総事業費が171万5,000円のうち、消費税を除いた額の158万8,000円の3分の2であります105万9,000円の補助を予定しております。

また、これも県も補助事業であります高知県商店街施設地震対策推進事業費補助金を導入いたしまして、耐震診断を実施することで、総事業費の9分の1であります17万7,000円の県補助を見込んでおります。

残る9分の2のうちの9分の1、17万7,000円を、今回、市補助金として補助しようとしております。残る9分の1に、全体の消費税額を加えた30万4,000円が、本町商店街振興組合の自己負担額となります。

この事業によりまして、夜間の商店街がさらにLED化によって明るくなってくることから、通行する方々の安心安全が図られるものと期待しております。

続きまして、議案第14号別冊の28ページ、第7款商工費、第1項商工費、3目同和地区共同作業場施設整備事業費、15節工事請負費の貝礎大型共同作業場休憩室等改修工事費78万1,000円の増額補正について、御説明いたします。

今回、補正をいたします貝礎大型共同作業所休憩室等改修工事は、現在、四万十メリヤスが賃貸者契約を結び、使用している貝礎の大型共同作業所の休憩室について、毎日、従業員が食事等に使用していますが、長年の使用により、畳等の汚損がひどく、早急に対応が必要であると判断し、改修工事を行うものであります。

現状の畳張りから、耐久性のあるフローリング仕様に改修いたします。

また、休憩室及びトイレには、網戸等が設置されていないため、虫が入ったり、夏場は非常に暑いなど不便を来していることから、網戸等の取りつけと、あわせて台風により破損したトイレの臭突の修繕も実施したいと思っております。

また、現在の使用状況について、説明してということですが、四万十メリヤスと賃貸借契約を結んでおりますが、平成22年1月から、四万十メリヤスが操業しております。

使用料については、月額12万円ということですが、昨今の厳しい経済状況の中で、特に縫製業についても、非常に厳しいということでの減額申請がありまして、2分の1であります6万円に、毎月なっております。

現在、従業員は16名雇用されておりまして、そのうち約8名が外国人の方というふうに向っております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 都市建設課長。

○都市建設課長（川島義之君） 都市建設課長、6番、野々下議員の質疑にお答えします。

議案第14号別冊、平成26年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）、31ページ。

第8款土木費、第4項都市計画費、3目公園費、15節工事請負費、公園施設整備工事費3,001万円について、説明します。

これにつきましては、宿毛市総合運動公園内の南側の部分に、防災広場の機能を持った多目的な運動施設を新たに施工するもので、面積約1.5ヘクタールを予定しております。

なお、9月4日に実施業務を発注しております。詳細は委託業務の中で決定をします。

委託期間は11月末ですが、積算業務を併行して進め、早期に発注をしたいと考え、今回、補正するものです。

以上です。

○議長（今城誠司君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 各担当課長、本当に詳しい御説明、ありがとうございました。

2点ほど再質問をさせていただきます。

商店街アーケードの撤去事業補助金についてありますが、大変、撤去後、明るい、すばらしい商店街になるということですが、この撤去後、今まで行われていた日曜市の方たちや、また乗り入れ規制が行われてたと思うんですが、それはどうなるのか。

その後、今、路面、道路がカラー舗装されたわけですが、今、非常に汚くなっていますが、路面のカラー舗装等、今後どうするのかについて、まず1点。

そして、住家防災の、がけ崩れ住家防災事業の採択基準について、もう一度、お示しを願いたいと思います。

これ、たくさん住家防災、出ていると思いますが。それと、今、出ている申請件数も一緒をお願いします。

○議長（今城誠司君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山戸達朗君） 商工観光課長、6番、野々下議員の再質疑にお答えいたします。

1点目として、日曜市等の状況ですが、現在、幡多信用金庫の前に1件、それから米屋旅館の前で1件、個人の方が市として利用されておることとあります。

それから、その方2名とも、引き続き、アーケードがなくなった場合でも、その場所で続けていきたいというような希望があるようで、真丁組合としても、それを認めておることとを伺っております。

2点目として、交通規制の関係ですが、人通りが、以前、規制等があったわけですが、人通りが少なくなってきたことで、三、四年前に組合の理事長と役員の方々が警察等と協議した結果、平成23年2月7日から、地元から

の要請によって、通常通りの市道としての取り扱いに規制がない状態に、現在、なっておりますというふうにお聞きしております。

それから、カラー舗装等のやり直しはないかということですが、今回の事業では、補助対象として、舗装のやり直しをする予定とはなっていません。

具体的に、真丁等の組合のほうから、市のほうに、今後、要望があれば、その段階で検討していかなくてはならないと思っております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 土木課長。

○土木課長（岡崎匡介君） 土木課長、野々下議員の再質疑にお答えをいたします。

議案第14号別冊、平成26年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）、ページ32ページ。

第8款土木費、第6項砂防費、1目住家防災対策費の採択等の要件についてを御説明いたします。

がけ崩れ住家防災対策事業は、高知県の補助事業でございます。住家、人が住んでいる家に対して、その背後地にある山、のり面等でございますが、人の手が入っていない、人が加工していない斜面でありまして、その斜面の高さが5メートル以上、斜面の勾配が30度以上、斜面と家屋の距離が、斜面の高さの2倍以内の基準を満たしている箇所、なおかつ個人の方の負担金の支払いに応じられるものが対象となっております。

事業の実施順位につきましては、要望を受け、先ほど説明いたしました基準を満たしていただきます箇所ごとに、湧水状況、水の湧き出る状況であったりとか、斜面に対する亀裂の規模、斜面の高さ等、12項目について、点数化をいたしまして、合計点数の高い箇所から高知県に要望しておりまして、要望を受けた順番で実施しているわけではございません。

現在も8件の要望がございまして、そのうち、本年度1件につきましては、発注準備中でございます。

今回、予算計上しております箇所1件を除きますと、残り6件が、今現在、残っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 大変詳しい答弁をありがとうございました。

以上で私の質疑を終わります。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） おはようございます。7番、松浦でございます。本議会に提案されました議案について、質疑を行いたいと思います。

先ほど、野々下議員がいろいろと、多方面にわたって質疑をされておりますので、述べられた部分について、私なりに質疑をいたしたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

まず、今回、質疑する内容については、議案第14号別冊の平成26年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）、並びに議案第24号、宿毛市特別養護老人ホームの設置、及び管理に関する条例の制定についてであります。

まず、初めは、ページ26ページ、第6款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、8節並びに9節、13節に及びます、農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業に係る予算についてでございます。

報償費、旅費、委託料合わせて463万8,000円が計上をされております。

この事業については、新規の事業でありまして、事業調査表にも説明をされております。この説明書の中にありますように、本年から2カ年で実施をされようとしておりますけれども、なお詳しく事業内容、そしてまた2年度にわた

る事業の内容等について、御説明をお願いいたします。

次は、ページ30ページ、第8款土木費、第2項道路橋りょう費、4目地方道整備事業費、13節委託料及び22節補償補填及び賠償金、工事損失補償積算業務委託料17万9,000円、並びに事業損失補償費として100万円が計上されております。

この、それぞれの場所について、説明を求めますとともに、どのような損失を与えたのか。そしてまた、その原因についてはどこにあったのか、この説明をお願いいたしたいと思います。

ページ32ページ、先ほど、野々下議員もがけ崩れで住家防災対策工事費について、質問をされ、残り6件が申請をされておるといことでありますけれども、この予算の内訳について、若干、御説明をお願いします。

1目住家防災対策費の財源内訳について、御説明をお願いします。

と申しますのは、ページ8ページに、第11款分担金及び負担金、第1項分担金、2目土木費分担金として、90万円が歳入となっております、次の10ページ、これは14款県支出金、第2項県補助金、7目土木費県補助金として300万円が、住家対策事業費として歳入となっておりますけれども、この中で、32ページを見ますと、国、県支出金がマイナス290万、先ほどの分担金の90万円については、財源内訳のその他であるわけですけれども、県支出金が300万円の歳入がありながら、この290万円が減額になるということについて、御説明をお願いします。

次は、議案書のページ70ページ。議案第24号、宿毛市特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の制定について、2点ほど質疑をさせてもらいたいと思いますが。

今、指定管理者にしようとするべく、この条

例の改正でありますけれども、御案内のとおり、現在は、宿毛市直営で利用者にサービスの提供をされております。

そこで、この指定管理者になることによって、定員も90名と、短期入所も行うというようなことを含めながら、サービス内容を、私としては現状とかわらないものかなという思いがいたしますけれども、市民の中から届くのは、指定管理者になることによって、サービスが低下するんじゃないかな。どういうふうになるのか、疑問に思う方からもお電話いただきましたので、今後の指定管理者になることよってのサービスの関係、よろしく願います。

それと、第8条の中で、指定管理者がホームの管理を行う期間は5年以内とする。ただし、再指定は妨げないという部分があるわけですが、現時点で、この5年間という、初年度をいつごろに予定をしておるのか、御説明を求めます。

以上です。

○議長（今城誠司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（黒田 厚君） 産業振興課長、7番松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第14号別冊、平成26年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）、26ページ。第6款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、8節報償費、農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進協議会報償費7万2,000円。同じく9節旅費、普通旅費、40万6,000円。同じく13節委託料、農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業委託料、416万円の合計463万8,000円につきまして、御説明させていただきます。

本事業につきましては、農山漁村に再生可能エネルギーの導入を図ることによって、そのメリットを地域に還元して、農山漁村の活性化を図ることを目的とした事業になっております。

再生可能エネルギーを活用した地域の活性化には、売電収入を地域に循環させる、つまり農林業者とか、団体が、みずから発電事業に取り組むと、そういったことが地域における所得の向上に一層の効果があり、農山漁村の活性化に大きく貢献することとなりますが、再生可能エネルギー発電所に必要なノウハウが十分でないことなどから、固定価格の買い取り制度導入後も、なかなか参入する例が、全国的には少ないと、そういった現状となっております。

そうしたことから、本事業におきましては、事業構想から運転開始に至るまでの必要な取り組みを支援し、農地等の利用調整を適切に行いながら、地域の活性化と、再生可能エネルギーの導入を図ることとしております。

今回、本市が実施する事業につきましては、農業分野での太陽光発電事業の導入を検討することにしておりまして、市内の荒廃農地における発電に適した農地の調査、モデル発電事業者の選定と、発電事業計画の策定、あわせて本年5月1日に施行されました農山漁村再生可能エネルギー法に基づき、再エネ発電による農山漁村の活性化に関する方針、再エネ発電設備の整備を促進する区域などを定めた本市の基本計画を策定することとしております。

事業実施に当たっては、農業者や農業団体、市、学識経験者などによる協議会を設置して、進めることとしておりまして、そのため、本議会におきまして、8節報償費、農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進協議会報償費、委員旅費として、9節の旅費、また、荒廃農地における太陽光発電の適地調査や、モデル発電場の選定、発電事業計画事業報告書などの作成などの委託料として、13節委託料、農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業委託料の補正をお願いするものです。

なお、本事業におきましては、農林水産省の

公募事業のほうに採択された事業になっておりまして、本年度と来年度の2カ年で事業を実施する予定となっております。

なお、財源につきましては、全額国費となっております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 土木課長。

○土木課長（岡崎利久君） 土木課長、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第14号別冊、平成26年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）、ページ30ページ。第8款土木費、第2項道路橋りょう費、4目地方道整備事業費、13節委託料17万9,000円、並びに22節補償補填及び賠償金100万円についての質問でございます。

まず、場所につきましては、13節委託料につきましては、宇須々木地区の橋りょう工事に伴って、工事損失の積算を行うための委託でございまして、22節補償補填及び賠償金につきましては、大島中央線の工事に伴った部分での補償額の計上となっております。

この道路改良と工事実施に当たりましては、大型の重機の移動とか、岩盤等の破碎機械なんかを使用する工事の場合に、工事場所に近接する家屋等に対しまして、影響の可能性がある場合については、事前に家主さんのほうに御相談させていただいて、工事着手前に、まず家屋とか構造物の調査をさせていただきます。

その後、工事完了後、家屋への影響を測定いたしまして、影響がある場合には、工事着手前の状態にするための補償費の算定を行います。

今回、13節につきましては、まさに橋りょう工事が完了いたしましたので、今後、影響のあった部分に対しての調査を行うための費用でございまして、22節におきましては、この作業が終わって、補償額が確定をいたしましたため、補償額として計上いたしております。

原因というのは、その現場ごとにいろいろ違いますが、地盤の固さであったりとか、機械の使用の頻度とかによって、建物の壁にすき間ができたとか、それから、犬走り等にひびがいたりとか、その状況はさまざまでございますので、今の変化の変異のあった部分について、建築士のほうで補償積算をして、こういった計上並びに積算をするものでございます。

続きまして、ページ32ページ、第8款土木費、第6項砂防費、1目住家防災対策費、これの財源についてでございます。

今回、ここに計上しております国県の支出金290万円の減額についてでございますが、当初予算におきまして、がんばる地域交付金という事業を適用するため、590万円を予算として計上いたしておりました。

がんばる地域交付金につきましては、年度内事業の完了が確約されないと適用できないということで、今回、こういった住家防災で、がけ崩れの対策工事につきましては、現段階で年度内完了はまだ確定でないということで、取り下げをしまして、県補助金をいただくこととして、今回、県補助金が、10ページの第14款県支出金、第2項県補助金、7目土木費県補助金300万円に置き変わったため、もともとの予算590万円から290万円を減額することで、県補助金として300万円残すような形の処理をしたものでございます。

もう1ページ戻っていただきまして、ページ8ページ、第11款分担金及び負担金、第1項分担金、2目土木費分担金、2節砂防費分担金90万円につきましては、先ほど、野々下議員で御説明差し上げました、がけ崩れ住家防災対策工事費600万円の個人負担である15%をかけたものが、こちらの90万円として計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 千寿園長。

○千寿園長（山岡敏樹君） おはようございます。千寿園長、7番、松浦議員の質疑にお答えします。

議案第24号、ページ70ページ、宿毛市特別養護老人ホーム設置及び管理に関する条例の制定について、松浦議員のほうからは、2点の質問でありました。

1点目、サービスの内容について、指定管理になってどうなるのか、サービスの低下はないのか。

2点目として、指定管理はいつごろから開始するのかという2点であります。

まず、1点目のサービスの内容についてですが、今、先ほど松浦議員のほうからも指摘ありましたように、現在、本入所で80人、それから短期入所で10人、合計90人の定員でサービスを提供しております。

サービスの内容については、指定管理になっても変わりありません。また、サービスの低下はないのかということについてですが、今の市内で、民間の事業所で頑張っておられるところもありますので、そういったところを考えますと、指定管理になっても、サービスの維持はできるものと考えております。

また、2点目の指定管理はいつごろから始めるのかということですが、今までの議会の中で、市長のほうもお答えしましたように、平成29年度から開始をして、5年ですので、平成29年度から33年度の5年間と、今回はなります。

以上です。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 1点、再質疑をさせていただきますが、この議案第24号に関する部分ですが、今、サービスについては、指定管理者の制度を導入しても、サービス内容を低

下させることはない。そして、29年度からをめぐり、予定をされているということでありましたけれども、この事業所を指定管理にする場合には、一定、申請手続を得ながら、仕様書をもとにしながら、申請を受け、そこで選考をしていくということだろうと思っておりますけれども、この事業所、市内でも何カ所かありますし、あるわけですが、この事業所の対象を、市内の関連業者を対象にするのか、また昨日の入札に関する部分があったわけですが、業者が少ない場合には、市外も対象にするというようなこともありますが、そこらあたり、この業者の対象をどのように絞っておるのか、お答え願います。

○議長（今城誠司君） 千寿園長。

○千寿園長（山岡敏樹君） 松浦議員の再質疑にお答えいたします。

応募資格についてですが、今、予定しているのは、県内で老人福祉法に規定されている老人福祉施設の運営、または介護保険法に規定されている介護保険事業の実績のある社会福祉法人ということにしております。県内の社会福祉法人ということにしております。

以上です。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 29年度からということで、現時点でどうかという部分がないわけですが、市内にも、そういう面で立派にサービスを提供されておる業者がございますので、そこらあたりも十分考慮した中で、検討をしていただきたいというふうに思います。

これは質問ではないわけですが、千寿園、御案内のとおり、介護認定4から5というふうに、重度の利用者が、ほぼ中心でございます。そういう面で、健康管理に関する観点からも、医療機関との連携いいですか、そこらあたりが大変重要になってくると思っておりますし、必要

不可欠なことであろうと思いますので、この選定に当たっては、ただ老人福祉法とかいう分じやなしに、医療機関との関係も重視をしていただければというふうに思います。

そしてまた、市長に要請をしておきますけれども、新たな指定管理者制度を導入するというところで、一定、当該の職員組合とも合意はなされた上であろうというふうに思いますけれども、まだまだ完全に詰み切れてない部分もあろうかと思しますので、職員組合との関係については、真摯な気持ちで、誠心誠意向き合って、交渉しながら取り組んでいただきたいということを申し上げておきたいというふうに思います。

私のほうは、以上で質疑を終わります。

○議長（今城誠司君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております「議案第1号から議案第29号まで」の29議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、9月11日及び9月12日並びに9月16日、9月17日は休会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、9月11日及び9月12日並びに9月16日、17日は休会することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

9月11日から9月17日までの7日間は休会し、9月18日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時56分 散会

請 願 文 書 表

平成26年第3回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	紹介議員	付託委員会
第 5 号	平成 26. 9. 8	宿毛小学校の速やかな改築 に関する請願について	宿毛市 山本 博司 外17人	山上庄一 松浦英夫 濱田陸紀	総務文教

上記のとおり付託いたします。

平成26年9月10日

宿毛市議会議長 今 城 誠 司

議案付託表

平成26年第3回定例会

付託委員会	議案番号	件名
予算決算 常任委員会 (21件)	議案第 1号	平成25年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について
	議案第 2号	平成25年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 3号	平成25年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 4号	平成25年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 5号	平成25年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 6号	平成25年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 7号	平成25年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 8号	平成25年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 9号	平成25年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第10号	平成25年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第11号	平成25年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第12号	平成25年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第13号	平成25年度宿毛市水道事業会計決算認定について
	議案第14号	平成26年度宿毛市一般会計補正予算について
	議案第15号	平成26年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について
	議案第16号	平成26年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について
	議案第17号	平成26年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について
	議案第18号	平成26年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
	議案第19号	平成26年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について
	議案第20号	平成26年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について
	議案第21号	平成26年度宿毛市水道事業会計補正予算について

<p>総務文教 常任委員会 (5 件)</p>	<p>議案第 2 5 号 議案第 2 6 号 議案第 2 7 号 議案第 2 8 号 議案第 2 9 号</p>	<p>財産の処分について 宿毛市土地開発公社の解散について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について</p>
<p>産業厚生 常任委員会 (3 件)</p>	<p>議案第 2 2 号 議案第 2 3 号 議案第 2 4 号</p>	<p>宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について 宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の制定について 宿毛市立特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の制定について</p>

平成26年
第3回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第17日（平成26年9月18日 木曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第29号まで

（議案第14号から議案第29号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第2 請願第5号及び陳情第22号

第3 委員会調査について

第4 意見書案第1号から意見書案第4号まで

意見書案第1号 慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書について

意見書案第2号 地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡大及び「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書について

意見書案第3号 消費税の税率再引き上げに反対する意見書について

意見書案第4号 憲法解釈変更による集团的自衛権行使容認の閣議決定撤回を求める意見書について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第29号まで

日程第2 請願第5号及び陳情第22号

日程第3 委員会調査について

日程第4 意見書案第1号から意見書案第4号まで

意見書案第1号 慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書について

意見書案第2号 地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡大及び「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書について

意見書案第3号 消費税の税率再引き上げに反対する意見書について

意見書案第4号 憲法解釈変更による集团的自衛権行使容認の閣議決定撤回を求める意見書について

日程追加 今城誠司君の議員辞職の件

日程追加 議長の選挙

日程追加 会議録署名議員の追加指名について

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 高倉真弓君

2番 山上庄一君

3番	山戸	寛	君	4番	今城	誠	司	君
5番	岡崎	利久	君	6番	野々下	昌	文	君
7番	松浦	英夫	君	8番	浅木		敏	君
9番	中平	富宏	君	10番	浦尻	和	伸	君
11番	寺田	公一	君	12番	宮本	有	二	君
13番	濱田	陸紀	君	14番	西郷	典	生	君

----- . . ----- . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長	朝比奈	淳	司	君
次長兼庶務係長兼調査係長	松本	政	代	君
議事係長	柏木	景	太	君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市長	沖本	年	男	君
副市長	安澤	伸	一	君
企画課長	出口	君	男	君
総務課長	山下	哲	郎	君
危機管理課長	楠目	健	一	君
市民課長	立田	ゆ	か	君
税務課長	岩本	昌	彦	君
会計管理者兼 会計課長	滝本		節	君
保健介護課長	児島	厚	臣	君
環境課長	佐藤	恵	介	君
人権推進課長	杉本	裕	二	郎
産業振興課長	黒田		厚	君
商工観光課長	山戸	達	朗	君
土木課長	岡崎	匡	介	君
都市建設課長	川島	義	之	君
福祉事務所長	河原	敏	郎	君
水道課長	金増	信	幸	君
教育長	立田	壽	行	君
教育次長兼 学校教育課長	沢田	清	隆	君

生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	桑原 一 君
千寿園長	山岡 敏 樹 君
農業委員会 事務局長	岩田 明 仁 君
選挙管理委員 会事務局長	河原 志加子 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（今城誠司君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第29号まで」の29議案を一括議題といたします。

これより「議案第14号から議案第29号まで」の16議案について委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（松浦英夫君） 予算決算常任委員長。本委員会に付託された議案第14号から議案第21号までの8議案について、審査の概要と結果を御報告いたします。

議案の審査に当たっては、効率的な審議を行うため、本委員会を二つの分科会に分けて、9月11日と9月12日の2日間にわたり、審議を行いました。

その後、9月17日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議結果の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託された議案8件につきましては、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以下、分科会における主な審査概要について、御報告いたします。

まず、第1分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第14号別冊、平成26年度宿毛市一般会計補正予算、第2款総務費、第1項総務管理費、8目電算管理費、13節委託料、社会保障・税番号制度システム整備委託料2、710万5,000円と、同じく第2款総務費、第1項総務管理費、8目電算管理費、19節負担金補助及び交付金、中間サーバー・プラットフォーム利用負担金98万1,000円についてであります。

本予算は、平成28年1月から利用が開始される社会保障・税番号制度、マイナンバー制度導入に際し、事前にシステムの整備が必要となるため、補正予算を計上しているものであり、委員からは、社会保障・税番号制度システム整備委託料と、中間サーバー・プラットフォーム利用負担金は、10分の10の補助率となっているが、見積額が上限額を上回っている。これは、1社見積であるためではないかとの質問がありました。

執行部からは、県が各市町村分をまとめているが、どの市町村も見積額が上限額を上回っており、本市が委託している高知電子計算センターだけでなく、他社においても大きく上回っていると聞いている。このことについては、全国知事会や市長会のほうからも、余りにも算定基準が低過ぎるのではないかという意見があり、国にも要望等を行っているとのことであるが、現時点においては改正されていない。

国からシステム整備に必要な、明確な仕様書等が出ていないため、現時点で想定できるシステム整備の仕様により、高知電子計算センターの見積もりから予算計上をしている。

国から変更があれば、補正対応となる可能性がある。国から示されている改修の期限は、今年度末までである。

これと附随して、中間サーバー・プラットフォーム利用負担金についても、マイナンバー制度導入に伴い、大阪、東京の2カ所に設置する。

西日本側が大阪の中間サーバー、東日本側が東京の中間サーバーを使用し、連携している。これについては、各市町村が負担することとなっている。

この委託料と負担金については、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として994万7,000円の国庫補助金がある。

内訳として、団体内統合宛名システムと、地

方税のシステムであり、この二つについては、10分の10の補助率となっているが、宛名システムは、上限は170万円であるが、実際の見積額は1,527万8,000円であり、約10倍近い額となっている。

また、地方税務システムについても、上限額は480万円であるが、見積額は528万1,000円となっている。実際のところ、10分の10の補助率ではあるが、市町村からの持ち出しが多くなっているとの回答がありました。

次に、第2分科会主査により、次のような審査概要の報告がありました。

議案第14号別冊、平成26年度宿毛市一般会計補正予算、第8款土木費、第1項土木管理費、1目土木総務費、19節負担金補助及び交付金、県道中村宿毛線整備促進期成同盟会会費10万円についてであります。

本件は、黒潮町下田ノ口から、四万十市、三原村、宿毛市を通り、大月町弘見に至る延長約40キロで計画されている県道中村宿毛線の整備促進を目指し、本年7月に関係市町村で結成された期成同盟会の年会費であります。

委員からは、県道中村宿毛線は、海岸沿いの国道321号線が、災害等により寸断されたときの代替道路として、特に大月町からの要望が強い道路と聞いている。早期完成のために、宿毛市の協力が必要との声も聞くが、宿毛市内の道路整備の状況はどうなっているのか、との質問がありました。

執行部からは、宿毛市内では、葛籠地区、石原地区を通過するが、予定地には筆界未定の土地が多い。これは、大月町と三原村が国土調査が完了しているのに対し、宿毛市側には国土調査が入っていないことが理由であるが、この土地の問題のために、宿毛市内の事業化が進んでいない。整備の前段として、国土調査による地図混乱地域の解消が必要であるとの答弁がありま

した。

委員からは、大月町や三原村からは、宿毛市がやる気を出さないと、事業が前に進まないという厳しい意見も聞く。災害時の代替道路として、住民の命や財産を守るために必要であるので、ぜひ進めてもらいたいとの意見がありました。

以上で、本委員会に付託されました8議案について、審査結果の報告を終わります。

○議長（今城誠司君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（寺田公一君） 総務文教常任委員長。

総務文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託されました議案は、議案第25号から29号までの5議案でございます。

議案第25号は、財産の処分についてであります。

本案は、ポツダム宣言の受託に伴い発する命令に関する件に基づく、町内会、部落会、またはその連合会等に関する解散、就職、その他の行為の制限に関する政令により、本市に帰属した財産のうち、当該政令施行前から、引き続き自治会等が管理している宿毛市小筑紫町湊字池ノ丸170番ほか7筆を、湊地区に無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第26号は、宿毛市土地開発公社の解散についてであります。

本案は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、設立された宿毛市土地開発公社の懸案事項となっていた長期保有土地の引き取りが、本年度完了することに伴い、土地開発公社の役目も終了したと判断し、去る7月28日に、宿毛市土地開発公社理事会において、解散する旨の決定となったため、公有地の拡大の推進に関

する法律第22条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第27号及び議案第28号、並びに議案第29号の3議案は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてであります。

この3議案は、沖の島辺地の診療施設、山北辺地の道路、栄喜辺地の簡易水道施設の整備を実施するに当たり、辺地対策事業債の申請を行うため、本計画を策定する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、5議案につきましては、担当課から詳しく説明を聞く中で、慎重に審査をした結果、いずれも原案を適当と認め、全会一致で可決するものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案5件についての報告を終わります。

○議長（今城誠司君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（野々下昌文君） 産業厚生常任委員長。

本委員会に付託されました議案3件についての審査結果を御報告いたします。

議案第22号、宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

議案第23号、宿毛市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての2議案は、平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法等に基づき、平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度が本格施行するに当たって、保育や教育に関する施設の運営基準や、認可基準について、国の基準を踏まえて、実施主体となっている市町村が条例で定めることになっているため、新たに関係条例を制定しようとするものです。

議案第24号は、宿毛市立特別養護老人ホー

ムの設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

内容につきましては、特別養護老人ホーム千寿園について、今後、指定管理者が運営できるように、条例を全部改正しようとするものです。

執行部より、平成29年4月からの指定管理開始を目指し、今年度中に指定管理者を決定するという説明があり、委員からは、指定管理者の決定から開始までの期間が2年間もある理由について、質問がありました。

執行部からは、職員の移行等をスムーズに行うために、長期間の移行期間を設けている、との回答がありました。

次に、委員からは、正職員の場合は、希望すれば市役所の一般事務に移行できるということだが、臨時職員の場合はどうなるのかという質問があり、執行部からは、基本的に、雇用の継続を希望する臨時職員については、指定管理者に対しても、継続を要望していくが、最終的には指定管理者の判断になる、との回答がありました。

以上、3議案につきましては、担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（今城誠司君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第14号から議案第21号まで及び議案第25号から議案第29号まで」の

13議案について、討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(今城誠司君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第14号から議案第21号まで及び議案第25号から議案第29号まで」の13議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(今城誠司君) 全員起立であります。

よって「議案第14号から議案第21号まで及び議案第25号から議案第29号まで」の13議案は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第22号から議案第24号まで」の3議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(今城誠司君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第22号から議案第24号まで」の3議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(今城誠司君) 起立多数であります。

よって「議案第22号から議案第24号まで」の3議案は、原案のとおり可決されました。

「議案第1号から議案第13号まで」の13議案については、予算決算常任委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すことに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(今城誠司君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すことに決しました。

日程第2「請願第5号及び陳情第22号」の2件を一括議題といたします。

これより「陳情第22号」について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長(野々下昌文君) 産業厚生常任委員長。

本委員会に付託されました陳情第22号の審査結果を御報告いたします。

陳情第22号は、地域林業・地域振興の確立に向けた山村振興法の延長と、施策拡充及び森林・林業基本計画の推進にかかわる意見書の提出についてであります。

本陳情につきましては、陳情者から取り下げたい旨の報告があり、本委員会といたしましては、全会一致をもちまして承認することに決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情についての報告を終わります。

○議長(今城誠司君) 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(今城誠司君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、陳情第22号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（今城誠司君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

陳情第22号については、お手元に配付いたしました「審査報告書」のとおりであります。

本件は、「審査報告書」のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

請願第5号については、総務文教常任委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

これより、「請願第5号」を採決いたします。

本件については、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すことに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（今城誠司君） 起立多数であります。

よって、本件については、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すことに決しました。

日程第3、「委員会調査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中

の継続調査に付することに決しました。

日程第4、意見書案第1号「慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書について」、意見書案第2号「地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充及び「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書について」、意見書案第3号「消費税の税率再引き上げに反対する意見書について」、意見書案第4号「憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回を求める意見書について」、以上4件を一括議題といたします。

この際、意見書案第1号について、提案理由の説明を求めます。

5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 意見書案第1号について、提案理由の説明をいたします。

本案は、慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書であります。

参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や、歴史的、文化的、地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に、意味のある、新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考え、参議院選挙制度改革については、慎重に議論を進めることを要請するものであります。

そして、取り組むべきことは、選挙区の見直しによる数合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示した上で、選挙制度のあり方を議論すべきであり、1票の格差に過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について、根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うことであると考えます。

よって、国に対して、参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること、参議院の担うべき役割については、議論を行い、必要に応じて制度改革を行うことを求めるものであります。

よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（今城誠司君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、意見書案第1号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

意見書案第1号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

この際、意見書案第2号について、提案理由の説明を求めます。

8番、浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） おはようございます。

8番議員の浅木です。

提案した意見書案第2号について、提案理由

の説明を行います。

提案主体は、地域林業、地域振興に向けた山村振興法の延長と、施策拡充、及び森林林業基本計画の推進に係る意見書であります。

まず、提案に至る経緯については、去る8月19日付で、森林・林業、林産業活性化推進高知県議会議員連盟会長であり、高知県議会議長でもあります浜田英宏氏から、国会と政府に対し、森林・林業関係の意見書提出を求める要請書が、宿毛市議会と宿毛市林業活性化連盟会長宛に郵送されてきました。

要請内容は、地域林業・地域振興の確立に向けた山村振興法の延長と、施策の拡充に係る意見書と、森林林業基本計画の推進に係る二つの意見書でした。

協議の結果、二つの意見書は共通点が多いため、一つにまとめ、宿毛市林活議連として、意見書採択を發議させていただくことになりました。

採決を求める意見書文案は、お手元に配付させていただきましたとおりでありまして、趣旨は、山村振興法の期限が平成27年度末に到来するため、この法の延長を求めるものであり、あわせて森林・林業基本計画の推進については、国に対して、この基本計画の推進と平成27年度予算編成に際し、森林整備加速化、並びに林業再生基金事業の継続、森林による地域温暖化防止効果をさらに高める施策、民有林整備をより一層、推進させる施策、木材自給率を、50%以上達成するための諸施策、国の森林と林産業発注に当たっては、地域雇用の拡充のため、地元企業への優遇措置、森林整備が進まない奥山の森林整備開発、不在村地主の所有する森林等を、地方公共団体が買い入れる場合の全額国庫負担、国有林野事業は、公益重視の経営にし、民有林への指導やサポートなど、地域貢献ができる体制にすることなど、日本林業を再構築す

るために、来年度の予算措置を求めるものとなっています。

この意見書を求める内容の全てを、短時間で説明することはできませんが、意見書のどの部分をとっても、宿毛市の森林・林産業の諸問題と一致します。

森林育成と林産業が栄え、山村地域がにぎわっていたころには、宿毛市の人口も多く、町も活気がありました。再び山村で雇用の場が生まれ、多くの人々が山村でも生活できる宿毛市にするため、国に対して、林業設備の充実を求める意見書提出を提案させていただきました。

以上で、提案理由の説明は終わらせていただきますが、提案者といたしまして、皆様の適切な御決議をお願いいたします。

○議長（今城誠司君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、意見書案第2号について、討論に入ります。

討論はありますか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「意見書案第2号」は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

この際、意見書案第3号について、提案理由の説明を求めます。

7番、松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） おはようございます。

7番、松浦でございます。ただいまから、意見書案第3号について、提案理由の説明を行います。

意見書案第3号は、政府に対し、消費税の税率再引き上げに反対する意見書であります。賛同者5名をもって提案したものであります。

皆様御承知のとおり、消費税率が本年4月に、それまでの5%から8%へと増税されました。このことにより、生活必需品の価格をも直撃し、私たち市民の生活も大変苦しくなっています。

そして、これに引き続き、2015年10月から10%への再増税について、政府において、ことし中に判断されることになっています。

内閣府が発表した今年4月から6月期の国内総生産、いわゆるGDPは、年率換算で7.1%もの大幅減となっています。その主な要因としては、個人消費の増税前の駆け込み重要な反動減が想像をはるかに超え、年率換算で18.7%も大きく落ち込んだことによります。

これは、住宅投資や、企業の設備投資等が大幅な減となったためであります。

このように、消費税8%への増税が経済成長に急ブレーキをかけたことは明白であります。税率を引き上げなければ、国家財政の赤字が増大するとともに、予算も目減りし、社会保障費や医療費の増加につながるといわれますが、税率を引き上げることで、さらに景気が落ち込み、

低迷すればするほど、今以上に税収が目減りすることも十分に考えられ、元も子もなくなってしまい、ますます国民生活そのものに悪い影響を与えることになってしまいます。

我が高知県は、産業振興計画のもと、経済活性化への必死の努力を続けていますが、中小企業、低所得者の多い高知県経済は、消費税の増税によって、より深刻な影響をこうむっているのであります。

また、市民の暮らしの実態はどうでしょうか。物価高が続いている上に、実質賃金はここ十数カ月、連続してマイナスであります。消費税率8%でも、我慢の限界を超えております。こうした市民生活を考えれば、これ以上の痛みに耐えられない状況であります。

さきの経済指標の数字にも示されておりますが、我々市民の実生活において、これ以上、生活苦にあえぐ状況を回避されるべきであります。

消費税法附則第18条第3項により、経済状況によっては、施行の停止を含む所要の措置を講ずると、消費税増税中止が、選択肢として明記されております。

実態経済や市民生活を直視すれば、景気回復しているとはいえない状況にあります。

税率引き上げが景気低迷へと逆走し、税収の落ち込みが懸念される以上、消費税率の再引き上げができる環境にないと断じることができません。

以上の観点から、意見書案第3号「消費税の税率再引き上げに反対する意見書について」は、よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案の理由といたします。

○議長（今城誠司君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、意見書案第3号について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

8番、浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 8番議員の浅木です。ただいまから、意見書案第3号について、私も意見書提出に賛同する一人として、討論を行います。

この意見書案は、消費税の税率再引き上げに反対する意見書として、松浦議員が提案したものであります。

私は、次の点から、この意見書に賛同するものであります。

安倍内閣が4月に消費税を8%に引き上げたことによって、国民生活が大きな打撃を受けるとともに、日本経済の発展は大きく失速しました。9月8日に発表された経済指標では、4ないし5月期の国内総生産GDP改定値は、8月に発表された速報値よりもマイナス幅を広げています。消費税増税前の駆け込み需要の反動減だけでなく、国民の暮らしの悪化と、日本経済の低迷によるものであることが明らかであります。

安倍首相は、来年10月の消費税10%への引き上げを年内に判断するとしておりますが、現在の日本のどの面から見ても、引き上げを可とする要因はありません。

増税断念を直ちに発表すべきであります。

8日発表の改定値では、設備投資の落ち込みが最も多く、マイナス5.1%へと、悪化の一途をたどっています。

安倍首相は、企業が稼げば経済の好循環につながると強調していましたが、アベノミクスで大企業が空前の利益をあげる一方、4月の消費税増税や賃金抑制で、国民の生活はますます深刻化しています。

昨年度に大企業があげた経常利益は、約35兆円と過去最高を記録しましたが、利益の使い道でも最も多いのが内部留保の積み増しとなっています。

消費の動向にしても、大企業のもうけが労働者の賃金に回らず、年金等が切り下げられ、物価は引き上げられたため、総務省が行っている7月分の家計調査によると、家計の収入から、税や社会保険料を引いた可処分所得は、前年同期比で12カ月連続の減少となっています。

大企業はこれほどもうけておきながら、経団連は企業減税を政府に働きかけ、政治献金の再開をしようとしております。

今、政府がなすべき施策は、消費税の10%への引き上げではなく、税金は負担能力に応じてという応能負担の原則に立った税制改革を進めることでもあります。

アベノミクスで高利益、高収入を得ている企業や、人に負担を求めるべきであります。

また、膨らみ続けている大企業の内部留保の一部を賃金として労働者に還元し、国内の購買力を高めるべきであります。

また、自民党政権に戻って復活されている無用の八ッ場ダムなど、不要不急の大型開発の見直し、沖縄の辺野古等に見られる米軍のための軍事費など、無駄な支出を抑えれば、消費税を上げなくても、日本経済は順調に回復します。

以上の諸点から、私は、消費税の再引き上げ

は全く必要はないと考え、この意見書案に賛成する意思を表明するとともに、皆さんに御賛同を呼びかけ、討論を終わります。

○議長（今城誠司君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、意見書案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（今城誠司君） 起立少数であります。

よって、意見書案第3号は否決されました。

この際、意見書案第4号について、提案理由の説明を求めます。

8番、浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 3度目になりますが、8番議員の浅木です。

提案しております意見書案第4号について、提案理由の説明をさせていただきます。

提案の主体は、憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回を求める意見書であります。

意見書の文案は、皆様のお手元に配付されているとおりであり、これを読み上げるとともに、3点にわたって追加説明をさせていただきます。意見書案。

これまで、歴代の政府は、集団的自衛権とは自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利であり、憲法9条のもとで許されている自衛権の行使は、我が国を防衛するための必要最小限の範囲にとどめるもので、集団的自衛権行使は、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないとすべき

た。

しかし、安倍政権は、7月1日、歴代政権が禁じてきた集団的自衛権行使を、憲法解釈を変更して、これを容認する閣議決定をした。

憲法の基本理念が、一内閣の解釈変更によって大きく変わることは、憲法の最高法規制を軽視し、政府への国民の信頼、ひいては国際的な信用を失うことになる。

今、国際的に我が国に求められているのは、集団的自衛権を行使し、諸外国と戦争するのではなく、日本国憲法に基づき、世界に平和と安定の枠組みをつくる外交戦略である。

憲法の基本理念に係る集団的自衛権行使容認のような、憲法上の重大な変更を、一内閣の閣議決定のみで済ませることについては、改憲を求める立場の人々の中にも、異論と危惧の声が広がっている。

憲法によって、権力者の行動を制約するという立憲主義の立場は、守らなくてはならない。

このような重大な問題については、もっと国民的な議論を深め、しかるべき手続に基づき、国民の総意により決定すべきものである。

よって、政府の憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回するよう、強く求める。

以上が、意見書の文案ですが、さらに先ほど申しましたように、次の3点について、詳しく説明させていただきます。

まず、1点は、集団的自衛権とはどんなことかについてであります。

集団的自衛権とは、日本が攻撃されていなくても、海外へ行って戦争をすることであって、アメリカが起こす戦争に、自衛隊が戦闘地域まで行って軍事支援を行うことでもあります。

アメリカが2001年にアフガニスタン、2003年にはイラクへと侵略戦争を拡大する中で、当時の小泉内閣は、自衛隊派兵を強行しま

した。しかし、憲法9条によって、国の交戦権が否定されているため、派兵法の第2条で、武力行使をしてはならない。戦闘地域に行ってはならない、このことが明記されておりました。

だから、派兵された自衛隊員は、一人の戦死者も出さず、アフガンやイラク兵を戦死させることもなく、帰ってくることができました。

しかし、安倍内閣が行った集団的自衛権行使を容認する閣議決定では、非戦闘地域に限るという、従来の枠組みを廃止し、これまで戦闘地域とされてきた場所であっても、支援活動はできるとしました。

戦闘地域に派兵されたら、自衛隊員はどうなるか。NATO北大西洋条約機構の国々は、アフガン戦争に集団的自衛権を発動して、自国の軍隊を派兵しました。

NATOが決めた当初の活動内容は、弾薬輸送など後方支援ばかりでした。それでも戦闘地域での後方支援であったため、泥沼の戦争に巻き込まれ、米国以外のNATO軍の戦死者は1,035人に達しています。

安倍内閣の集団的自衛権容認に基づき、自衛隊員を戦闘地域に送り込み、軍事活動をさせると、多くの戦死者が出ます。アメリカの戦争のために、日本の若者の血を流させる、これが集団的自衛権行使であります。

2番目に、自衛隊が創設されたころ、憲法9条の戦力放棄に反するのではないかと批判に対して、日本政府は、外国が攻めてきたときに、我が国の国民を守るものだと言われ、専守防衛の言葉が広く使われるようになりました。

ところが、集団的自衛権は、自衛の措置の名をもって、海外での戦闘に乗り出すことでもあります。閣議決定では、日本に対する攻撃がなくても、日本の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある場合には、集団的自衛権が行使できるとしています。

それはどんな場合か。お母さんが赤ちゃんをだっこしている絵を持ち、安倍首相が、国会答弁で繰り返しているのは、紛争時に邦人輸送する米艦船の擁護であります。しかし、緊急時の邦人の避難や輸送は、あくまでも日本政府の責任で行われるべきです。

1997年の日米ガイドラインの協議の場で、日本側が米軍による邦人救出を要請しましたが、米側に断られ、日米両国政府は、自国の国民の退避はおのおのの責任で行うことが確認されています。

それに、アメリカの救出活動の特徴は、国籍による優先順位があることです。

1位がアメリカ国籍保持者、2位がアメリカ永住権保持者、3位がイギリス国民、4位がカナダ国民、5位がその他の国民で、日本人は最後のその他であり、なかなか運んでくれそうもありません。

3番目に、戦後日本のあり方を根底から覆し、失うものの大きさであります。安倍内閣の解釈改憲による集団的自衛権行使容認については、歴代内閣の要人や、法制局長官、さらにはこれまでの自民党の幹事長の要職にあった方々が、強く反対の意思表示をしています。それは、これまでの政治的経験で、解釈改憲による集団的自衛権行使によって失うものの大きさを知っているからであります。

第一に、日本の、若者の命と人生が失われる。

先ほど、アフガンやイラクでの自衛隊員に戦死者はなかったと言いましたが、派兵による犠牲者がなかったわけではありません。自衛隊員の宿営地にも迫撃砲やロケット弾が撃ち込まれ、緊張と恐怖の生活を強いられたために、精神に不調を来し、帰国後、40人の自衛隊員が自殺しております。

これが、非戦闘地域の後方支援ではなく、集団的自衛権に基づき、戦闘地域へ派兵されたら

どうなるでしょう。

米国では、イラクとアフガン戦争によって、多数の若者が戦死し、また200万人の帰還兵のうち、約60万人が心的外傷後ストレス障害、PTSDを発病し、年間8,000人も自殺しています。

集団的自衛権行使は、日本の若者の人生を奪ってしまいます。

第2に、日本が憲法9条とともに築いてきた国際的信頼が失われます。

第3には、日本社会から、人権と民主主義が失われます。集団的自衛権行使容認による外国で戦争をする国づくりは、国民を戦争に導入する体制と一体のものであります。

外国での戦争で、自衛隊員に多くの戦死者が出るようになれば、自衛隊員の激減が予想されます。そのためか、今年は例年以上に高校生に対する自衛隊入隊の働きかけが強まっています。

それでも、隊員が不足すると、徴兵制にもなりかねません。

また、集団的自衛権行使によって、世界各地で戦争を始めると、国家予算のうち軍事予算が膨大になります。年金や医療などの社会保障などの予算が大幅に削減され、憲法で保障された健康で文化的な生活をする権利が奪われます。

このように、集団的自衛権行使容認は、戦後69年かけて築き上げてきた国民の暮らしを根底から破壊するおそれが大であります。

以上、皆さんの御理解を得るために、説明が少々長くなってしまいましたが、みずからの暮らしと、子孫が平和で安心できる社会を持続するために、この意見書の決議に賢明な判断をされることを期待し、提案説明を終わります。

○議長（今城誠司君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(今城誠司君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(今城誠司君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、意見書案第4号について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

7番、松浦英夫君。

○7番(松浦英夫君) 意見書案第4号について、賛成の立場で討論を行いたいと思っております。

ただいま、提案者より本意見書についての提案理由の説明がございましたが、私も全く同感であります。

これまで、歴代の政府は、集団的自衛権とは日本国憲法第9条下において、許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため、必要最小限にとどまるべきものであり、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上、許されないとの見解を踏襲してきました。

皆さん、思い出してください。今の安倍内閣を見ていると、戦前のいつか来た道をひたすら走っているように見えてなりません。

平成18年9月に発足した第1次安倍内閣においては、防衛庁を防衛省へと昇格させ、また教育における憲法といわれる教育基本法の改悪を行ってきました。

最近では、昨年12月には、特定秘密保護法を強引に制定をいたしました。

このように、安倍首相は、これまでかつて見

られなかった、大変危険な方向へかじを切ろうとしています。

集団的自衛権行使容認については、平和憲法の改正、戦争のできる国づくりへの一里塚であるとの、大変厳しい危機感から、全国津々浦々からこれに反対をする声が湧きあがっておりますが、そうした国民の声には全く耳を傾けることなく、本年の7月1日、これまで歴代政権が憲法上、行使できないとしてきた集団的自衛権の行使について、憲法解釈を変更し、これを容認する閣議決定をしました。

日本国憲法が、平和憲法があったからこそ、今日まで日本が平和であり続け、戦争により日本人はもちろんのこと、他国の人たちの血を流してきていません。

今、国際的に我が国に求められているのは、集団的自衛権を行使し、諸外国と戦争するのではなく、日本国憲法に基づき、世界に平和と安定の枠組みをつくる外交戦略であります。

このように、集団的自衛権行使を容認することは、憲法の基本理念に係る重大な問題であり、しかも憲法の理念が一内閣の解釈変更で大きく変わることは、憲法の最高法規制を奪い、政府への国民の信頼、ひいては国際的な信頼を失うものになります。

憲法によって、権力者の行動を制約するという立憲主義の立場を変更すべきではありません。このような重大な問題については、もっと国民的な議論を深め、しかるべき手続に基づき、国民の総意により決定すべきものであると考えます。

以上のことから、政府による憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回するよう、強く求める本意見書を採択すべきものと考えております。

議員の皆さん、子や孫を戦場に送らないためにも、ぜひとも賛同を賜りますようお願い申し

上げまして、討論を終わります。

○議長（今城誠司君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、意見書案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（今城誠司君） 起立少数であります。

よって、意見書案第4号は否決されました。

お諮りいたします。

ただいま意見書案第1号及び意見書案第2号が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時14分 再開

○副議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、今城誠司君から、議員の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、今城誠司君の議員辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○副議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めま

す。

よって、この際、今城誠司君の議員辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

今城誠司君の議員辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、今城誠司君の退席を求めます。

（今城誠司君退席）

○副議長（岡崎利久君） まず、その辞職願を事務局長に朗読いたさせます。

事務局長。

○事務局長（朝比奈淳司君） 朗読いたします。

辞職願

私は、このたび、一身上の都合により、宿毛市議会議員を辞職したいので、地方自治法第26条の規定により許可されるようお願いいたします。

平成26年9月18日

宿毛市議会議員 今城誠司

宿毛市議会副議長 岡崎利久殿

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） お諮りいたします。

今城誠司君の議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○副議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、今城誠司君の議員の辞職を許可することに決しました。

ただいま、今城誠司君の議員辞職により、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○副議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、「議長の選挙」を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

これより、「議長の選挙」を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○副議長(岡崎利久君) ただいまの出席議員数は13人です。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○副議長(岡崎利久君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○副議長(岡崎利久君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○副議長(岡崎利久君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

事務局長。

○事務局長(朝比奈淳司君) 点呼をいたします。

高倉真弓君、山上庄一君、山戸 寛君、岡崎利久君、野々下昌文君、松浦英夫君、浅木 敏君、中平富宏君、浦尻和伸君、寺田公一君、宮本有二君、濱田陸紀君、西郷典生君。

○副議長(岡崎利久君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○副議長(岡崎利久君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長(岡崎利久君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により立会人に高倉真弓君及び山上庄一君を指名いたします。

よって、両君の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○副議長(岡崎利久君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

このうち

有効投票 13票

有効投票中

浦尻和伸君 12票

浅木 敏君 1票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、浦尻和伸君が議長に当選いたしました。

ただいま議長に当選されました浦尻和伸君が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

御承諾願えれば、御挨拶をお願いします。

○議長(浦尻和伸君) 議長に就任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

このたびの議長選挙におきまして、議員各位の御推挙により、本市議会の議長の重職につくことになりましたことは、まことに身に余る光栄であります。

衷心より感謝申し上げますとともに、その重責を痛感しているところでございます。

今さら申し上げるまでもなく、議長の職責を全うするには、議員各位の御指示と御協力が不可欠であることを十分承知をいたしております。

私は、誠意を尽くし、事に当たり、公正を旨とし、議会の円滑な運営を図り、市政の進展と地方自治の発展のために最善の努力をいたす所

存であります。

ここに、重ねて議員各位の一層の御支援と御協力をお願い申し上げ、簡単ですが、議長就任の挨拶といたします。(拍手)

○副議長(岡崎利久君) これにて議長の選挙は終わりました。

新議長と交代いたします。

浦尻議長、議長席にお着き願います。

○議長(浦尻和伸君) この際、暫時休憩いたします。

午前11時27分 休憩

午前11時40分 再開

○議長(浦尻和伸君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、議長より報告いたします。

議長の交代に伴い、私、浦尻和伸の所属常任委員会を、産業厚生常任委員会から総務文教常任委員会に変更いたします。

委員会条例第8条第1項の規定により、本日付をもって、私、浦尻和伸を総務文教常任委員に指名をいたします。

お諮りいたします。

会議録署名議員に指名されました私が議長に就任いたしましたので、この際、会議録署名議員の追加指名を日程に追加したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(浦尻和伸君) 御異議なしと認めます。

よって、この際、会議録署名議員の追加指名を日程に追加することに決しました。

会議録署名議員の追加指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、宮本有二君を指名いたします。

以上で、今期定例会の日程は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶の申し出がありますので、発言を許します。

市長。

○市長(沖本年男君) 閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

去る9月2日に開会いたしました今期定例会は、本日までの17日間、議員の皆様方におかれましては、連日、熱心に御審議をいただき、提案申し上げました29議案のうち、決算認定議案の13議案を除いて、いずれも原案のとおり御決定をいただき、まことにありがとうございます。

今議会を通じ、お寄せいただきました数々の貴重な御意見や御提言につきましては、今後、さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

今城前議長におかれましては、長年にわたり、宿毛市の行政に貢献していただき、感謝申し上げます。今後の活躍を御期待申し上げます。

浦尻新議長並びに議員の皆様におかれましては、今後とも引き続き、御指導、御協力を賜ますようお願い申し上げますとともに、どうか健康に御留意いただき、より一層の御活躍を御祈念申し上げます。閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長(浦尻和伸君) 以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、平成26年第3回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前11時44分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会旧議長 今城誠司

宿毛市議会副議長 岡崎利久

宿毛市議会新議長 浦尻和伸

議員 寺田公一

議員 宮本有二

平成26年9月17日

宿毛市議会議長 今 城 誠 司 殿

予算決算常任委員長 松 浦 英 夫

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第14号	平成26年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第15号	平成26年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第16号	平成26年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第17号	平成26年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第18号	平成26年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第19号	平成26年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第20号	平成26年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第21号	平成26年度宿毛市水道事業会計補正予算について	原案可決	適 当

平成26年9月11日

宿毛市議会議長 今 城 誠 司 殿

総務文教常任委員長 寺 田 公 一

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第25号	財産の処分について	原案可決	適当
議案第26号	宿毛市土地開発公社の解散について	原案可決	適当
議案第27号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適当
議案第28号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適当
議案第29号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適当

平成26年9月12日

宿毛市議会議長 今 城 誠 司 殿

産業厚生常任委員長 野々下 昌 文

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第22号	宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決	適当
議案第23号	宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決	適当
議案第24号	宿毛市立特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決	適当

平成26年9月12日

宿毛市議会議長 今 城 誠 司 殿

産業厚生常任委員長 野々下 昌文

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第22号	地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充及び「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書の提出について	取り下げ	

平成26年9月17日

宿毛市議会議長 今 城 誠 司 殿

予算決算常任委員長 松 浦 英 夫

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

受 理 番 号	事 件 名
議案第 1 号	平成25年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 2 号	平成25年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 3 号	平成25年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 4 号	平成25年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 5 号	平成25年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 6 号	平成25年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 7 号	平成25年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 8 号	平成25年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 9 号	平成25年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
議案第10号	平成25年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第11号	平成25年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第12号	平成25年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第13号	平成25年度宿毛市水道事業会計決算認定について

2 理 由 今後なお審査を要するため

平成26年9月11日

宿毛市議会議長 今 城 誠 司 殿

総務文教常任委員長 寺 田 公 一

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

受 理 番 号	事 件 名
請願第 5号	宿毛小学校の速やかな改築に関する請願について

2 理 由 今後なお審査を要するため

平成26年9月11日

宿毛市議会議長 今 城 誠 司 殿

総務文教常任委員長 寺 田 公 一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 総合計画の策定状況について
 - (2) 行政機構の状況について
 - (3) 財政の運営状況について
 - (4) 公有財産の管理状況について
 - (5) 市税等の徴収体制について
 - (6) 地域防災計画について
 - (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成26年9月12日

宿毛市議会議長 今 城 誠 司 殿

産業厚生常任委員長 野々下 昌 文

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成26年9月17日

宿毛市議会議長 今 城 誠 司 殿

議会運営委員長 中 平 富 宏

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 議会の運営に関する事項
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - (3) 議長の諮問に関する事項
 - (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見書案第1号

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成26年9月18日提出

提出者	宿毛市議会議員	岡崎利久
賛成者	宿毛市議会議員	寺田公一
〃	〃	中平富宏
〃	〃	浦尻和伸
〃	〃	西郷典生
〃	〃	宮本有二
〃	〃	野々下昌文

宿毛市議会議長 今城誠司 殿

説明 口頭

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所では違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることで余裕の議席をつくり、その分を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に加配をするという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考え。こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのこの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示した上で選挙制度のあり方を議論すべきである。一票の格差に過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うことであると考え。

よって、国におかれては、次の事項につき、特に御留意いただくよう要請する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月18日

高知県宿毛市議会議長 浦尻和伸

衆議院議長 殿

参 議 院 議 長 殿

意見書案第2号

地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充及び「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成26年9月18日提出

提出者	宿毛市議会議員	浅木	敏
賛成者	宿毛市議会議員	高倉	真弓
〃	〃	山上	庄一
〃	〃	山戸	寛
〃	〃	野々下	昌文
〃	〃	松浦	英夫
〃	〃	中平	富宏
〃	〃	浦尻	和伸
〃	〃	寺田	公一

宿毛市議会議長 今城 誠 司 殿

説明 口頭

地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充及び「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書

山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的に、昭和40年に山村振興の理念及び振興方策を盛り込んだ「山村振興法」が制定され、国の政策支援が行われてきました。

山村地域は、国土・自然環境の保全、水源かん養、地球温暖化防止等、多面的・公益的な役割を果たしていますが、山村を取り巻く環境は、主要産業である農林業の低迷や就業機会の減少、生活環境整備の遅れと過疎化・高齢化に伴う集落機能の低下などの課題を抱え、依然として厳しい状況にあります。

そのような中で、「山村振興法」の期限が平成27年3月末に到来することから、山村地域の現状と果たす役割を踏まえ、延長と施策拡充が必要となっています。そこで、山村地域の振興、地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と、就業機会の拡大、雇用確保、若者定住等の施策拡充及び「森林・林業基本計画」の施策の確実な推進に向けて、下記の事項の実現と、特に5項から11項については平成27年度予算にて実現するよう強く要望いたします。

記

1. 「山村振興法」を延長し、「森林・林業基本法」による施策の展開（第2条・多面的機能の発揮、第15条・定住の促進、第17条・都市と山村の交流）を踏まえた都市と山村の格差是正を主眼に置いた対策に加え、地域山村が果たす多面的機能の発揮に係る国の責務を明確にし、対策を講じること。また、山村振興法第3条（山村振興の目標）に、林業・木

- 材産業の振興による地域資源を活用した地域林業の確立、就業機会の増大と雇用確保、若者定住に向けた条件整備を明確に位置づけ、対策を講じること。
2. 森林吸収源対策、森林資源を活用した再生可能エネルギー対策の推進を通じた雇用の創出及び「固定価格買取制度」に係る、原木の買取価格保障等の制度化を図ること。
 3. 地域林業を指導する「フォレスター」「森林施業プランナー」の育成・確保及び振興山村市町村への林務担当職員の配置に向けた国の支援措置を講じること。
 4. 林業事業者（若者）への定住対策として、所得補償を行うための林業就業給付金（仮称）の制度化及び住居に関する自治体の優遇措置への支援を講じること。
 5. 「森林・林業基本計画」に基づく森林・林業の再生と、森林の多面的機能の持続的発揮に向け、森林整備の推進と地球温暖化防止森林吸収源となる森林の拡大・多面的機能向上に必要な予算を確保すること。また、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を追加する等、森林吸収源対策に係る安定的財源確保を図ること。
 6. 地球温暖化防止に係る森林吸収源対策については、森林資源の循環による吸収量確保に向け、皆伐跡地の確実な更新及び再造林に必要となる苗木の安定供給体制の確立、種苗事業者の育成対策を強化すること。また、造林木保護のための鳥獣害対策の強化を図ること。
 7. 民有林における森林経営計画の定着に向け、境界確定、路網整備、不在村者対応をはじめとする集約化促進に対する更なる支援の拡充を図ること。また、計画作成率の促進を図るため、市町村への林務担当職員の配置に向けた検討を行うとともに、計画を作成する人材の育成・確保等の対策を強化すること。
 8. 「木材自給率50パーセント以上」の達成に向け、「公共建築物等木材利用促進法」に基づく、地域材を利用した公共建築物整備の促進を図るとともに、販売コーディネート機能を併せ持つ官民共通のストックヤードの整備など、地域材の計画的供給体制・販売体制の確立を図ること。未利用資源を活用した木質バイオマス等再生可能エネルギー政策の推進にあたっては、原木買取価格の山元への還元をはじめ、地域林業の確立、地域雇用の確保を図ること。
 9. 国の事業の発注にあたっては、都道府県を基本単位とした入札参加資格、植栽から下刈りまで一括した複数年契約の導入など、山村地域の振興、林業における地元雇用の安定的確保をはじめ、事業者の育成・確保の見知に経った入札制度に見直すとともに、地域雇用の拡充と雇用改善に向け、地元企業などに対する優遇措置を講じること。
 10. 条件不利地域など適正な整備が進まない森林については、水源林造成事業による公的森林整備の拡充を図ること。あわせて、森林農地整備センターに係る受け皿法人の検討にあたっては、事業実施に係る組織の早期具体化と体制の充実を図ること。また、不在村所有森林などの集約施業が困難な森林については、地方公共団体等の買い入れ促進を図るため、全額国費による予算措置を講じること。
 11. 国有林野事業については、公益重視の管理経営の一層の推進、組織・技術力・資源を活用した民有林への指導・サポートなどを通して地域貢献を果たせる体制の確立を図ること。

平成26年9月18日

高知県宿毛市議会議長 浦 尻 和 伸

衆 議 院 議 長 殿
参 議 院 議 長 殿
内 閣 総 理 大 臣 殿
財 務 大 臣 殿
総 務 大 臣 殿
文 部 科 学 大 臣 殿
厚 生 労 働 大 臣 殿
経 済 産 業 大 臣 殿
国 土 交 通 大 臣 殿
環 境 大 臣 殿
林 野 庁 長 官 殿

一 般 質 問 通 告 表

平成26年第3回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	1 番 高倉真弓君	1 平成26年第11号台風の検証について（市長） （1）災害対策本部について （2）避難指示・勧告について （3）避難場所等その後の対応について 2 指定管理状況について（市長） （1）現状について （2）今後の課題について 3 産業祭の進捗状況について（市長）
2	1 2 番 宮本有二君	1 宿毛小学校の萩原地区高台移転計画について （市長、教育長） 2 宿毛市立小中学校における英語教育について （市長、教育長）
3	5 番 岡崎利久君	1 宿毛市における移住対策について（市長） 2 市営住宅について（市長）
4	2 番 山内庄一君	1 宿毛市の観光政策について（市長） （1）宿毛市の観光戦略・戦術について （2）咸陽島公園、桜公園の位置付けについて （3）大島桜公園の整備について （4）大島橋の架け替えの状況について （5）大島橋から中央線までの市道の冠水について （6）四国霊場88箇所開創1200年及び世界遺産登録運動への対応について （7）奥谷先生の作品の常設展示について 2 住宅の耐震改修の促進について（市長） 3 入札制度について（市長）
5	1 0 番 浦尻和伸君	1 三市町村のトップ会談について（市長） 2 防災対策について（市長） 3 漁船の避難海域と漁業権について（市長） 4 大島総合開発について（市長）

6	1 3 番 濱田陸紀君	1 不審者への対応について（教育長） 2 配水池タンクの安全性について（市長） （1）活断層の危険性について （2）集中豪雨時の危険性について
7	1 1 番 寺田公一君	1 市長の政治姿勢について（市長） （1）宿毛マラソンのコース設定について （2）産業祭について （3）災害時の対応について 2 教育行政について（市長、教育長） （1）学力テストについて （2）学校再編計画について
8	8 番 浅木 敏君	1 生活保護行政について（市長） （1）市民が利用しやすい実務対応について （2）改定生活保護法の問題点と実務対応について （3）生活困窮者自立支援法との関連について 2 温水プールの利用料助成について（市長） 3 宿毛小学校の建設について（市長、教育長） 4 就学援助制度について（教育長） 5 児童・生徒の安全対策について（教育長）

平成26年第3回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	平成25年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について	9月18日	継続審査
第 2 号	平成25年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月18日	継続審査
第 3 号	平成25年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月18日	継続審査
第 4 号	平成25年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月18日	継続審査
第 5 号	平成25年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について	9月18日	継続審査
第 6 号	平成25年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月18日	継続審査
第 7 号	平成25年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月18日	継続審査
第 8 号	平成25年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月18日	継続審査
第 9 号	平成25年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について	9月18日	継続審査
第10号	平成25年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月18日	継続審査
第11号	平成25年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月18日	継続審査
第12号	平成25年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	9月18日	継続審査
第13号	平成25年度宿毛市水道事業会計決算認定について	9月18日	継続審査
第14号	平成26年度宿毛市一般会計補正予算について	9月18日	原案可決
第15号	平成26年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	9月18日	原案可決
第16号	平成26年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	9月18日	原案可決

第17号	平成26年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	9月18日	原案可決
第18号	平成26年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	9月18日	原案可決
第19号	平成26年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	9月18日	原案可決
第20号	平成26年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	9月18日	原案可決
第21号	平成26年度宿毛市水道事業会計補正予算について	9月18日	原案可決
第22号	宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	9月18日	原案可決
第23号	宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の制定について	9月18日	原案可決
第24号	宿毛市立特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の制定について	9月18日	原案可決
第25号	財産の処分について	9月18日	原案可決
第26号	宿毛市土地開発公社の解散について	9月18日	原案可決
第27号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	9月18日	原案可決
第28号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	9月18日	原案可決
第29号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	9月18日	原案可決

請 願

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第 5号	宿毛小学校の速やかな改築に関する請願について	9月18日	継続審査

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第22号	地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充及び「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書の提出について	9月18日	取り下げ